

【公募説明会資料】

令和2年度

**社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備
導入支援事業費補助金**

令和2年4月

一般社団法人 都市ガス振興センター

申請者の皆様へのお願い

一般社団法人 都市ガス振興センター（以下「センター」という。）の補助金の原資は経済産業省から交付決定を受けた、いわゆる公的資金であり、当然のことながら、コンプライアンスの徹底と交付ルールに則った適正執行が求められます。

センターの補助金に申請される皆様におかれましては、以下の点につき充分ご理解のうえ、各種手続を行っていただきたくよろしくお願いします。

1. 補助金の申請や実績報告書の提出などの各種手続を行う場合は、事前に交付規程、公募説明会資料等を熟読し、交付の要件や手続上の制約条件などを充分ご理解下さい。
2. センターに提出する書類や資料においては如何なることがあっても虚偽の記載や改ざんは認められません。
3. 不正行為があった場合、センターは法や規程類に則り厳正に対処します。
4. 不正行為が認められたとき、センターは当該部分の交付決定の取消しを行うとともに、交付済みの補助金額に加算金（年利10.95%）を加えた額を返還していただきます。
5. 不正行為を行った申請者や手続代行者の名称と不正の内容は、ホームページ等で公表するとともに、センターの所管する新たな補助金の交付停止や手続代行業務の停止を一定期間行う等の措置を執らせていただきます。
6. 悪質な不正の場合は、刑事罰等の適用の可能性につき、所轄警察署に相談することがあります。

【補助事業の計画に際しての主な留意点】

- ・ 補助金の経理処理は、通常の商取引や商習慣とは異なります。
- ・ 補助事業を行うにあたり、売買、請負、委託その他の契約を締結するときは、原則、競争入札（又は3社以上の相見積）により発注先を選定して下さい。
- ・ 当該年度に行われた工事、物品購入等に対して当該年度中（令和3年2月26日まで）に対価の支払い及び精算が完了し、実績の報告ができるよう計画して下さい。当該年度の補助事業を構成する全ての工事等の完了、検収と費用の支払いをもって、補助事業の完了となります。
- ・ 費用の支払い方法は「金融機関からの振込み」とするよう手続を行って下さい。（手形、割賦、相殺等は認められません。）
- ・ 必要な書類が期限までに提出されなかった場合、補助金は交付できませんのでご注意下さい。
- ・ 郵便事情・事故により期日までに到着しなかった提出書類等については、センターでは責任を負いかねます。書類等の提出にあたっては、配達記録が残る郵送方法（書留郵便等）のご利用を推奨します。

目 次

1. 事業の趣旨	3
2. 事業の内容	4
3. 事業の実施スキーム	9
4. 事業の実施スケジュール	9
5. 補助事業制度について	10
6. 補助事業申請に係る提出書類	15
7. 書類提出期限及び連絡先	19
8. 申請から交付までの流れ	20
9－1. 交付申請・実施計画・発注計画関係	
(別紙①) 交付申請書【記入例】	42
(別紙②) 実施計画書【記入例】	43
(別紙③ - 1) 申請金額整理表【記入例】	49
(別紙③ - 2) 補助事業に要する経費等の申請者別内訳について【記入例】	50
(別紙④) 申請者別の資金調達計画について【記入例】	51
(別紙⑤ - 1～2) 発注計画書【記入例】	52
(別紙⑥) 日本標準産業分類	53
(別紙⑦) 共同申請となりうる各種契約の取扱い	56
9－2. 計算シート作成にあたっての考え方	
(別紙⑧) 省エネルギー性の評価について	59
(別紙⑨) データ報告のための計測についての留意点	62
9－3. 計算シート作成例	
(別紙⑩) 計算シート	67
(別紙⑩ - 1 - 1～3) システムフローと計算シート【(排熱の冷熱利用) 記入例】	68
(別紙⑩ - 2 - 1～3) システムフローと計算シート【(排熱の蒸気利用) 記入例】	71
(別紙⑩ - 3 - 1～3) コージェネレーション設備の想定稼働データ	74
9－4. 図面の作成例	
(別紙⑪ - 1～7) 補助事業方式の設備に関する図面について	78

9－5．見積関係及び補助対象経費の考え方	
（別紙⑫ - 1～2）見積依頼書【記入例】	86
（別紙⑫ - 4）見積書【作成例】	89
（別紙⑬ - 1～2）敷地内ガス管の補助対象経費算定方法	90
9－6．申請者内容証明関係	
（別紙⑭）役員名簿【記入例】	93
（別紙⑮）中小企業者『みなし大企業を除く』の申請確認書【記入例】	94
（別紙⑯）全部事項証明書（謄本）	95
9－7．中圧ガス供給証明関係	
（別紙⑰ - 1～2）供給証明書（検討結果）【記入例】	97
9－8．その他	
（別紙⑱）発注先選定理由書【記入例】	100
9－9．申請書提出時の確認及びまとめ方	
（別紙⑲）交付申請時提出書類チェックリスト	102
（別紙⑳）交付申請書ファイリング例	104
9－10．交付規程	107

本「公募説明会資料」は、記載された内容が変更になることがあります。

変更が生じた場合は都市ガス振興センターホームページにて、その旨をお知らせします。

都市ガス振興センターホームページ：<http://www.gasproc.or.jp/>

1. 事業の趣旨

我が国は度重なる大災害により様々な被害を受けてきた歴史があり、その都度得られた教訓を基に災害対策が強化されてきました。さらに東日本大震災・熊本地震を受け、新たに大規模災害等に備えた理念として国土強靱化が謳われ、強靱な国づくりに向けた施策が推進されています。しかしながら、平成 30 年 9 月に発生した北海道胆振東部地震では、北海道一帯で大規模停電により、電力喪失等を原因とする重要インフラの致命的な機能障害が発生しました。この長時間停電時においても北海道エリアでは、停電対応型コージェネレーションシステムにより、建物の機能を維持できた事例が多くみられました。

このような状況において、耐震性の高い中圧ガス導管等から供給を受ける施設に、停電対応型コージェネレーションシステムを普及させることは国土強靱化に資する重要な取り組みです。また、産出地域が世界各地に分布しており、化石燃料の中で燃焼時の単位発熱量あたりの CO₂ 排出量が最も少ない天然ガスの利用設備の普及を促進し、天然ガスシフトを進めることが、燃料の安定供給や省エネルギー・地球温暖化対策として重要です。

本事業は、災害時の電力供給停止にも対応可能な停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステムを導入する事業に対し補助金を交付することで、災害時の強靱性の向上及び天然ガスシフトの促進を図るものです。

2. 事業の内容

政府想定地震対象エリア及び政令指定都市等の大都市等における、災害時の電力供給停止にも対応可能な停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステムの導入を行う事業者に対し、補助事業に要する経費（設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費）の一部を補助するものです。

[令和2年度補助金予算額：約43億円]

（1）対象事業者：

家庭用需要を除く全業種（リース・エネルギーサービス等についても対象）

※事業者：事業を営んでいるもの。

※家庭用需要：居住の用に供する居室での需要のこと。

（非該当物件例：店舗兼住宅の住居部分、居住用途マンション）

（2）対象事業：

中圧ガス導管等でガス供給をうけている災害時の電力供給停止時にも対応可能な停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステム（停電対応型コージェネレーションシステム）に対して、以下のそれぞれの要件に適合する常用の設備を設置し、費用対効果に優れていると認められるものを対象とします。

1) 停電対応型コージェネレーションシステム

- ① 設備を導入して天然ガスを主原料とするガスを使用すること。
- ② 別表1に示す政府想定地震対象エリア及び政令指定都市等の大都市等に設置されること。
- ③ 系統電力の停電時に、発電を開始又は継続できる設備であること。
（ブラックアウトスタート機能は必須）
- ④ 導入後の対象設備に運転状況を確認するために必要な専用の計測装置を必ず取り付けること。
- ⑤ 中圧ガス導管等でガス供給を受けている下記のいずれかの施設に設置されること。
 - （ア）災害時に避難所として活用される国や地方自治体の防災計画指定の施設、国や地方自治体と協定を締結している（見込みも含む）帰宅困難者受入施設
 - （イ）災害時に機能維持する必要性のある施設、救急指定病院・地域医療支援病院など国や地方公共団体が認定又は指定する医療施設（ただし、災害拠点病院、救命救急センター及び周産期母子医療センターを除く。）、福祉避難所、地方公共団体等の施設
 - （ウ）国や地方自治体と震災時の物資提供の協定や災害時の協定を締結している（見込みも含む）工場・事業場
 - （エ）その他審査委員会が認めた施設

※対象設備が上記の要件に寄与していること。

※物資提供の場合、協定に記載の最終製品の製造設備へ給電できること。

(ただし：保管、冷蔵は不可。)

※中圧ガス導管等について。以下のいずれかに該当するものをいいます。

- ・都市ガスの中圧供給（供給約款に定める低圧の最高圧力を超える圧力）を受けていること。
- ・供給継続性の高い低圧供給（都市ガス供給事業者が供給停止判断基準を SI 値 70 カイン以上としている低圧供給エリア）を受けていること。
- ・低圧供給を受けていて移動式ガス発生設備を保有していること。

ガス事業法上の工作物で、別途定める条件を満たすもの。

2) コージェネレーションシステムの更新の場合も申請できますが、更新の要件は**更新前設備等を廃止**することです。撤去等の処置を行って下さい。同様に改造を行った設備については改造前の状態に容易に戻れないよう、取り外し部品等の処分を行って下さい。

また更新のための既存設備の**撤去に要する費用は補助対象外**となります。

3) 本補助事業は、対象設備の導入に対して補助を行います。よって、電力及び熱の使用先での省エネは本補助事業の対象外となります。

4) 事業完了後翌年度(4月～3月)1年間分のデータ提出が必要です。

(3) 対象燃料：

1) 新設、更新後使用燃料：天然ガスを主原料とするガス。

天然ガスを主原料とするガスについては、

- a. 天然ガス
- b. 液化天然ガス
- c. 天然ガス又は液化天然ガスを主原料（組成比が一番高いものを「主」とする）とし、
且つ、炭素係数が「天然ガス×1.10」未満のガスとします。

なお、天然ガスの炭素係数については、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」に定める値を用いることとします。

【炭素係数】

天然ガス×1.10	0.0153tC/GJ
-----------	-------------

(4) 補助対象範囲：災害時の電力供給停止時にも対応可能な停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステム導入に係る設計費、既存設備撤去費（ただし、更新のための既存設備撤去に要する経費は除く）、新規設備機器費（含む計測装置）、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費（但し、本支管工事費は除く）

I. 設計費、既存設備撤去費（更新*時は対象外）、新規設備機器費（含む計測装置）、新規設備設置工事費の補助対象範囲 ※更新定義はP.8 参照

1) 以下の設備に対する経費を対象とします。

①停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステム（ガスエンジンコージェネ、ガスタービンコージェネ、燃料電池等）機器本体に加え排熱回収に資する装置・機器、その他必要と判断される設備

②熱交換器等、煙道、煙突、安全装置、省エネを目的とした計測装置、ガスブースタ又はガスコンプレッサ、脱硝装置、基礎工事
（設備建屋及び建屋に付随する設備等は対象外とします。）

2) 蒸気・温水配管については、対象設備間をつなぐものは対象とし、対象設備と対象外設備をつなぐものは対象外とします。

（配管に付随するポンプ等もこれに準ずるものとします。）

3) 当該経費は、本補助事業で専用に使用する部分とし、補助事業外設備との共用部分がある場合には、既存設備撤去費を除き、原則定格流量比による按分相当額を対象とします。

II. 敷地内ガス管敷設費の補助対象範囲

1) ガス配管、ガバナ、ストレーナ、緊急遮断弁、ガス漏れ警報器等必要と判断される設備に対する経費を対象とします。

2) 本補助事業で使用する専用配管に加え、補助事業外設備との共用配管がある場合には、原則断面積比による按分相当額を対象とします。

(5) 補助率：①中小企業者（みなし大企業を除く）、会社法上の会社以外の法人
補助率 2／3 以内
②上記以外
補助率 1／2 以内

1) 「中小企業者（みなし大企業を除く）、会社法上の会社以外の法人」は使用者が該当する場合。エネルギーサービス、リース等で所有者が別にいる場合は、補助金額がエネルギーサービス料金、リース料金に反映されていること。

2) 中小企業者（みなし大企業を除く）について

中小企業者については、中小企業庁の定義に従い、日本標準産業分類による業種を4区分（卸売業、小売業、サービス業、製造業その他）に分類し、それぞれの区分で、資本金の額（又は出資の総額）、もしくは従業員の数の基準に該当するものを中小企業者とする。

中小企業者の基準（資本金規模又は従業員規模のどちらかに該当することが必要）

業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
製造業その他	3億円以下	300人以下

3) 中小企業者（みなし大企業を除く）は、上記の中小企業に該当するもので、下記のいずれかに該当する「みなし大企業」は除くものである。

- ・発行株式数の総数又は出資価額の 1/2 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ・発行株式数の総数又は出資価額の 2/3 以上を複数の大企業が所有している中小企業者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 1/2 以上を占めている中小企業者

4) 大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって事業を営む者

但し、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社又は投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合に該当する者は大企業として扱わない。

5) 医療法人は、(5) 補助率 ①に該当します。

(6) 補助金上限額：①中小企業者(みなし大企業を除く)、会社法上の会社以外の法人

3. 4億円

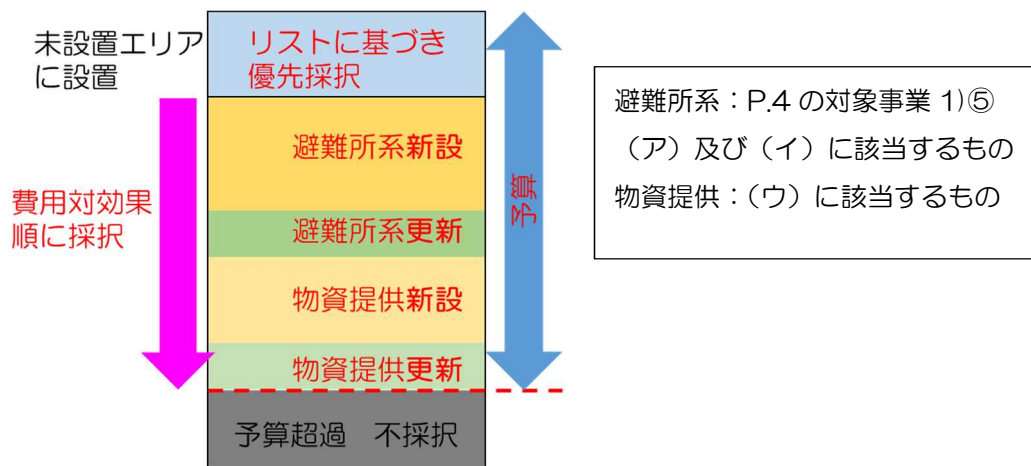
②上記以外

2. 55億円

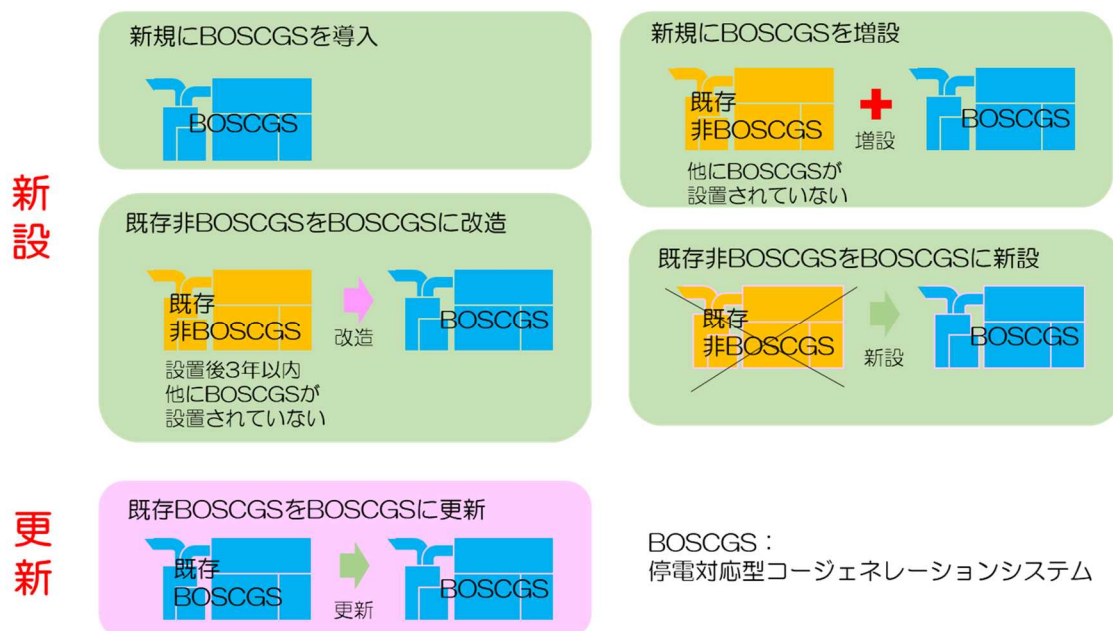
- 1) 「中小企業者(みなし大企業を除く)、会社法上の会社以外の法人」は使用者が該当する場合。エネルギーサービス、リース等で所有者が別にいる場合は、補助金額がエネルギーサービス料金、リース料金に反映されていること。

(7) 交付決定：

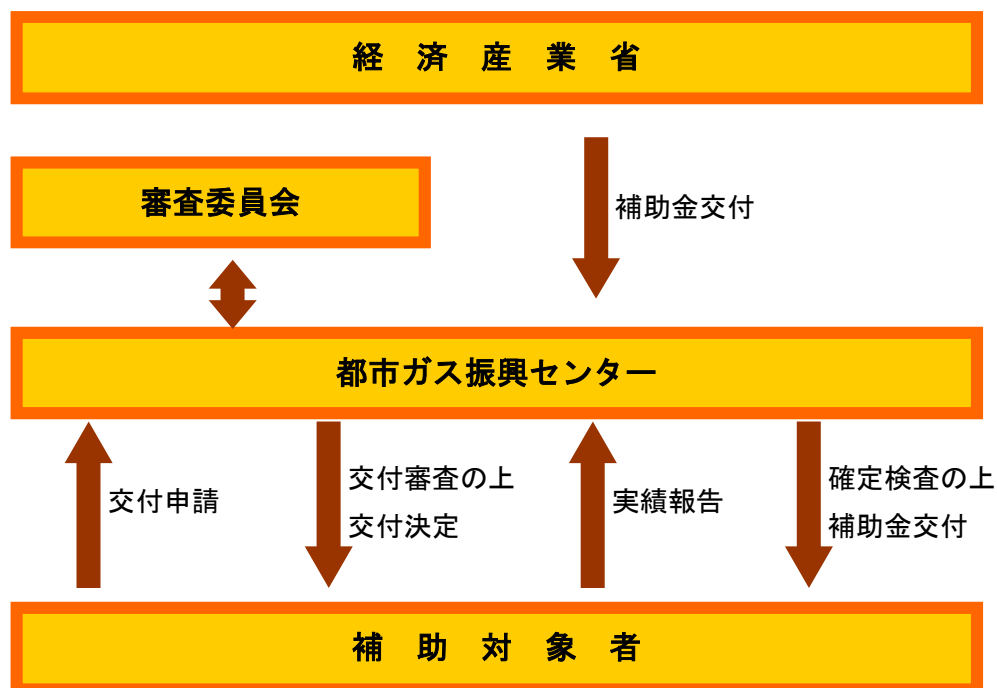
停電対応型コージェネレーションシステムが未導入の市区町村（別表1に示す、「停電対応型コージェネ導入状況」が×）の市区町村で申請があったものから採択していきます。同じ市区町村で同時に申請があった場合は、最も費用対効果^(注)の高い1件を採択し、2件目以降は次に示す方法で採択します。導入済みの市区町村の場合、P.4の対象事業1) ⑤（ア）及び（イ）に該当するもののうち、新設・更新の順に費用対効果順に採択します。その後同（ウ）に該当するもののうち、新設・更新の順に費用対効果順に採択します。予算枠を超えた際には、前記の審査に基づき、補助金交付先の決定を行います。予算枠内であっても、費用対効果等が著しく悪いものについては、審査委員会により不採択等とする場合があります。



注 費用対効果：コージェネレーションの発電出力当たりの補助対象経費[千円/kW]
(新設・更新の考え方)



3. 事業の実施スキーム



4. 事業の実施スケジュール（令和2年度）

- 1) 4月20日：公募開始
- 2) 公募説明会については当センターHPご参照
- 3) 補助金交付申請書類提出[公募開始後]
- 4) 5月29日：公募締切り（消印有効）[原則1回/年募集、予算未達時は追加募集実施]
- 5) 補助金交付審査
- 6) 7月上旬頃：補助金交付決定
- 7) 7月下旬頃：補助事業者向け事務通知説明会実施
- 8) 中間報告（詳しくは、事務通知説明会にて説明）
- 9) 実績報告書提出（事業完了後30日以内又は令和3年2月26日のいずれか早い日まで）
- 10) 補助金確定検査（工事施工状況等について必要に応じて現地調査を実施）
- 11) 補助金交付（確定検査後）
- 12) 燃料使用量等データ報告

（効果確認のため事業完了の翌年度1年間の燃料使用量等のデータ提出が必要）

5. 補助事業制度について

社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金の手続きについては、「社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金 交付規程」によりますが、留意点は以下の通りです。交付規程及び以下を熟読の上、応募して下さい。

(1) 交付申請（交付規程第7条）

本補助金の交付を希望する事業者は、一般社団法人 都市ガス振興センター宛に当該年度の交付申請書・実施計画書・添付書類を提出して下さい。（P. 42 別紙①、P. 43 別紙②参照）

1) 申請者について

申請にあたり、補助事業に含まれる設備等の所有者及び使用者（設備を使用して生産や営業活動を行う者）は、必ず申請者として登録して下さい。

申請者が複数となる場合は共同申請とし、交付申請書に各々の役割を明確に示して下さい。各事業者間で十分な連携を取り事業を推進して下さい。

【共同申請となるケース（例）】

- ・リースを利用する場合（申請者：リース会社（設備の所有者）、設備使用者）
※転リース、リースバック契約についてはP. 62 別紙⑦を参照のこと。
- ・エネルギーサービスを利用する場合
（申請者：エネルギーサービス会社、設備使用者）
- ・ESCO事業者が資金調達を行うシェアードESCOの場合
（申請者：リース会社、ESCO事業者、設備使用者）
- ・賃貸借の場合（申請者：賃貸人（設備所有者）、賃借人（設備使用者））

その他、設備が区分所有となる場合や利害関係者が多数存在する等の場合は、事前にセンターまでご相談下さい。なお、単独申請から共同申請への変更等、**申請書提出後の申請者の追加はできません。**なお、**コストオン契約は原則不可**とします。

2) 申請対象となる事業の期間について

単年度事業のため、以下に定められた期間に事業を開始、完了できる場合のみ対象となります。

事業の開始日：交付決定日以降であること。開始日とは、補助事業^(注)において最初に設計、工事等の契約を締結する日とします。

事業の完了日：令和3年2月26日までに完了すること。事業の完了日とは、補助事業^(注)において工事の完了、検収及び費用の支払いが最終完了する日

注) 完了すべき対象は当該年度の補助事業を構成する工事等全てとなります。補助対象経費であるか否かは関係ありません。

(2) 交付決定（交付規程第8条）

センターは提出された交付申請書、実施計画書、添付書類に基づいて審査を行い、以下

の事項に留意しつつ、補助金の交付が適当と認められたものについて交付決定を行います。

- 1) 申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。補助金の交付は、原則、事業者の支払の完了後となりますので、ご注意願います。（工事の検収が完了ではない）
- 2) 申請に係る補助事業に要する経費（設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費（含む計測装置）、新規設備設置工事費（含む改造工事費）、敷地内ガス管敷設費）については、見積書の写しを併せて提出して下さい。その際、前記経費５区分の金額根拠が明確になるよう内訳を記載願います。中身についても内容、金額について精査して、提出して下さい。
- 3) 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第２条第４項第１号に掲げる給付金及び同項第２号に掲げる資金を含む）の対象経費を含まないこと。

※ 地方自治体が実施する補助金については、国が実施する補助金の対象経費に対する対応が、地方自治体毎に異なりますので、該当の地方自治体に直接お問い合わせ下さい。

（３）補助事業を実施する上での注意事項

申請者が見積の依頼、工事等の契約を締結するにあたって注意すべき点を以下に記載します。

- 1) 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置（以下、停止措置）が講じられている事業者を見積の依頼、契約の相手方としないこと。

（契約金額が税込１００万円未満のものを除く）停止措置を講じた事業者の一覧は、以下経済産業省のホームページにて確認すること。

■経済産業省ホームページURL

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- 2) 見積依頼は必ず書面で行うこと。その際、見積項目が一式で５０万円以上（単体で５０万円以上の機器を除く）とならないよう見積依頼書に明記すること。一式で５０万円以上の見積項目が含まれている場合は、その部分の内訳書を見積書に添付すること。（P. 86 別紙⑫-1～P. 89 別紙⑫-4 参照）
- 3) 事業開始日は交付決定日以降であること。交付決定前の事業完了は補助金交付の対象となりません。
- 4) 補助事業を行うにあたり、売買、請負、委託その他の契約を締結するときは、競争入札（又は３社以上の相見積）により発注先を選定すること。
- 5) 発注先の選定にあたり、補助事業の運営上、競争入札（又は３社以上の相見積）が著しく困難又は不適當である場合は、前もって、センターに発注先選定理由書を提出すること。（P. 100 別紙⑬参照）

なお、理由書の内容や提出の時期によりセンターにて否認され、該当部分が補助の対象から除外となる場合がありますのでご注意下さい。

- 6) 補助事業に係る工事、物品購入等に対して当該年度中（令和３年２月２６日まで）に対価の支払い及び精算が完了すること。工事の完了、検収と費用全ての支払いをもって、補助事業の完了となります。
- 7) 補助事業に関する工事、物品購入等の費用の支払い方法は、「金融機関からの振込み」とし、支払いの事実を証明できるもの（銀行振込受領書等）をご用意ください。手形、割賦、相殺、インターネットを経由した支払い等は認められません。なお金融機関に対する振込手数料は、補助対象となりません。
- 8) 支払委託契約（金融会社等が申請者に代わり工事資金等の費用を立替えて工事会社に支払う契約）は、以下を条件に利用を認めるものとします。
 - ・実施計画書（様式第２）１．（２）補助事業の概要に支払委託契約を利用する旨記載
 - ・申請書に支払委託契約書（案可）の写しを添付
 この場合、金融会社を共同申請者として登録する必要はありません。なお、申請後の支払い方法の変更は認められません。
- 9) 交付申請する際は、事業計画や資金計画等を充分考慮のうえ、申請願います。取り下げる場合は、交付規程第９条、１０条に則った手続きが必要となります。
- 10) 交付決定後は、申請された事業内容（見積・設計等）と同じにすること。相違する場合は、実施見積依頼前に、計画変更等の対応をして下さい。

（４）中間報告について

補助事業者は、令和２年１２月末までに実績報告書が提出できない場合には、センターへ中間報告を行ってください。必要に応じて中間報告の他に、進捗状況等を確認する場合があります。

発注計画書（P. 52 別紙⑤-1）に中間報告日を記入してください。

（５）実績報告及び確定検査（交付規程第１６、１７条）

補助事業が完了した時は、事業完了後３０日以内又は、令和３年２月２６日のいずれか早い日までに実績報告書をセンター宛に提出していただきます。ただし、交付決定の後に実施する事務通知説明会実施日以前に補助事業が完了した場合は、センターの指示に従って下さい。

センターは事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査（仕様書、見積書、契約書、納品書、検収書、請求書、振込証明書等）及び現地調査等の確定検査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業者に通知します。

工事内容又は設備能力が申請書通りでない場合等不相当と認められる場合には、補助金不交付や減額の措置が取られる場合があります。特に実測値による申請の案件については内容を精査することになりますので、ご留意下さい。

なお補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合は、原価（当該調達品の製造原価等）をもって補助対象経費に計上して下さい。

但し製造原価を算出することが困難な場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

(6) 補助金の支払い（交付規程第18条）

事業者には、センターから確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、センターから事業者に補助金を支払います。

(7) 取得財産の管理について（交付規程第21、22条）

補助金で取得した資産（取得財産等）については取得財産等管理台帳(様式第15)を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、**財産処分制限期間内(耐用年数に相当)に資産を処分（転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、廃棄等）しようとするときは、あらかじめセンターの承認を受ける必要があります。**耐用年数は、減価償却資産の耐用年数に関する省令 別表2に基づいて設定することを原則とします。

(8) 圧縮記帳について

当該補助金の内、固定資産の取得又は改良に充てられた部分の金額については、法人税法第42条の規定を適用することができます。但し、既存設備の撤去費等、固定資産の取得又は改良以外に充てられた部分の金額については、法人税法第42条の規定を適用することはできません。

(9) 規定違反に対する措置について

事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従う必要があります。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意して下さい。

- 1) 交付規程第19条第1項の規定による交付決定の取消、同条第2項の規定による補助金等の返還及び同条第4項の規定による加算金の納付。
- 2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- 3) 相当の期間、補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- 4) センターが所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- 5) 事業者等の名称及び不正の内容の公表。

(10) 暴力団排除に関する誓約について

交付規程第27条に基づき、申請者は補助金の交付申請書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項（交付規程別紙参照）に同意したものとします。

(11) 利用状況の報告について

交付規程第24条に基づき、補助事業の適正な管理のため、補助事業の実施により取得した財産等の利用状況を必要に応じ、確認させていただきます。

(12) 補助事業概要の公表について

交付決定後、採択分については事業者名、事業概要、事業成果等をセンターホームページに掲載させていただきます。

(13) 燃料使用量等データ報告（補助事業完了翌年度）

事業完了の翌年度に、補助対象設備で使用した1年間分（4月から翌年3月）の燃料使用量等をご報告いただき、CO₂排出削減量の確認をさせていただきます。特に部分負荷実測値に基づいた申請の場合は申請データの妥当性を説明できるよう設備の運転時間等の記録を残しておかれることを推奨致します。申請データに比べ事業完了後の実測データが著しく悪い場合は改善指導を行い、設備改造等実施の後、再度実測データを提出していただくことがありますので、ご留意下さい。

6. 補助事業申請に係る提出書類

本事業に応募される事業者は、公募期間中に以下の書類の提出をお願いいたします。

- (1) 交付申請書（様式第1）（P. 42 別紙①参照）
- (2) 実施計画書（様式第2）（P. 43 別紙②参照）
 - 1) 申請金額整理表（P. 50 別紙③-1 参照）、補助事業に要する経費と補助対象経費の差額のわかる資料[能力按分、ガス管按分等あり、申請内容と見積に差が生じている場合]、補助事業実施場所の地図を添付
 - 2) 共同申請の場合、下記を添付
 - ・役割分担を示す体制表
 - ・実施計画書に記載した補助事業に要する経費等の申請者別内訳（P. 50 別紙③-2 参照）
 - ・実施計画書に記載した資金調達計画の申請者別内訳（P. 51 別紙④参照）
- (3) 添付書類
 - I. 発注計画書（P. 52 別紙⑤-1）
 - ・申請、契約、納品、検収、支払完了予定日等を記載のこと。
 - II. 計算シート（省エネルギー率計算用）（P.別紙⑩参照）
 - ・排熱回収に資する装置・機器は、申請されるシステム系統図において、補助対象のコージェネレーション設備の排熱分との整合性が取れていること。
 - ・排熱回収に資する装置・機器を補助対象とする際には、補助対象のコージェネレーション設備の排熱量（温度等の利用条件を考慮）と排熱回収に資する装置・機器の排熱利用量の整合性を証明するメーカー仕様書と根拠を添付すること。
 - ・「計算に使用した電力・蒸気・温水の想定負荷データと自家発電設備の想定稼働データ」（P. 74～76 別紙⑩-3-1～3 参照）に相当するデータを計算シートに添付し、設備の稼働想定を明確にすること。
 - ・メーカー、型式、定格能力等を明記した仕様書や図面等を添付すること。
※計算シートに使用した数値については、仕様書等にてマーカークしてください。
 - ・交付決定された場合は、実績報告書に添付する試運転報告書に測定数値(インプット[エネルギー量《燃烧させるガス量、発熱量等》とアウトプット《電気、蒸気、温水等のエネルギー量等》)を報告して下さい。

※重要 実績報告時に新設、更新後設備が申請時の効率を満たさないと判断される場合は、補助金の交付が行われませんので、ご注意下さい。

Ⅲ. 補助事業方式の設備に関する図面（P. 78 別紙⑪-1～P. 84 別紙⑪-7 参照）

- ・対象設備に取り付けるCO₂排出削減量を算出(上記、計算シート算出)するために必要な専用の計測装置を明示すること。

Ⅳ. 見積依頼書、見積書の写し

- ・見積依頼以降の書類（契約書、納品書、請求書、リース契約、エネルギーサービス契約等）の件名については、同じ件名に統一して下さい。
- ・見積依頼は必ず書面にて行うこと。（P. 86 別紙⑫-1～P. 88 別紙⑫-3 参照）
- ・見積書は経費の区分（設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費）及び補助対象経費が明確に分かるように注釈をつけること。
- ・見積書の提出は写しとし、原本は必ず大切に保管しておいて下さい。

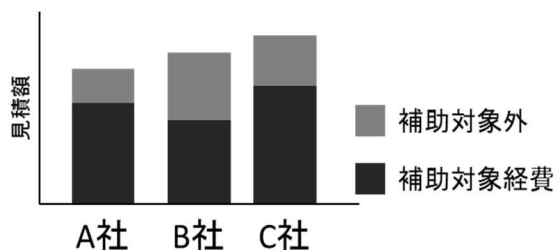
（概算見積、実施見積とも）

- ・見積内容と、補助事業方式の設備に関する図面との整合性をとって下さい。
- ・交付決定後は、申請された見積内容と相違する場合は、実施見積依頼前に、計画変更等の対応をして下さい。

【実施見積をされる場合の注意点】

実施見積（競争入札又は3社以上の相見積）による補助金交付の上限において、

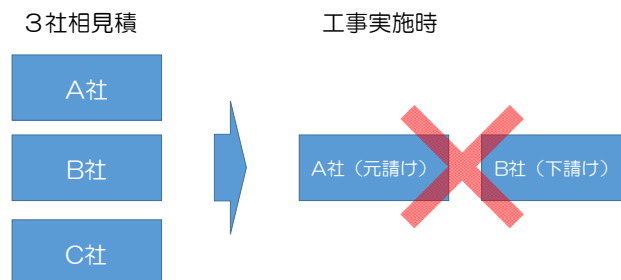
- ・契約については最も安価な見積事業者と締結すること。但し、補助対象経費の最も安価な見積事業者の額が補助金交付の上限とする。



- ・見積額が一番安いので**A社に発注**を決定
- ・補助対象額は3社の中で最も補助対象経費が安い**B社の金額を補助対象額の上限**とする。

【契約時の注意点】

- ・相見積をとった3社が工事実施時に元請け下請けの関係になることは、公正な競争が行われていないと見なされる可能性があるため、望ましくない。避けられない事情がある場合を除き避ける。



V. 会社情報

1) 会社・事業所のパンフレット、

役員名簿（氏名、生年月日、性別、会社名、役職名）（P. 93 別紙⑭参照）

（役員名簿のフォーマットはセンターホームページからダウンロードすることができます）

2) 法人にあっては、発行日が申請日から3か月以内である履歴事項全部証明書（注1，注2参照）、及び前年度の財務諸表。

注1：履歴事項全部証明書は法務局等で取得したそのものを添付すること

注2：履歴事項全部証明書とする事。それ以外の現在事項証明書、閉鎖事項全部証明書では、代わりとならない。

VI. 防災計画指定等の施設であることを証明できる書類の写し

見込みで申請の場合は、国や地方自治体と折衝している経緯がわかる議事録（国や地方自治体の担当者の押印付）や協定案等を添付すること。補助事業の完了までに協定が発効することを明確に示していること。

VII. 中圧ガス導管等でガス供給を受けていることを示す書類の写し

- ・供給証明書（P. 97～98 別紙⑰-1、⑰-2 参照）
- ・添付書類

VIII. 交付申請時提出書類チェックリスト（P. 102～103 別紙⑱参照）

上記のⅠ～Ⅷに加えて、以下に該当する場合、別途下記書類を提出して下さい。

1) 会社法上の会社が補助率2／3以内での申請をおこなう場合、中小企業基本法に定める中小企業者(みなし大企業を除く)であるかを証明できる資料

・申請者が作成した「中小企業者『みなし大企業を除く』の申請確認書」（P. 94 別紙⑲参照）

資料は、以下のとおり（該当箇所をマーキングすること）

①資本金の額又は出資の総額が記載された、履歴事項全部証明書又は登記簿謄本等の写し（Ⅴに添付した資料の抜粋で可）

②常時使用する従業員の数：雇用保険、労働保険、賃金台帳等の写し

なお、書類の証明日付が平成31年4月1日以降であること。

③発行株式数の総数又は出資価額の所有者及び所有比率が明記されたホームページ該当箇所、パンフレット、会社概要説明書、有価証券報告書等の写し

④別紙⑭の役員名簿に大企業の役員又は職員を兼ねている者がいる場合は該当者をマーキングした書類（該当者なしの場合は、「該当者なし」と記載した書類）

- 2) リース・エネルギーサービス・賃貸借等にて共同申請する場合、
- ・ 対象設備に関する契約書(案可)の写し
 - ・ 契約金額に関する料金計算書
(補助金相当額が減額されていることを証明できる書類)
(賃貸借の場合、設備の更新により契約金額が増額されない事を証明できる書類)
- ※リース・エネルギーサービス期間は原則、設備の耐用年数に合致させること。できない場合は再リースする旨、特約条項等として記載すること。
- ※リース・エネルギーサービスは実績報告時には契約が締結されていること。
- ※リース・エネルギーサービスは事業年度内に開始すること。ただし、翌4月1日開始は可とする。
- 3) 支払委託契約（金融会社等が申請者に代わり工事資金等の費用を立替えて工事会社に支払う契約）を利用の場合、支払委託契約書（案可）の写し
- 4) 発注先の選定に際して競争入札（又は3社以上の相見積）が著しく困難又は不適當である契約を含む場合、発注先選定理由書（P. 100 別紙⑱参照）
- ※事前にセンターに相談し、承認を得ること
- 5) その他、必要な追加書類
- ※審査に当たって別途資料の提出をお願いすることがあります。
- ※センターへの申請書の提出は1部とし、必ず控えを保管しておいて下さい。提出いただいた書類は返却いたしませんのでご注意下さい。

7. 書類提出期限及び連絡先

《提出期限》

令和2年5月29日（金）（消印有効、締切り厳守）

※ 必要な書類が期限までに提出されなかった場合、センターとしては受理できませんので
ご注意下さい。

《提出方法》

持参又は郵送

※ 郵便事情・事故により期日までに到着しなかった提出書類等については、センターでは
責任を負いかねます。書類等の提出にあたっては、配達記録が残る郵送方法（書留郵便
等）のご利用を推奨します。

《申請・お問合せ先》

〒105-0004 東京都港区新橋3-7-9 川辺ビル5階

一般社団法人 都市ガス振興センター 事業部

TEL：03-6435-7692

《申請・お問合せ等の受付時間》

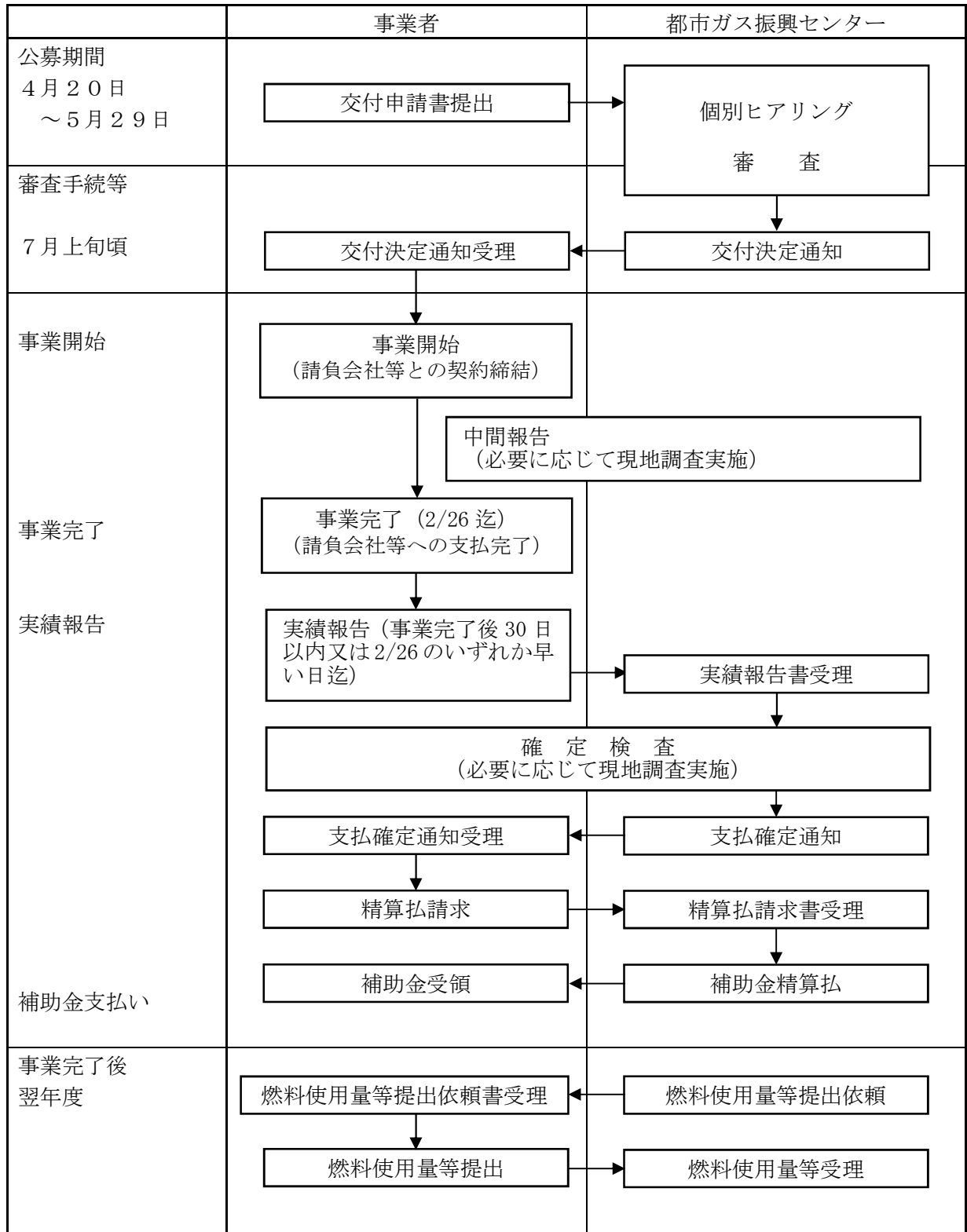
[月～金] 9：00～17：20（12：00～13：00を除く）

（祝祭日・5月1日・12月29日～1月4日を除く）

交付申請書についてはセンターホームページ <http://www.gasproc.or.jp/> からダウンロード
する事ができます。

8. 申請から交付までの流れ

(1) 全体フロー



(2) 交付申請準備から事業完了までの期間に事業者が行う業務の詳細フロー

詳細フロー（例）	事業者が行う業務	必要書類
概算見積依頼	概算見積依頼書を作成し、見積依頼内容、範囲を明確にし、業者に見積を依頼。	見積依頼書
概算見積回答	依頼した業者から見積を受領。内容、金額が正しいか、一式50万円以上の見積項目がないか確認	見積書（社印要）
交付申請	交付申請書を作成し、センターに提出※	交付申請書提出（見積回答日以降かつ公募期間内の日付）
交付決定	交付決定通知書受領	交付決定通知書（センターが発行）
実施見積依頼	実施見積依頼書を作成し、競争入札（又は3社以上の相見積）を行う※	見積依頼書
実施見積回答	見積依頼先から見積を受領。内容、金額が正しいか、一式50万円以上の見積項目がないか確認	見積書（3社以上、社印要）
契約締結（事業開始）	最も安価な見積業者と契約を締結	契約書（収入印紙要）、又は、注文書および注文請書（収入印紙要）
施工開始	工事の進捗状況を把握しながら、予定した期間内に工事が完了するよう工程管理を行う	
納品	施工完了後、納品書または完了届け等を受領、および、仕様通りの能力であることを確認・証明できる書類を受領	納品書又は完了届等
検収	契約通り施工（納品）が完了したか確認し、支障がなければ検収を行う	受領書又は検収書等（納品書以降の日付）
請求	請求書を受領。支払は金融機関からの振込となるよう経理部門に伝える	請求書（検収書以降の日付）
中間報告	必要に応じてセンターに中間報告を行う	実績報告書の途中段階のもの（申請者印不要）
支払完了（事業完了）	施工業者等に費用を支払い、証明書を入手すること	金融機関発行の振込証明書

- ・補助事業の遂行にあたっては、上記事業の流れを参考に、各段階において補助事業者自身が主体となって必要な作業を進めて下さい。（あくまで参考であり異なるケースもあります）
- ・必要な書類を適切な時期に発行または入手し、日付の整合がとれているか確認をとりながら事業を進めて下さい。
- ・必要書類の原本（原本を契約先に渡す場合はその写し）は、大切に保管しておいて下さい。実績報告時、必要書類の写しを添付していただきます。また原本の確認をさせていただきます。
- ・売買、請負、委託その他の契約を締結するときは、競争入札（又は3社以上の相見積）により発注先を選定して下さい。
- ・補助事業を構成する全ての工事等（補助対象経費であるか否かは関係ありません）の完了、検収と費用の支払いをもって補助事業の完了とします。

※発注先の選定にあたり、補助事業の運営上、競争入札（又は3社以上の相見積）が著しく困難又は不適当である場合は、事由発生次第、センターに発注先選定理由書を提出願います。尚、理由書の内容や提出の時期によりセンターにて否認され、該当部分が補助の対象から除外となる場合がありますのでご注意下さい。

【個人情報の利用目的について】

本補助事業に伴い一般社団法人 都市ガス振興センターが事業者の方々から取得した個人情報は以下の目的に利用いたします。

- ・ 「令和２年度社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金」に係る業務（ご連絡、資料送付、他の同類国庫補助金に対する重複申請の調査等）

なお、本補助事業に伴いご提供いただいた個人情報を上記の目的以外で利用することはありません。（但し、法令等により定められている場合を除きます）

〔別表 1〕

政府想定地震対象エリア及び政令指定都市等の大都市等

(1) 政府想定地震

- ①南海トラフ地震
- ②首都直下地震
- ③日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震
- ④中部圏・近畿圏直下地震

(2) 熊本地震・北海道胆振東部地震の被害地域

(3) 政令指定都市・特別区、中核市、特例市、県庁所在地、中枢中核都市

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
1	北海道	北海道	札幌市	大都市・地震エリア	○
2	北海道	北海道	函館市	大都市・地震エリア	○
3	北海道	北海道	小樽市	地震エリア	○
4	北海道	北海道	旭川市	大都市・地震エリア	×
5	北海道	北海道	室蘭市	地震エリア	○
6	北海道	北海道	釧路市	地震エリア	×
7	北海道	北海道	帯広市	地震エリア	×
8	北海道	北海道	北見市	地震エリア	×
9	北海道	北海道	岩見沢市	地震エリア	×
10	北海道	北海道	苫小牧市	地震エリア	○
11	北海道	北海道	江別市	地震エリア	×
12	北海道	北海道	千歳市	地震エリア	○
13	北海道	北海道	登別市	地震エリア	×
14	北海道	北海道	恵庭市	地震エリア	×
15	北海道	北海道	北広島市	地震エリア	×
16	北海道	北海道	石狩市	地震エリア	○
17	北海道	北海道	北斗市	地震エリア	×
18	北海道	北海道	長万部町	地震エリア	×
19	北海道	北海道	東神楽町	地震エリア	×
20	北海道	北海道	釧路町	地震エリア	×
21	東北	青森県	青森市	大都市	×
22	東北	青森県	八戸市	大都市・地震エリア	×
23	東北	岩手県	盛岡市	大都市	×
24	東北	岩手県	一関市	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
25	東北	岩手県	釜石市	地震エリア	×
26	東北	宮城県	仙台市	大都市・地震エリア	○
27	東北	宮城県	石巻市	地震エリア	×
28	東北	宮城県	塩竈市	地震エリア	×
29	東北	宮城県	気仙沼市	地震エリア	×
30	東北	宮城県	名取市	地震エリア	×
31	東北	宮城県	多賀城市	地震エリア	×
32	東北	宮城県	大崎市	地震エリア	×
33	東北	宮城県	富谷市	地震エリア	×
34	東北	宮城県	七ヶ浜町	地震エリア	×
35	東北	宮城県	利府町	地震エリア	×
36	東北	宮城県	大和町	地震エリア	○
37	東北	宮城県	大衡村	地震エリア	×
38	東北	秋田県	秋田市	大都市	○
39	東北	山形県	山形市	大都市	×
40	東北	福島県	福島市	大都市	×
41	東北	福島県	郡山市	大都市	×
42	東北	福島県	いわき市	大都市・地震エリア	○
43	東北	福島県	南相馬市	地震エリア	×
44	関東	茨城県	水戸市	大都市・地震エリア	×
45	関東	茨城県	日立市	地震エリア	○
46	関東	茨城県	土浦市	地震エリア	×
47	関東	茨城県	石岡市	地震エリア	×
48	関東	茨城県	龍ヶ崎市	地震エリア	○
49	関東	茨城県	常総市	地震エリア	×
50	関東	茨城県	笠間市	地震エリア	×
51	関東	茨城県	取手市	地震エリア	×
52	関東	茨城県	牛久市	地震エリア	×
53	関東	茨城県	つくば市	大都市・地震エリア	○
54	関東	茨城県	守谷市	地震エリア	×
55	関東	茨城県	稲敷市	地震エリア	×
56	関東	茨城県	かすみがうら市	地震エリア	×
57	関東	茨城県	つくばみらい市	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
58	関東	茨城県	小美玉市	地震エリア	×
59	関東	茨城県	茨城町	地震エリア	×
60	関東	茨城県	美浦村	地震エリア	×
61	関東	茨城県	阿見町	地震エリア	○
62	関東	茨城県	五霞町	地震エリア	○
63	関東	茨城県	利根町	地震エリア	×
64	関東	栃木県	宇都宮市	大都市	○
65	関東	栃木県	足利市	地震エリア	○
66	関東	栃木県	栃木市	地震エリア	×
67	関東	栃木県	佐野市	地震エリア	×
68	関東	栃木県	小山市	地震エリア	×
69	関東	栃木県	真岡市	地震エリア	○
70	関東	栃木県	下野市	地震エリア	×
71	関東	群馬県	前橋市	大都市・地震エリア	○
72	関東	群馬県	高崎市	大都市・地震エリア	○
73	関東	群馬県	伊勢崎市	大都市・地震エリア	×
74	関東	群馬県	太田市	大都市・地震エリア	○
75	関東	群馬県	館林市	地震エリア	○
76	関東	群馬県	藤岡市	地震エリア	○
77	関東	群馬県	下仁田町	地震エリア	×
78	関東	群馬県	明和町(群馬県)	地震エリア	×
79	関東	群馬県	千代田町	地震エリア	×
80	関東	群馬県	大泉町	地震エリア	○
81	関東	群馬県	邑楽町	地震エリア	×
82	関東	埼玉県	さいたま市	大都市・地震エリア	○
83	関東	埼玉県	川越市	大都市・地震エリア	○
84	関東	埼玉県	熊谷市	大都市・地震エリア	○
85	関東	埼玉県	川口市	大都市・地震エリア	○
86	関東	埼玉県	行田市	地震エリア	×
87	関東	埼玉県	秩父市	地震エリア	×
88	関東	埼玉県	所沢市	大都市・地震エリア	×
89	関東	埼玉県	飯能市	地震エリア	×
90	関東	埼玉県	加須市	地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
91	関東	埼玉県	本庄市	地震エリア	×
92	関東	埼玉県	東松山市	地震エリア	×
93	関東	埼玉県	春日部市	大都市・地震エリア	○
94	関東	埼玉県	狭山市	地震エリア	○
95	関東	埼玉県	羽生市	地震エリア	×
96	関東	埼玉県	鴻巣市	地震エリア	×
97	関東	埼玉県	深谷市	地震エリア	○
98	関東	埼玉県	上尾市	地震エリア	×
99	関東	埼玉県	草加市	大都市・地震エリア	○
100	関東	埼玉県	越谷市	大都市・地震エリア	×
101	関東	埼玉県	蕨市	地震エリア	×
102	関東	埼玉県	戸田市	地震エリア	○
103	関東	埼玉県	入間市	地震エリア	×
104	関東	埼玉県	朝霞市	地震エリア	○
105	関東	埼玉県	志木市	地震エリア	×
106	関東	埼玉県	和光市	地震エリア	○
107	関東	埼玉県	新座市	地震エリア	×
108	関東	埼玉県	桶川市	地震エリア	×
109	関東	埼玉県	久喜市	地震エリア	○
110	関東	埼玉県	北本市	地震エリア	×
111	関東	埼玉県	八潮市	地震エリア	○
112	関東	埼玉県	富士見市	地震エリア	×
113	関東	埼玉県	三郷市	地震エリア	○
114	関東	埼玉県	蓮田市	地震エリア	×
115	関東	埼玉県	坂戸市	地震エリア	○
116	関東	埼玉県	幸手市	地震エリア	×
117	関東	埼玉県	鶴ヶ島市	地震エリア	×
118	関東	埼玉県	日高市	地震エリア	○
119	関東	埼玉県	吉川市	地震エリア	×
120	関東	埼玉県	ふじみ野市	地震エリア	○
121	関東	埼玉県	白岡市	地震エリア	×
122	関東	埼玉県	伊奈町	地震エリア	×
123	関東	埼玉県	三芳町	地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
124	関東	埼玉県	毛呂山町	地震エリア	○
125	関東	埼玉県	滑川町	地震エリア	×
126	関東	埼玉県	小川町	地震エリア	×
127	関東	埼玉県	川島町	地震エリア	×
128	関東	埼玉県	吉見町	地震エリア	×
129	関東	埼玉県	鳩山町	地震エリア	×
130	関東	埼玉県	美里町(埼玉県)	地震エリア	×
131	関東	埼玉県	上里町	地震エリア	×
132	関東	埼玉県	宮代町	地震エリア	×
133	関東	埼玉県	杉戸町	地震エリア	×
134	関東	埼玉県	松伏町	地震エリア	×
135	関東	千葉県	千葉市	大都市・地震エリア	○
136	関東	千葉県	銚子市	地震エリア	×
137	関東	千葉県	市川市	地震エリア	○
138	関東	千葉県	船橋市	大都市・地震エリア	×
139	関東	千葉県	館山市	地震エリア	×
140	関東	千葉県	木更津市	地震エリア	○
141	関東	千葉県	松戸市	地震エリア	○
142	関東	千葉県	野田市	地震エリア	×
143	関東	千葉県	茂原市	地震エリア	×
144	関東	千葉県	成田市	地震エリア	○
145	関東	千葉県	佐倉市	地震エリア	○
146	関東	千葉県	東金市	地震エリア	×
147	関東	千葉県	旭市	地震エリア	×
148	関東	千葉県	習志野市	地震エリア	×
149	関東	千葉県	柏市	大都市・地震エリア	○
150	関東	千葉県	市原市	地震エリア	○
151	関東	千葉県	流山市	地震エリア	×
152	関東	千葉県	八千代市	地震エリア	○
153	関東	千葉県	我孫子市	地震エリア	×
154	関東	千葉県	鎌ヶ谷市	地震エリア	○
155	関東	千葉県	君津市	地震エリア	×
156	関東	千葉県	富津市	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
157	関東	千葉県	浦安市	地震エリア	○
158	関東	千葉県	四街道市	地震エリア	×
159	関東	千葉県	袖ヶ浦市	地震エリア	×
160	関東	千葉県	八街市	地震エリア	×
161	関東	千葉県	印西市	地震エリア	○
162	関東	千葉県	白井市	地震エリア	×
163	関東	千葉県	富里市	地震エリア	×
164	関東	千葉県	山武市	地震エリア	×
165	関東	千葉県	大網白里市	地震エリア	×
166	関東	千葉県	酒々井町	地震エリア	×
167	関東	千葉県	栄町	地震エリア	×
168	関東	千葉県	多古町	地震エリア	×
169	関東	千葉県	九十九里町	地震エリア	×
170	関東	千葉県	芝山町	地震エリア	×
171	関東	千葉県	一宮町	地震エリア	×
172	関東	千葉県	睦沢町	地震エリア	○
173	関東	千葉県	長生村	地震エリア	×
174	関東	千葉県	白子町	地震エリア	×
175	関東	千葉県	長南町	地震エリア	×
176	関東	千葉県	大多喜町	地震エリア	×
177	関東	東京都	千代田区	地震エリア	○
178	関東	東京都	中央区	地震エリア	○
179	関東	東京都	港区	地震エリア	○
180	関東	東京都	新宿区	地震エリア	○
181	関東	東京都	文京区	地震エリア	○
182	関東	東京都	台東区	地震エリア	○
183	関東	東京都	墨田区	地震エリア	○
184	関東	東京都	江東区	地震エリア	○
185	関東	東京都	品川区	地震エリア	○
186	関東	東京都	目黒区	地震エリア	○
187	関東	東京都	大田区	地震エリア	○
188	関東	東京都	世田谷区	地震エリア	○
189	関東	東京都	渋谷区	地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
190	関東	東京都	中野区	地震エリア	○
191	関東	東京都	杉並区	地震エリア	○
192	関東	東京都	豊島区	地震エリア	○
193	関東	東京都	北区	地震エリア	×
194	関東	東京都	荒川区	地震エリア	×
195	関東	東京都	板橋区	地震エリア	○
196	関東	東京都	練馬区	地震エリア	○
197	関東	東京都	足立区	地震エリア	○
198	関東	東京都	葛飾区	地震エリア	○
199	関東	東京都	江戸川区	地震エリア	○
200	関東	東京都	八王子市	大都市・地震エリア	○
201	関東	東京都	立川市	地震エリア	○
202	関東	東京都	武蔵野市	地震エリア	○
203	関東	東京都	三鷹市	地震エリア	○
204	関東	東京都	青梅市	地震エリア	×
205	関東	東京都	府中市(東京都)	地震エリア	○
206	関東	東京都	昭島市	地震エリア	×
207	関東	東京都	調布市	地震エリア	○
208	関東	東京都	町田市	地震エリア	○
209	関東	東京都	小金井市	地震エリア	×
210	関東	東京都	小平市	地震エリア	○
211	関東	東京都	日野市	地震エリア	○
212	関東	東京都	東村山市	地震エリア	○
213	関東	東京都	国分寺市	地震エリア	×
214	関東	東京都	国立市	地震エリア	×
215	関東	東京都	福生市	地震エリア	×
216	関東	東京都	狛江市	地震エリア	×
217	関東	東京都	東大和市	地震エリア	○
218	関東	東京都	清瀬市	地震エリア	○
219	関東	東京都	東久留米市	地震エリア	○
220	関東	東京都	武蔵村山市	地震エリア	×
221	関東	東京都	多摩市	地震エリア	○
222	関東	東京都	稲城市	地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
223	関東	東京都	羽村市	地震エリア	×
224	関東	東京都	あきる野市	地震エリア	×
225	関東	東京都	西東京市	地震エリア	○
226	関東	東京都	瑞穂町	地震エリア	×
227	関東	東京都	日の出町	地震エリア	×
228	関東	神奈川県	横浜市	大都市・地震エリア	○
229	関東	神奈川県	川崎市	大都市・地震エリア	○
230	関東	神奈川県	相模原市	大都市・地震エリア	○
231	関東	神奈川県	横須賀市	大都市・地震エリア	○
232	関東	神奈川県	平塚市	大都市・地震エリア	○
233	関東	神奈川県	鎌倉市	地震エリア	○
234	関東	神奈川県	藤沢市	地震エリア	○
235	関東	神奈川県	小田原市	大都市・地震エリア	○
236	関東	神奈川県	茅ヶ崎市	大都市・地震エリア	○
237	関東	神奈川県	逗子市	地震エリア	×
238	関東	神奈川県	三浦市	地震エリア	×
239	関東	神奈川県	秦野市	地震エリア	×
240	関東	神奈川県	厚木市	大都市・地震エリア	○
241	関東	神奈川県	大和市	大都市・地震エリア	○
242	関東	神奈川県	伊勢原市	地震エリア	○
243	関東	神奈川県	海老名市	地震エリア	○
244	関東	神奈川県	座間市	地震エリア	×
245	関東	神奈川県	南足柄市	地震エリア	○
246	関東	神奈川県	綾瀬市	地震エリア	×
247	関東	神奈川県	葉山町	地震エリア	×
248	関東	神奈川県	寒川町	地震エリア	×
249	関東	神奈川県	大磯町	地震エリア	×
250	関東	神奈川県	二宮町	地震エリア	×
251	関東	神奈川県	中井町	地震エリア	×
252	関東	神奈川県	大井町	地震エリア	○
253	関東	神奈川県	開成町	地震エリア	○
254	関東	神奈川県	箱根町	地震エリア	×
255	関東	神奈川県	湯河原町	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
256	関東	神奈川県	愛川町	地震エリア	×
257	関東	新潟県	新潟市	大都市	○
258	関東	新潟県	長岡市	大都市	○
259	関東	新潟県	上越市	大都市	○
260	東海／北陸	富山県	富山市	大都市	×
261	東海／北陸	富山県	高岡市	大都市	×
262	東海／北陸	富山県	射水市	大都市	○
263	東海／北陸	石川県	金沢市	大都市	○
264	近畿	福井県	福井市	大都市	×
265	関東	山梨県	甲府市	大都市・地震エリア	×
266	関東	山梨県	富士吉田市	地震エリア	×
267	関東	山梨県	甲斐市	地震エリア	×
268	関東	山梨県	中央市	地震エリア	×
269	関東	山梨県	昭和町	地震エリア	○
270	関東	山梨県	忍野村	地震エリア	○
271	関東	山梨県	山中湖村	地震エリア	×
272	関東	山梨県	富士河口湖町	地震エリア	×
273	関東	長野県	長野市	大都市	○
274	関東	長野県	松本市	大都市	○
275	関東	長野県	岡谷市	地震エリア	×
276	関東	長野県	飯田市	地震エリア	×
277	関東	長野県	諏訪市	地震エリア	○
278	関東	長野県	茅野市	地震エリア	×
279	関東	長野県	下諏訪町	地震エリア	×
280	東海／北陸	岐阜県	岐阜市	大都市・地震エリア	○
281	東海／北陸	岐阜県	大垣市	地震エリア	×
282	東海／北陸	岐阜県	多治見市	地震エリア	×
283	東海／北陸	岐阜県	羽島市	地震エリア	×
284	東海／北陸	岐阜県	美濃加茂市	地震エリア	×
285	東海／北陸	岐阜県	土岐市	地震エリア	×
286	東海／北陸	岐阜県	各務原市	地震エリア	○
287	東海／北陸	岐阜県	可児市	地震エリア	○
288	東海／北陸	岐阜県	山県市	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
289	東海／北陸	岐阜県	瑞穂市	地震エリア	×
290	東海／北陸	岐阜県	本巣市	地震エリア	×
291	東海／北陸	岐阜県	岐南町	地震エリア	×
292	東海／北陸	岐阜県	笠松町	地震エリア	○
293	東海／北陸	岐阜県	安八町	地震エリア	×
294	東海／北陸	岐阜県	大野町	地震エリア	×
295	東海／北陸	岐阜県	北方町	地震エリア	×
296	東海／北陸	岐阜県	御嵩町	地震エリア	×
297	東海／北陸	静岡県	静岡市	大都市・地震エリア	○
298	東海／北陸	静岡県	浜松市	大都市・地震エリア	○
299	東海／北陸	静岡県	沼津市	大都市・地震エリア	×
300	東海／北陸	静岡県	熱海市	地震エリア	×
301	東海／北陸	静岡県	三島市	地震エリア	×
302	東海／北陸	静岡県	富士宮市	地震エリア	○
303	東海／北陸	静岡県	伊東市	地震エリア	×
304	東海／北陸	静岡県	島田市	地震エリア	×
305	東海／北陸	静岡県	富士市	大都市・地震エリア	○
306	東海／北陸	静岡県	磐田市	地震エリア	○
307	東海／北陸	静岡県	焼津市	地震エリア	○
308	東海／北陸	静岡県	掛川市	地震エリア	×
309	東海／北陸	静岡県	藤枝市	地震エリア	×
310	東海／北陸	静岡県	御殿場市	地震エリア	×
311	東海／北陸	静岡県	袋井市	地震エリア	×
312	東海／北陸	静岡県	下田市	地震エリア	×
313	東海／北陸	静岡県	裾野市	地震エリア	×
314	東海／北陸	静岡県	湖西市	地震エリア	○
315	東海／北陸	静岡県	函南町	地震エリア	×
316	東海／北陸	静岡県	清水町(静岡県)	地震エリア	×
317	東海／北陸	静岡県	長泉町	地震エリア	○
318	東海／北陸	愛知県	名古屋市	大都市・地震エリア	○
319	東海／北陸	愛知県	豊橋市	大都市・地震エリア	○
320	東海／北陸	愛知県	岡崎市	大都市・地震エリア	×
321	東海／北陸	愛知県	一宮市	大都市・地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
322	東海／北陸	愛知県	瀬戸市	地震エリア	×
323	東海／北陸	愛知県	半田市	地震エリア	○
324	東海／北陸	愛知県	春日井市	大都市・地震エリア	×
325	東海／北陸	愛知県	豊川市	地震エリア	×
326	東海／北陸	愛知県	津島市	地震エリア	×
327	東海／北陸	愛知県	碧南市	地震エリア	×
328	東海／北陸	愛知県	刈谷市	地震エリア	○
329	東海／北陸	愛知県	豊田市	大都市・地震エリア	○
330	東海／北陸	愛知県	安城市	地震エリア	○
331	東海／北陸	愛知県	西尾市	地震エリア	○
332	東海／北陸	愛知県	蒲郡市	地震エリア	×
333	東海／北陸	愛知県	犬山市	地震エリア	×
334	東海／北陸	愛知県	常滑市	地震エリア	○
335	東海／北陸	愛知県	江南市	地震エリア	×
336	東海／北陸	愛知県	小牧市	地震エリア	×
337	東海／北陸	愛知県	稲沢市	地震エリア	○
338	東海／北陸	愛知県	東海市	地震エリア	○
339	東海／北陸	愛知県	大府市	地震エリア	×
340	東海／北陸	愛知県	知多市	地震エリア	×
341	東海／北陸	愛知県	知立市	地震エリア	×
342	東海／北陸	愛知県	尾張旭市	地震エリア	×
343	東海／北陸	愛知県	高浜市	地震エリア	○
344	東海／北陸	愛知県	岩倉市	地震エリア	×
345	東海／北陸	愛知県	豊明市	地震エリア	×
346	東海／北陸	愛知県	日進市	地震エリア	×
347	東海／北陸	愛知県	田原市	地震エリア	×
348	東海／北陸	愛知県	愛西市	地震エリア	×
349	東海／北陸	愛知県	清須市	地震エリア	×
350	東海／北陸	愛知県	北名古屋	地震エリア	×
351	東海／北陸	愛知県	弥富市	地震エリア	×
352	東海／北陸	愛知県	みよし市	地震エリア	○
353	東海／北陸	愛知県	あま市	地震エリア	×
354	東海／北陸	愛知県	長久手市	地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
355	東海／北陸	愛知県	東郷町	地震エリア	×
356	東海／北陸	愛知県	豊山町	地震エリア	×
357	東海／北陸	愛知県	大口町	地震エリア	○
358	東海／北陸	愛知県	扶桑町	地震エリア	×
359	東海／北陸	愛知県	大治町	地震エリア	×
360	東海／北陸	愛知県	蟹江町	地震エリア	×
361	東海／北陸	愛知県	飛島村	地震エリア	×
362	東海／北陸	愛知県	阿久比町	地震エリア	×
363	東海／北陸	愛知県	東浦町	地震エリア	×
364	東海／北陸	愛知県	武豊町	地震エリア	○
365	東海／北陸	愛知県	幸田町	地震エリア	○
366	東海／北陸	三重県	津市	大都市・地震エリア	○
367	東海／北陸	三重県	四日市市	大都市・地震エリア	×
368	東海／北陸	三重県	伊勢市	地震エリア	○
369	東海／北陸	三重県	松阪市	地震エリア	×
370	東海／北陸	三重県	桑名市	地震エリア	○
371	東海／北陸	三重県	鈴鹿市	地震エリア	×
372	東海／北陸	三重県	名張市	地震エリア	○
373	東海／北陸	三重県	亀山市	地震エリア	×
374	東海／北陸	三重県	いなべ市	地震エリア	○
375	東海／北陸	三重県	伊賀市	地震エリア	○
376	東海／北陸	三重県	木曽岬町	地震エリア	×
377	東海／北陸	三重県	東員町	地震エリア	○
378	東海／北陸	三重県	朝日町(三重県)	地震エリア	×
379	東海／北陸	三重県	川越町	地震エリア	×
380	近畿	滋賀県	大津市	大都市・地震エリア	○
381	近畿	滋賀県	彦根市	地震エリア	×
382	近畿	滋賀県	長浜市	地震エリア	○
383	近畿	滋賀県	近江八幡市	地震エリア	○
384	近畿	滋賀県	草津市	地震エリア	○
385	近畿	滋賀県	守山市	地震エリア	○
386	近畿	滋賀県	栗東市	地震エリア	○
387	近畿	滋賀県	甲賀市	地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
388	近畿	滋賀県	野洲市	地震エリア	○
389	近畿	滋賀県	湖南市	地震エリア	○
390	近畿	滋賀県	東近江市	地震エリア	○
391	近畿	滋賀県	米原市	地震エリア	×
392	近畿	滋賀県	日野町(滋賀県)	地震エリア	○
393	近畿	滋賀県	竜王町	地震エリア	×
394	近畿	滋賀県	愛荘町	地震エリア	×
395	近畿	滋賀県	甲良町	地震エリア	×
396	近畿	滋賀県	多賀町	地震エリア	○
397	近畿	京都府	京都市	大都市・地震エリア	○
398	近畿	京都府	宇治市	地震エリア	○
399	近畿	京都府	亀岡市	地震エリア	×
400	近畿	京都府	城陽市	地震エリア	○
401	近畿	京都府	向日市	地震エリア	×
402	近畿	京都府	長岡京市	地震エリア	×
403	近畿	京都府	八幡市	地震エリア	○
404	近畿	京都府	京田辺市	地震エリア	○
405	近畿	京都府	木津川市	地震エリア	○
406	近畿	京都府	大山崎町	地震エリア	○
407	近畿	京都府	久御山町	地震エリア	○
408	近畿	京都府	井手町	地震エリア	×
409	近畿	京都府	精華町	地震エリア	○
410	近畿	大阪府	大阪市	大都市・地震エリア	○
411	近畿	大阪府	堺市	大都市・地震エリア	○
412	近畿	大阪府	岸和田市	大都市・地震エリア	○
413	近畿	大阪府	豊中市	大都市・地震エリア	×
414	近畿	大阪府	池田市	地震エリア	×
415	近畿	大阪府	吹田市	大都市・地震エリア	○
416	近畿	大阪府	泉大津市	地震エリア	×
417	近畿	大阪府	高槻市	大都市・地震エリア	○
418	近畿	大阪府	貝塚市	地震エリア	○
419	近畿	大阪府	守口市	地震エリア	○
420	近畿	大阪府	枚方市	大都市・地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
421	近畿	大阪府	茨木市	大都市・地震エリア	○
422	近畿	大阪府	八尾市	大都市・地震エリア	○
423	近畿	大阪府	泉佐野市	地震エリア	○
424	近畿	大阪府	富田林市	地震エリア	○
425	近畿	大阪府	寝屋川市	大都市・地震エリア	×
426	近畿	大阪府	河内長野市	地震エリア	○
427	近畿	大阪府	松原市	地震エリア	○
428	近畿	大阪府	大東市	地震エリア	○
429	近畿	大阪府	和泉市	地震エリア	○
430	近畿	大阪府	箕面市	地震エリア	×
431	近畿	大阪府	柏原市	地震エリア	○
432	近畿	大阪府	羽曳野市	地震エリア	○
433	近畿	大阪府	門真市	地震エリア	○
434	近畿	大阪府	摂津市	地震エリア	○
435	近畿	大阪府	高石市	地震エリア	○
436	近畿	大阪府	藤井寺市	地震エリア	×
437	近畿	大阪府	東大阪市	大都市・地震エリア	○
438	近畿	大阪府	泉南市	地震エリア	○
439	近畿	大阪府	四條畷市	地震エリア	○
440	近畿	大阪府	交野市	地震エリア	○
441	近畿	大阪府	大阪狭山市	地震エリア	○
442	近畿	大阪府	阪南市	地震エリア	×
443	近畿	大阪府	島本町	地震エリア	×
444	近畿	大阪府	豊能町	地震エリア	×
445	近畿	大阪府	能勢町	地震エリア	×
446	近畿	大阪府	忠岡町	地震エリア	○
447	近畿	大阪府	熊取町	地震エリア	○
448	近畿	大阪府	田尻町	地震エリア	○
449	近畿	大阪府	岬町	地震エリア	×
450	近畿	大阪府	太子町(大阪府)	地震エリア	×
451	近畿	大阪府	河南町	地震エリア	×
452	近畿	兵庫県	神戸市	大都市・地震エリア	○
453	近畿	兵庫県	姫路市	大都市・地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
454	近畿	兵庫県	尼崎市	大都市・地震エリア	○
455	近畿	兵庫県	明石市	大都市・地震エリア	○
456	近畿	兵庫県	西宮市	大都市・地震エリア	○
457	近畿	兵庫県	洲本市	地震エリア	×
458	近畿	兵庫県	芦屋市	地震エリア	×
459	近畿	兵庫県	伊丹市	地震エリア	○
460	近畿	兵庫県	加古川市	大都市・地震エリア	○
461	近畿	兵庫県	宝塚市	大都市・地震エリア	×
462	近畿	兵庫県	三木市	地震エリア	○
463	近畿	兵庫県	高砂市	地震エリア	○
464	近畿	兵庫県	川西市	地震エリア	○
465	近畿	兵庫県	三田市	地震エリア	○
466	近畿	兵庫県	加西市	地震エリア	×
467	近畿	兵庫県	篠山市	地震エリア	×
468	近畿	兵庫県	加東市	地震エリア	×
469	近畿	兵庫県	たつの市	地震エリア	×
470	近畿	兵庫県	猪名川町	地震エリア	×
471	近畿	兵庫県	稲美町	地震エリア	×
472	近畿	兵庫県	播磨町	地震エリア	○
473	近畿	兵庫県	太子町(兵庫県)	地震エリア	×
474	近畿	奈良県	奈良市	大都市・地震エリア	○
475	近畿	奈良県	大和高田市	地震エリア	○
476	近畿	奈良県	大和郡山市	地震エリア	×
477	近畿	奈良県	天理市	地震エリア	○
478	近畿	奈良県	橿原市	地震エリア	×
479	近畿	奈良県	桜井市	地震エリア	×
480	近畿	奈良県	五條市	地震エリア	×
481	近畿	奈良県	御所市	地震エリア	×
482	近畿	奈良県	生駒市	地震エリア	○
483	近畿	奈良県	香芝市	地震エリア	×
484	近畿	奈良県	葛城市	地震エリア	○
485	近畿	奈良県	平群町	地震エリア	×
486	近畿	奈良県	三郷町	地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
487	近畿	奈良県	斑鳩町	地震エリア	×
488	近畿	奈良県	安堵町	地震エリア	×
489	近畿	奈良県	川西町(奈良県)	地震エリア	×
490	近畿	奈良県	明日香村	地震エリア	×
491	近畿	奈良県	上牧町	地震エリア	×
492	近畿	奈良県	王寺町	地震エリア	○
493	近畿	奈良県	広陵町	地震エリア	×
494	近畿	奈良県	河合町	地震エリア	×
495	近畿	和歌山県	和歌山市	大都市・地震エリア	○
496	近畿	和歌山県	海南市	地震エリア	×
497	近畿	和歌山県	新宮市	地震エリア	×
498	近畿	和歌山県	岩出市	地震エリア	○
499	中国／四国	鳥取県	鳥取市	大都市	×
500	中国／四国	島根県	松江市	大都市	○
501	中国／四国	岡山県	岡山市	大都市・地震エリア	○
502	中国／四国	岡山県	倉敷市	大都市・地震エリア	○
503	中国／四国	岡山県	玉野市	地震エリア	×
504	中国／四国	岡山県	総社市	地震エリア	×
505	中国／四国	岡山県	赤磐市	地震エリア	×
506	中国／四国	岡山県	早島町	地震エリア	×
507	中国／四国	岡山県	里庄町	地震エリア	×
508	中国／四国	広島県	広島市	大都市・地震エリア	○
509	中国／四国	広島県	呉市	大都市・地震エリア	×
510	中国／四国	広島県	三原市	地震エリア	×
511	中国／四国	広島県	尾道市	地震エリア	×
512	中国／四国	広島県	福山市	大都市・地震エリア	×
513	中国／四国	広島県	東広島市	地震エリア	×
514	中国／四国	広島県	廿日市市	地震エリア	×
515	中国／四国	広島県	府中町	地震エリア	×
516	中国／四国	広島県	海田町	地震エリア	×
517	中国／四国	広島県	熊野町	地震エリア	×
518	中国／四国	広島県	坂町	地震エリア	×
519	中国／四国	山口県	下関市	大都市・地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
520	中国／四国	山口県	宇部市	大都市・地震エリア	×
521	中国／四国	山口県	山口市	大都市・地震エリア	×
522	中国／四国	山口県	防府市	地震エリア	○
523	中国／四国	山口県	下松市	地震エリア	×
524	中国／四国	山口県	光市	地震エリア	○
525	中国／四国	山口県	周南市	地震エリア	×
526	中国／四国	山口県	山陽小野田市	地震エリア	○
527	中国／四国	徳島県	徳島市	大都市・地震エリア	×
528	中国／四国	香川県	高松市	大都市・地震エリア	×
529	中国／四国	香川県	丸亀市	地震エリア	○
530	中国／四国	香川県	坂出市	地震エリア	○
531	中国／四国	香川県	善通寺市	地震エリア	×
532	中国／四国	香川県	宇多津町	地震エリア	×
533	中国／四国	香川県	琴平町	地震エリア	×
534	中国／四国	香川県	多度津町	地震エリア	×
535	中国／四国	愛媛県	松山市	大都市・地震エリア	×
536	中国／四国	愛媛県	今治市	地震エリア	×
537	中国／四国	愛媛県	宇和島市	地震エリア	×
538	中国／四国	愛媛県	松前町(愛媛県)	地震エリア	×
539	中国／四国	高知県	高知市	大都市・地震エリア	×
540	九州／沖縄	福岡県	北九州市	大都市・地震エリア	○
541	九州／沖縄	福岡県	福岡市	大都市	○
542	九州／沖縄	福岡県	久留米市	大都市	×
543	九州／沖縄	福岡県	苅田町	地震エリア	×
544	九州／沖縄	佐賀県	佐賀市	大都市	×
545	九州／沖縄	長崎県	長崎市	大都市	○
546	九州／沖縄	長崎県	佐世保市	大都市	×
547	九州／沖縄	熊本県	熊本市	大都市・地震エリア	○
548	九州／沖縄	熊本県	八代市	地震エリア	×
549	九州／沖縄	熊本県	荒尾市	地震エリア	×
550	九州／沖縄	熊本県	山鹿市	地震エリア	×
551	九州／沖縄	熊本県	天草市	地震エリア	×
552	九州／沖縄	熊本県	合志市	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
553	九州／沖縄	熊本県	大津町	地震エリア	×
554	九州／沖縄	熊本県	菊陽町	地震エリア	○
555	九州／沖縄	熊本県	御船町	地震エリア	×
556	九州／沖縄	熊本県	嘉島町	地震エリア	×
557	九州／沖縄	熊本県	益城町	地震エリア	×
558	九州／沖縄	大分県	大分市	大都市・地震エリア	○
559	九州／沖縄	大分県	別府市	地震エリア	×
560	九州／沖縄	大分県	中津市	地震エリア	×
561	九州／沖縄	大分県	由布市	地震エリア	×
562	九州／沖縄	宮崎県	宮崎市	大都市・地震エリア	×
563	九州／沖縄	宮崎県	都城市	地震エリア	×
564	九州／沖縄	宮崎県	延岡市	地震エリア	×
565	九州／沖縄	宮崎県	三股町	地震エリア	×
566	九州／沖縄	鹿児島県	鹿児島市	大都市・地震エリア	○
567	九州／沖縄	鹿児島県	阿久根市	地震エリア	×
568	九州／沖縄	鹿児島県	薩摩川内市	地震エリア	×
569	九州／沖縄	鹿児島県	霧島市	地震エリア	×
570	九州／沖縄	鹿児島県	奄美市	地震エリア	×
571	九州／沖縄	鹿児島県	姶良市	地震エリア	×
572	九州／沖縄	沖縄県	那覇市	大都市	×
573	九州／沖縄	沖縄県	豊見城市	地震エリア	×

9－1． 交付申請・実施計画
・発注計画関係

(別紙①)

(様式第1)

受 理 番 号 (センターで記入)					

番 号				
申請日(記入日)				
令和	2	5	29	
	年	月	日	

申請者の社内上申番号を
記入する。(空欄可)

令和2年度社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
交付申請書

募集期間内であることを確認。

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

申請者が複数の場合
下記の※参照。

1. 申請者

法人名				印	
虎ノ門工業株式会社				 社印	
代表者名 虎ノ門 一郎					
役 職 代表取締役社長					
郵便番号 105 - 0004					
住 所 東京都港区新橋3-7-X				 代表者印	

※ 申請者が複数の場合は、全ての申請者について記入のうえ押印すること。
記入順序は所有者、使用者、その他の順とし、複数の申請者が補助対象設備を所有する予定の場合は補助金交付申請金額が多い申請者を先に記入すること。

(別紙②)
(様式第2)

本様式は全ての項目を記入すること。
該当しない場合は、「なし」や「0(ゼロ)」と記入すること。

令和2年度社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
実施計画書

1. 補助事業の実施計画

(1) 実施場所

住 所	(105 — 0004) 東京都港区新橋3-7-X	都道府県から記入する。
最寄り駅	JR新橋駅	〇〇線、〇〇駅等を記入する。
施設の名称	虎ノ門工業株式会社 虎ノ門工	〇〇(株)、〇〇工場等を記入する。
施設の所有者	虎ノ門工業株式会社	

※地図を添付し、施設の位置を明記すること。

(2) 補助事業の概要

従来方式と補助事業方式の燃料消費設備の種類と能力	
従来方式	なし 更新の場合には更新前の機器を記入する。 更新の考え方についてP.8参照
補助事業方式	ガスエンジンコージェネレーション 800kW×1台
付帯設備の補助対象範囲	
撤 去	なし 該当の項目があれば内容を記入する。 該当しない場合は、「なし」と記入する。
更 新	なし
新 設	排熱回収ボイラ、冷却塔、蒸気配管、電気配管、ガス配管
設備の用途	製造プロセスでの原料加熱、工場暖房
支払い方法	
設備使用者の計画	金融機関振込 ・ リース ・ 賃貸 ・ エネルギーサービス(含むESCO) ・ 支払い委託(金融機関名称:)
共同申請情報	××××リース株式会社(設備所有者) ▲▲▲▲株式会社(設備使用者) 共同申請の場合、関係につき記入する。
その他特記事項	ガス管按分あり 見積書と申請金額に差異(能力按分・ガス管按分等)があれば記入す
補助対象設備を設置する 建物が「新築」	該当する ・ 該当しない

※ 共同申請にかかる相互の契約や役割分担が分かる資料を添付すること。

2. 補助事業の具体的な内容

(1) 設備詳細

＜a. 導入予定の自家発電設備＞

設備名称	燃料消費量 (Nm ³ /h)	単位発熱量 (GJ/千Nm ³) (低位基準)	燃料消費量 (MJ/h)	定格発電出力 (kW)	発電効率 (LHV %)	総合効率 (LHV %)	台数	導入 状況
	①	②	①×②=③	④	⑤=④÷③×3.6			
ガスエンジン	86.4	40.6	3507.84	370	38.0%	75.0%	2	新設
合計								

※ 効率は低位発熱量基準定格運転時のもので、小数点第2位を四捨五入した値を記載すること。

※ 「燃料消費量」及び「定格発電出力」は設備の定格値を記載すること。

※ 全ての申請設備群ごとに全数記入すること。記入枠は必要な数をコピーすること。

(2) 審査に係る事項

a. 設置場所

都道府県	市区町村	BOSCGS 設置済	更新・ 新設
13_東京都	港区	○	新設

b. 省エネルギー・省CO₂性と費用対効果

評価項目	導入効果
CO ₂ 排出削減量	▲t - CO ₂ /年
CO ₂ 削減率	%
費用対効果	千円/kW

※ 費用対効果は[補助対象経費の合計(円)÷発電機出力(kW)]を記入すること。

c. 災害時の強靭性

* 該当する項目にチェック（括弧に○を記入）

評価項目	チェック	内容
災害時の強靭性	(○)	① 中圧ガス導管等 ガス供給を受けていること
		中圧ガス導管 既
	(○)	② 社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第3条第2項(7)(ア)～(ウ)のいずれかの施設であること
		ア_防災計画指定 避難所 既

※ 実績報告時にチェックした内容を満たしていない場合、補助金が交付されません。

※ 社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第3条第2項(7)(ア)～(ウ)のいずれかの施設

(イ) 災害時に避難所として活用される国や地方自治体の防災計画指定の施設、

国や地方自治体と協定を締結している（見込みも含む）帰宅困難者受入施設

(ロ) 災害時に機能維持する必要性のある施設（救急指定病院・地域医療支援病院

など国や地方公共団体が認定または指定する医療施設、ただし災害拠点病院

救命救急センター・周産期母子医療センターを除く。福祉避難所、地方自治

等の施設）

(ハ) 国や地方自治体と震災時の物資提供の協定や災害時の協定を締結している

（見込みも含む）工場・事業場

※ 災害時に寄与できる設備は上記（ア）～（ウ）の施設において災害時に補助対象設備が電力の供給または提供物資の生産等に資することをいう。

CGS-1 ○

(3) 事業実施工程表

- ・別紙「発注計画書」の通り。
- ・補助事業の開始及び完了予定日

当年度	開始予定日	令和	2	年	9	月	1	日
	完了予定日	令和	3	年	2	月	26	日
事業全体	開始予定日	令和	—	年	—	月	—	日
	完了予定日	令和	—	年	—	月	—	日

・開始予定日は最初の工事等の契約締結予定日、
完了予定日は最終の支払完了予定日を記入する。
・事業全体の開始予定日・完了予定日は「—」を記入する。

3. 補助事業担当窓口

(1) 申請者

担当者

法人名	虎ノ門工業株式会社			
部署名	虎ノ門工場 製造部 施設管理課			
(フリガナ)	トラノモン ハナコ			
実施責任者名	虎ノ門 花子			申請者が複数の場合は、補助対象設備を所有する 予定の申請者を筆頭に記入し、続いて使用者を記入 する。その他の書類についても連名で記載する場 合は、この順番で記入する。
役 職	施設管理課長			
住 所	(105 - 0004) 東京都港区虎ノ門3-5-X			
電話番号	03 - 1234 - AAAA	FAX番号	03 - 9876 - BBBB	
E-mailアドレス	〇-△□△@〇〇.co.jp			

※申請者が複数の場合、全ての申請者の担当者連絡先について記入のうえ押印すること。

(2) 補助事業後の都市ガス供給事業者

法人名	虎ノ門ガス株式会社			
部署名	※※部◇◇課□□チーム			
(フリガナ)	シンバシ ジロウ			
担当者名	新橋 二郎			
役 職	主任			
住 所	(105 - 0003) 東京都港区虎ノ門3-7-X			
電話番号	03 - YYYY - XXXX	FAX番号	03 - VWXY - ABCD	
E-mailアドレス	△〇-△□△@〇〇.co.jp			

(3) 補助事業後の都市ガス導管事業者

法人名	同上			ガス会社の担当者が小売り部門と導管部門で 担当窓口が同じ場合には「同上」で可。
部署名				
(フリガナ)				
担当者名				
役 職				
住 所	(-)			
電話番号	-	-	FAX番号	-
E-mailアドレス				

4. 補助対象経費の算出根拠
別紙「申請金額整理表」の通り。

消費税等は補助対象外のため、税抜きで記入。
空欄にせず、0円の場合は「0」を記入。

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設 計 費	300,000 円	300,000 円	2/3	200,000 円
II. 既存設備撤去費	700,000 円	600,000 円	2/3	400,000 円
III. 新規設備機器費	12,000,000 円	12,000,000 円	2/3	8,000,000 円
IV. 新規設備設置工事費	4,000,000 円	3,000,000 円	2/3	2,000,000 円
V. 敷地内ガス管敷設費	0 円	0 円	2/3	0 円
合 計	17,000,000 円	15,900,000 円		10,600,000 円

- ※「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味します。
なお、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。
- ※「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費につ
いて、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。
- ※「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、
その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額（1円未満は切捨て）をいいます。
- ※ 申請者が複数の場合、合計金額を記入してください。

「補助率」を選択

「補助対象経費」×
「補助率」の金額を
記入。但し、1円未
満は切り捨てとする。

補助事業に要する経費のうち、補助対象外の経費を除外した金額を記入する。
見積書は対象範囲・対象外範囲の内訳が分かるものとし、経費の区分等が
分かりにくい場合は注釈をつける。

5. 補助事業者の概要

法人名	虎ノ門工業株式会社			
代表者名	虎ノ門 一郎			
役 職	代表取締役			
住 所	(105 - 0004) 東京都港区新橋3-7-X			
電話番号	03 - ZZZZ - AAAA	FAX番号	03 - BBBB - CCCC	
業 種	食料品製造業		製造業その他	
資本金※	123,456,789 円	従業員数※	1,234 人	
決算情報※	前年度 売上高	123,456,789 円	経常利益	12,345,678 円
補助対象設備 に対する申請 者の役割	☐ 所有者 ☐ 使用者 ☐ エネルギーサービス事業者（補助対象設備を使用し電力や熱を販売する） ☐ その他（ ）			

法人名、代表者名、
役職、住所は履歴事
項全部事項証明書
に記載の通りとする。

申請者が複数の場合は、補助対象設備を
所有する予定の申請者を筆頭に記入し、
続いて使用者を記入する。
その他の書類についても連名で記載する
場合は、この順番で記入する。

業種は、日本標準産業分類(P53別紙⑥)より選択すること。
左欄をプルダウンで選択すると、右側は自動表示される。

該当する項目にすべてチェック(括弧に○を記入)する。
その他に該当する場合、内容を記入する。

※各項目について直近決算年度末の数値を補助事業者の単体ベースで記入すること。

6. 資金調達計画（補助事業に要する経費）

調 達 先	補 助 金	自 己 資 金	借 入 金	合 計
調達金額	10,600,000 円	6,400,000 円	0 円	17,000,000 円

※金額に消費税等は含まないこと。

※申請者が複数の場合、合計金額を記入し、申請者ごとの計画が分かる書類を添付すること。

7. 確認事項

*該当する項目にチェック(括弧に○を記入)すること。

☐	他の補助金との重複または併願（予定含む） 該当する場合、補助金名称：
☒	自社製品の調達等

申請する設備が他の補助金と重複する場合には○を
記入し、補助金名称を記入する。

※補助対象経費に、国からの補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の対象経費を含む事業ではないこと（法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められているものを除く）。

該当する項目にすべてチェック(括弧に○を記入する。)

(別紙③-1)

令和2年度社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金 申請金額整理表

全体計画

※網掛け部分は記入しない

見積件名	見積会社	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
コージェネレーション設備 新設工事	A社	17,000,000 円	15,900,000 円	2/3	10,600,000 円
ガス配管新設工事	B社	2,500,000 円	1,800,000 円	2/3	1,200,000 円
		円	円		円
		円	円		円
		円	円		円
合 計		19,500,000 円	17,700,000 円		11,800,000 円

当年度（令和2年度）

見積件名	見積会社	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
コージェネレーション設備 新設工事	A社	17,000,000 円	15,900,000 円	2/3	10,600,000 円
ガス配管新設工事	B社	2,500,000 円	1,800,000 円	2/3	1,200,000 円
・契約(予定)件名ごとに記入 ・見積依頼書・見積書の件名と合わせること ※以降の契約～支払まで全て同じ件名にすること(ES契約、リース契約も同様)		円	円		円
		円	円		円
		円	円		円
		円	円		円
合 計		19,500,000 円	17,700,000 円		11,800,000 円

(別紙③-2)

申請者が複数の場合に作成する。

記入例

補助事業に要する経費等の申請者別内訳について

合計

プルダウンで補助率を選択

「補助対象経費」×「補助率」の金額を記入。
但し、1円未満は切り捨てとする。

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設 計 費	300,000 円	300,000 円	2/3	200,000 円
II. 既存設備撤去費	700,000 円	600,000 円	2/3	400,000 円
III. 新規設備機器費	12,000,000 円	12,000,000 円	2/3	8,000,000 円
IV. 新規設備設置工事費	4,000,000 円	3,000,000 円	2/3	2,000,000 円
V. 敷地内ガス管敷設費	0 円	0 円	2/3	0 円
合 計	17,000,000 円	15,900,000 円		10,600,000 円

〇〇〇〇株式会社

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設 計 費	300,000 円	300,000 円	2/3	200,000 円
II. 既存設備撤去費	700,000 円	600,000 円	2/3	400,000 円
III. 新規設備機器費	6,000,000 円	6,000,000 円	2/3	4,000,000 円
IV. 新規設備設置工事費	2,000,000 円	1,500,000 円	2/3	1,000,000 円
V. 敷地内ガス管敷設費	0 円	0 円	2/3	0 円
合 計	9,000,000 円	8,400,000 円		5,600,000 円

△△△△株式会社

「補助対象経費」×「補助率」の金額を記入。合計の各区分の経費の金額に合うように申請者間で1円単位の切捨て切上げは調整する。

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設 計 費	0 円	0 円	2/3	0 円
II. 既存設備撤去費	0 円	0 円	2/3	0 円
III. 新規設備機器費	6,000,000 円	6,000,000 円	2/3	4,000,000 円
IV. 新規設備設置工事費	2,000,000 円	1,500,000 円	2/3	1,000,000 円
V. 敷地内ガス管敷設費	0 円	0 円	2/3	0 円
合 計	8,000,000 円	7,500,000 円		5,000,000 円

※ 金額に消費税等は含まないこと。

※ 申請者が複数の場合、申請者ごとに作成し、合表も作成すること。

申請者別の資金調達計画について

申請者が複数の場合、下記を参考に記入。

〇〇〇〇株式会社

調 達 先	補 助 金	自 己 資 金	借 入 金	合 計
調達金額	5,600,000 円	3,400,000 円	0 円	9,000,000 円

△△△△株式会社

調 達 先	補 助 金	自 己 資 金	借 入 金	合 計
調達金額	5,000,000 円	3,000,000 円	0 円	8,000,000 円

□□□□株式会社

調 達 先	補 助 金	自 己 資 金	借 入 金	合 計
調達金額	5,000,000 円	3,000,000 円	0 円	8,000,000 円

※ 金額に消費税等は含まないこと。

※ 複数年度事業の場合は、年度毎及び事業全体の金額の表を作成すること。

令和2年度社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
発注計画書

見積依頼書の件名を記入すること。

補助事業に要する経費を構成するすべての発注について、件名(契約)ごとに本紙を作成すること。

件名：

No	年 月 日	発 注 計 画
1	令和○年○月○日	概算見積依頼 (○○(株)) 金額は税別価格とすること。
2	令和○年○月○日	概算見積回答 (○○(株)) : ○○, ○○○円税別)
3	令和○年○月○日	交付申請 交付申請以降は、予定を記入すること。
4	令和○年○月○日	実施見積依頼 (○○(株)、 (株)△△、 □□(株))
5	令和○年○月○日	実施見積回答 (○○(株)、 (株)△△、 □□(株))
6	令和○年○月○日	契約締結
7	令和○年○月○日	中間報告
8	令和○年○月○日	納品
9	令和○年○月○日	検収
10	令和○年○月○日	請求
11	令和○年○月○日	支払い完了
12	令和○年○月○日	実績報告
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

(別紙⑥)

日本標準産業分類(平成25年10月改定)

分類	業種	業種分類
農業、林業		
A01	農業	製造業その他
A02	林業	製造業その他
漁業		
B03	漁業(水産養殖業を除く)	製造業その他
B04	水産養殖業	製造業その他
鉱業、採石業、砂利採取業		
C05	鉱業、採石業、砂利採取業	製造業その他
建設業		
D06	総合工事業	製造業その他
D07	職別工事業(設備工事業を除く)	製造業その他
D08	設備工事業	製造業その他
製造業		
E09	食料品製造業	製造業その他
E10	飲料・たばこ・飼料製造業	製造業その他
E11	繊維工業	製造業その他
E12	木材・木製品製造業(家具を除く)	製造業その他
E13	家具・装備品製造業	製造業その他
E14	パルプ・紙・紙加工品製造業	製造業その他
E15	印刷・同関連業	製造業その他
E16	化学工業	製造業その他
E17	石油製品・石炭製品製造業	製造業その他
E18	プラスチック製品製造業	製造業その他
E19	ゴム製品製造業	製造業その他
E20	なめし革・同製品・毛皮製造業	製造業その他
E21	窯業・土石製品製造業	製造業その他
E22	鉄鋼業	製造業その他
E23	非鉄金属製造業	製造業その他
E24	金属製品製造業	製造業その他
E25	はん用機械器具製造業	製造業その他
E26	生産用機械器具製造業	製造業その他
E27	業務用機械器具製造業	製造業その他
E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	製造業その他
E29	電気機械器具製造業	製造業その他
E30	情報通信機械器具製造業	製造業その他
E31	輸送用機械器具製造業	製造業その他
E32	その他の製造業	製造業その他
電気・ガス・熱供給・水道業		
F33	電気業	製造業その他
F34	ガス業	製造業その他
F35	熱供給業	製造業その他
F36	水道業	製造業その他

情報通信業		
G37	通信業	製造業その他
G38	放送業	サービス業
G39	情報サービス業	サービス業
G40	インターネット付随サービス業	製造業その他
(映像・音声・文字情報制作業)		
G410	管理、補助的経済活動を行う事業所	製造業その他
G411	映像情報制作・配給業	サービス業
G412	音声情報制作業	サービス業
G413	新聞業	製造業その他
G414	出版業	製造業その他
G415	広告制作業	サービス業
G416	映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業	サービス業
運輸業、郵便業		
H42	鉄道業	製造業その他
H43	道路旅客運送業	製造業その他
H44	道路貨物運送業	製造業その他
H45	水運業	製造業その他
H46	航空運輸業	製造業その他
H47	倉庫業	製造業その他
H48	運輸に付随するサービス業	製造業その他
H49	郵便業(信書便事業を含む)	製造業その他
卸売業、小売業		
I50	各種商品卸売業	卸売業
I51	繊維・衣服等卸売業	卸売業
I52	飲食料品卸売業	卸売業
I53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	卸売業
I54	機械器具卸売業	卸売業
I55	その他の卸売業	卸売業
I56	各種商品小売業	小売業
I57	織物・衣服・身の回り品小売業	小売業
I58	飲食料品小売業	小売業
I59	機械器具小売業	小売業
I60	その他の小売業	小売業
I61	無店舗小売業	小売業
金融業、保険業		
J62	銀行業	製造業その他
J63	協同組織金融業	製造業その他
J64	貸金業、クレジットカード業等非貯金信用機関	製造業その他
J65	金融商品取引業、商品先物取引業	製造業その他
J66	補助的金融業等	製造業その他
J67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	製造業その他
不動産業、物品賃貸業		
K68	不動産取引業	製造業その他
(不動産賃貸業・管理業)		
K690	管理、補助的経済活動を行う事業所	製造業その他
K691	不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く)	製造業その他
K692	貸家業、貸間業	製造業その他
K693	駐車場業	サービス業
K694	不動産管理業	製造業その他
K70	物品賃貸業	サービス業

学術研究、専門・技術サービス業		
L71	学術・開発研究機関	サービス業
L72	専門サービス業(他に分類されないもの)	サービス業
L73	広告業	サービス業
L74	技術サービス業(他に分類されないもの)	サービス業
宿泊業、飲食サービス業		
M75	宿泊業	サービス業
M76	飲食店	小売業
M77	持ち帰り・配達飲食サービス業	小売業
生活関連サービス業、娯楽業		
N78	洗濯・理容・美容・浴場業	サービス業
(その他の生活関連サービス業)		
N790	管理、補助的経済活動を行う事業所	サービス業
N791	旅行業	製造業その他
N792	家事サービス業	サービス業
N793	衣服裁縫修理業	サービス業
N794	物品預り業	サービス業
N795	火葬・墓地管理業	サービス業
N796	冠婚葬祭業	サービス業
N799	他に分類されない生活関連サービス業	サービス業
N80	娯楽業	サービス業
教育、学習支援業		
O81	学校教育	サービス業
O82	その他の教育、学習支援業	サービス業
医療、福祉		
P83	医療業	サービス業
P84	保健衛生	サービス業
P85	社会保険・社会福祉・介護事業	サービス業
複合サービス業		
Q86	郵便局	サービス業
Q87	協同組合(他に分類されないもの)	サービス業
サービス業(他に分類されないもの)		
R88	廃棄物処理業	サービス業
R89	自動車整備業	サービス業
R90	機械等修理業	サービス業
R91	職業紹介・労働者派遣業	サービス業
R92	その他の事業サービス業	サービス業
R93	政治・経済・文化団体	サービス業
R94	宗教	サービス業
R95	その他のサービス業	サービス業
R96	外国公務	サービス業
公務(他に分類されるものを除く)		
S97	国家公務	製造業その他
S98	地方公務	製造業その他
分類不能の産業		
T99	分類不能の産業	製造業その他

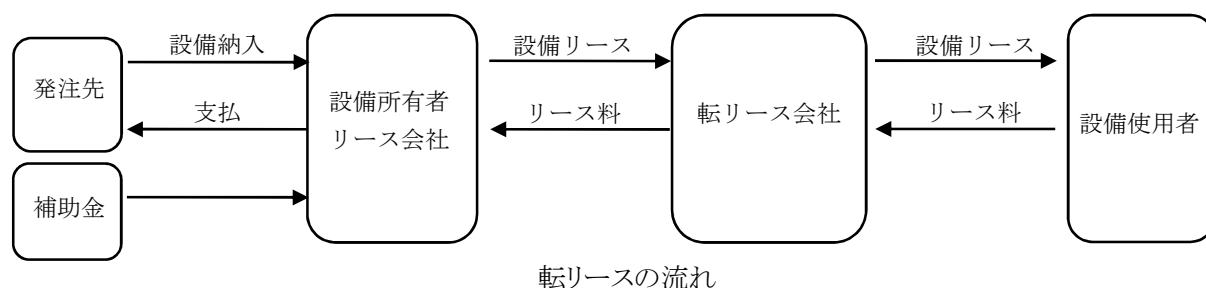
(別紙⑦)

共同申請となりうる各種契約の取扱い

1. 転リース

(1) 転リースとは

転リースとは、リース物件の所有者から当該物件のリースを受け、さらに同一物件を概ね同一の条件で第三者にリースする取引を指します。



(2) 転リースを利用した事業の扱い

① 転リース会社が補助事業に必要な一定の役割(※)を担う必要があります。単にリース会社から設備使用者の間に入ってリースするだけのものは認められません。

※ 操業管理・メンテナンス・電気や熱の販売等

② リース会社・転リース会社・設備使用者の3者共同申請とする必要があります。

③ 各リースの契約において、設備を財産処分期間使用できる契約とする必要があります。

④ 実施計画書(様式第2)に3者の関係と役割分担を添付して下さい。

⑤ 交付申請書および実績報告書に以下の書類を添付して下さい。

- ・リース会社と転リース会社、転リース会社と設備使用者、各リース契約書の写し
- ・各リース契約金額に関する料金計算書(補助金相当額が減額されていることを証明できる書類)

※ 交付申請書に添付する資料は案で可

⑥ 事業の完了は、設備所有者(リース会社)が発注者へ経費の支払いを行った日とします。

2. リースバック

(1) リースバックとは

使用者が事業用資産を売却し、それをそのまま使用しながら買い主(設備所有者=リース会社)に使用料を支払う方式を指します。

(2) リースバックの流れ

① 設備使用者が発注先から設備等を購入し支払います。

② 設備使用者は、リース会社に設備を売却します。

③ リース会社は設備使用者に対し、購入した設備をリースします。

(3) リースバックを利用した事業の扱い

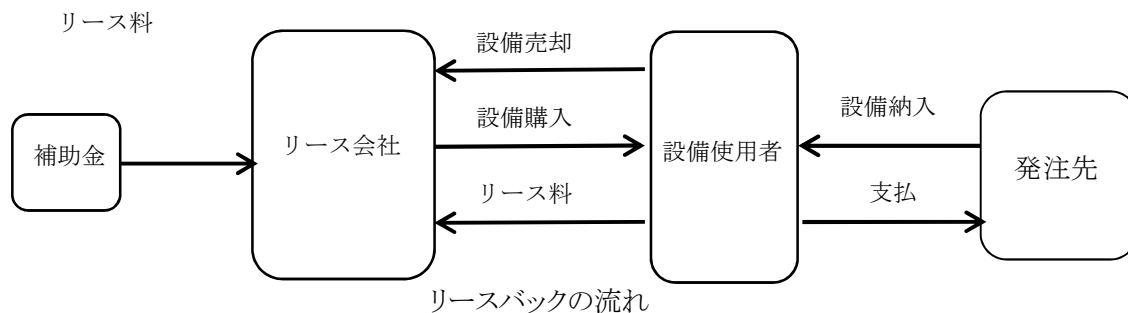
① リースバックを利用する場合は、事前にセンターに内容を説明し、事業形態について了解を得る必要があります。

② 補助金は、共同申請者のうちリース会社(設備の所有者)に支払われます。

- ③設備使用者がリース会社に支払う代金に補助金分が除外されており、かつ申請者間の転売で発生する手数料等は補助対象経費から除外されている必要があります。
- ④実施計画書(様式第2)に3者の関係と役割分担を添付して下さい。
- ⑤事業の完了は、事業者間の売買(所有権の移動)がなされた日とします。
- ⑥実績報告書には、以下の間で取り交わされた契約書(注文書、注文請書)、納品書、請求書、支払いを証明する書類の写しが追加で必要となります。

リース会社 ⇔ 設備使用者

設備使用者 ⇔ 発注先



9－2．計算シート作成にあたっての 考え方

(別紙⑧)

省エネルギー性の評価について

1. 省エネルギー量、省エネルギー率の計算方法

(1) 省エネルギー量、省エネルギー率の計算方法

A : 補助事業設備を稼働させなかった場合の補助事業に係るシステムの年間1次エネルギー消費量(従来方式)

B : 補助事業設備を稼働させた場合の補助事業に係るシステムの1次エネルギー消費量

A-B : 省エネルギー量(補助事業設備を稼働させることによる導入対象エネルギーシステムの年間1次エネルギー削減量)

省エネルギー率とは、 $\{(A-B)/A\} \times 100$ をいいます。

***省エネルギー量の試算に際しては、十分な裕度を見込んで下さい。**

代表的な事例

	従来方式	補助事業方式
コージェネレーション設備(新設)+ボイラ(更新)		
1次エネルギー消費量	$A(GJ)+C(GJ)$	$B(GJ)+X(GJ)$

(2) 従来方式の効率特例

従来方式の効率の算定として、省エネ法施行規則第4条第2項に定める「他人から供給された熱」の換算係数を使用することを可とします。その場合、以下の換算係数を使用します。

温水、冷水、及び産業用以外の蒸気の換算係数 **1.36GJ/GJ**

産業用蒸気の換算係数 **1.02GJ/GJ**

熱の発生量に、上記の数値をかけたものが一次エネルギー消費量となります。

(3) 電力の一次エネルギー換算、原油換算の扱い

・原則として、省エネ法施行規則第4条により以下の数値を使用します。

昼間(8~22時) **9,970kJ/kWh**、 夜間(22~8時) **9,280kJ/kWh**

上記以外の電力 **9,760kJ/kWh (0.252kL/MWh)**

- ・電力の一次換算は、省エネ法施行規則第 17 条に定める定期報告書における電気需要平準化評価単位を使用できます。すなわち、**電気需要平準化時間帯（7～9 月及び 12～3 月の 8～22 時）において、電力削減量を 1.3 倍して省エネルギー量を計算するものです。**電力をこの時間帯で取りまとめることができない場合は、**電力の換算係数は一律に 9,760kJ/kWh とします。**

※参考： 単位の換算について

$$1\text{kW}=3,600\text{kJ/h}=3.6\text{MJ/h}=860\text{kcal/h}$$

換算蒸気 1kg（100℃の飽和水を 100℃の乾き飽和蒸気に蒸発させる熱量）

$$=2,257\text{kJ}=0.627\text{kWh}$$

- ・自家発電設備により削減される電力の CO2 排出係数には、以下の数値を用いること。

0.65kgCO2/kWh（出典：地球温暖化対策計画）

2. 排熱投入型吸収冷温水機（ジェネリンク）による省エネルギー量の考え方と容量選定

（1） ジェネリンクによる省エネルギー量の考え方

【前提条件】

ジェネリンクの定格運転時の仕様値

冷凍能力：1,055kW、排熱回収量： 330kW、

ガス量（排熱投入無しの場合） 800kW(HHV)、（排熱投入有りの場合） 600kW(HHV)

ジェネリンクへの年間排熱投入量 1,000GJ

とした場合

- ・ガス焚きの COP

$$1,055\text{kW} \div 800\text{kW} = 1.32$$

- ・排熱回収時のガス焚きによる冷凍能力寄与分

$$600\text{kW} \times 1.32 = 792\text{kW}$$

- ・排熱回収時の排熱による冷凍能力寄与分

$$1,055\text{kW} - 792\text{kW} = 263\text{kW}$$

- ・排熱の COP

$$263\text{kW} \div 330\text{kW} = 0.80$$

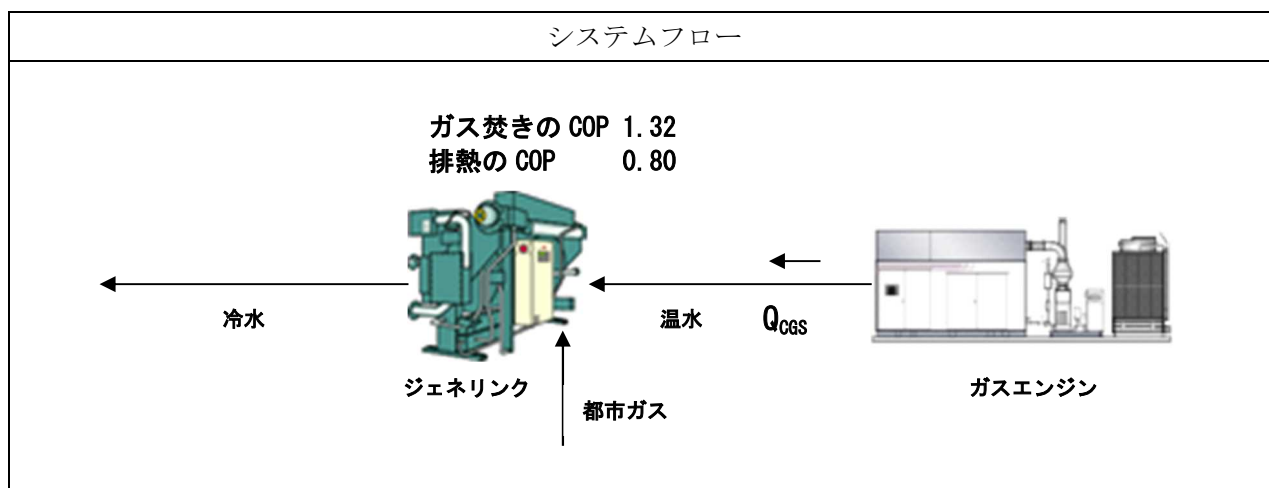
- ・排熱による年間冷熱発生量

$$1,000\text{GJ} \times 0.80 = 800\text{GJ}$$

- ・排熱による燃料削減分（省エネルギー量）

$$800\text{GJ} \div 1.32 = \underline{606\text{GJ}}$$

$$\Rightarrow \text{原油換算} : 606\text{GJ} \times 0.0258\text{kL/GJ} = \underline{15.6\text{kL}}$$



(2) ジェネリンクの容量選定について

コージェネが発生させる排熱量とジェネリンクの排熱回収可能量は必ずしも一致するわけではありません。コージェネ排熱量に対してジェネリンクの排熱回収可能量が過大となっている場合は、超過分は補助金対象外となりますのでご注意ください。

(機器仕様の一例)

冷凍能力	能力(RT)	200	250	300	350	400
	kW	703	879	1055	1266	1407
排熱回収量	kW	220	275	330	396	440

コージェネからの排熱量を 250kW とした場合、200RT では排熱に余剰が発生し、250RT なら排熱量を全量飲み込める量となり、250RT を直近上位で最適容量と判断します。これを超えた容量は能力按分し補助対象外とします。

申請時において直近上位の機種を選定する際は、候補となるメーカー・シリーズでの比較でかまいません。交付申請時と実際に採用した機種が異なった場合は、再度容量の検証・省エネルギー計算等を行って下さい。

(注：排熱回収に資する装置・機器は、申請されるシステム系統図において、補助対象のコージェネレーション設備の排熱分との整合性が取れているもの。
排熱回収に資する装置・機器を補助対象とする際には、補助対象のコージェネレーション設備の排熱量（温度等の利用条件を考慮）と排熱回収に資する装置・機器の排熱利用量の整合性を証明するメーカー仕様書と根拠示して下さい。)

*排熱投入型吸収冷温水機（ジェネリンク）による省エネルギー量の計算は、P.68～70 別紙⑩・1・1～別紙⑩・1・3 の計算例 1 を参照して下さい。

(別紙⑨)

データ報告のための計測についての留意点

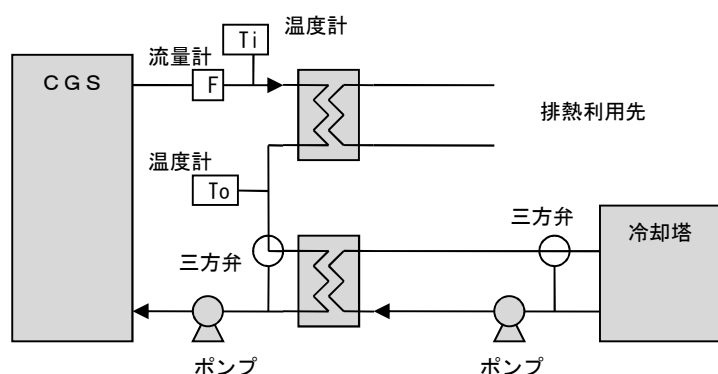
補助対象設備の所有者は、設備稼働後より、導入効果を報告するためのデータ計測を行っていただきます。そのための計測方法に関する留意点について、以下にまとめました。

①省エネルギー効果の計算は、自家発電設備の発電電力（発電端出力）ではなく、自家発電設備の稼働に必要な補機電力等を差し引いた送電電力（送電端出力）の数値を用いる必要があります。従って、以下のいずれかの計測が必要です。

- 1) 発電電力もしくは送電電力と、補機電力の両方を計測する。
- 2) 発電電力と送電電力を計測する。
- 3) 時間当たりの補機電力が明らかな場合、時間当たりの補機電力に運転時間をかけて補機電力量とする方法も可とする。この場合、送電電力のみの計測で可とする。

②燃料ガスの流量測定においては、温度、圧力補正が必要になります。通常は、燃料ガスの温度、圧力の計測が必要です。ただし、特に問題ない場合は、「温室効果ガス総排出量算定方法」（平成27年4月環境省地球環境局地球温暖化対策課制定）にもとづき、ガス温度 15℃、ガス圧力 1.02 気圧で代用することも可とします。

③排熱利用量の計測においては、排熱発生量全量ではなく、実際に利用された熱量を計測する必要があります。例えば、排熱の一部を冷却塔で放熱する場合、適切な熱量計測は次の図のようになります。



排熱利用量の計算式

$$Q = F \cdot C_p \cdot (T_i - T_o)$$

Q : 排熱利用量

C_p : 水の比熱

F : 排温水流量

T_i : 排熱利用先入温

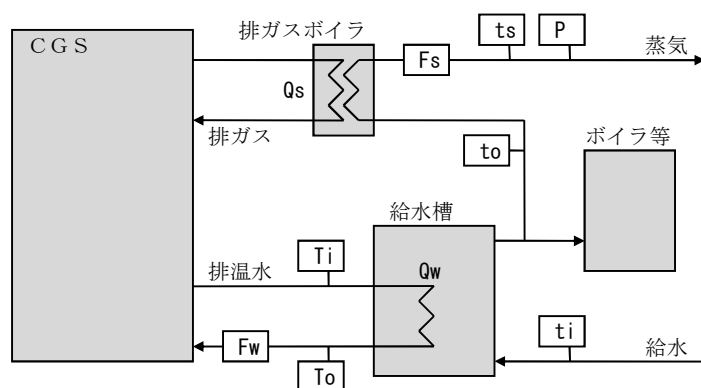
T_o : 排熱利用先出温

④排熱蒸気の熱量計測において、蒸気流量を給水流量で代用する場合、適切なブロー率を設定し、以下の通り求めるよう願います。

$$\text{排熱利用量} = \text{給水流量} \times (1 - \text{ブロー率}) \times (\text{蒸気エンタルピー} - \text{給水エンタルピー})$$

⑤蒸気の熱量計測においては、蒸気の流量だけでなく、給水の温度、蒸気の温度と圧力を計測し、両者のエンタルピ差を求める必要があります。なお、設備の制御等で蒸気の温度や圧力が一定に保たれている場合は、蒸気の温度、圧力の計測を省略してもかまいません。また、給水に水道水を用いる場合等で水道水の温度が公表されている場合、水温の計測を省略して当該公表値を用いてもかまいません。

⑥自家発電設備が温水排熱と蒸気排熱を発生させ、温水排熱がボイラ給水予熱に使用される場合において、蒸気排熱量の計算に温水排熱が含まれないように配慮する必要があります。具体的には次の図を参照願います。



排熱利用量の計算式

$$Q = Q_w + Q_s$$

$$Q_w = F_w \cdot C_p (T_i - T_o)$$

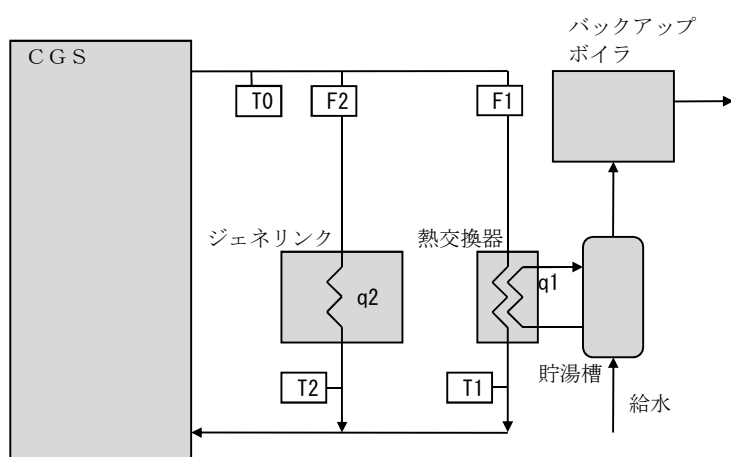
$$Q_s = F_s \cdot (hg(ts, P) - C_p \cdot t_o)$$

Q : 排熱量
 T : 温度
 t : 温度
 F : 流量
 P : 圧力
 hg : 蒸気の比エンタルピ

添字は、左図参照。

※ Q_s の計算で、水温に t_o を使用していることに注意。

⑦排熱を複数の用途に利用し、それぞれで従来方式の効率が異なる場合（例えば排熱を給湯と冷房に利用する場合）、省エネ計算のためにそれぞれの用途に対し排熱利用量を計測する必要があります。具体的には次の図を参照願います。



$$Q = \frac{q_1}{\eta} + \frac{COP_w}{COP_G} q_2$$

$$q_1 = F_1 \cdot C_p (T_1 - T_0)$$

$$q_2 = F_2 \cdot C_p (T_2 - T_0)$$

Q : 省エネ量
 q_1 : 熱交換器排熱利用量
 q_2 : ジェネリンク排熱利用量
 T : 温度
 F : 流量
 η : バックアップボイラ効率
 COP_w : ジェネリンクの温水焚きCOP
 COP_G : ジェネリンクの燃料焚きCOP

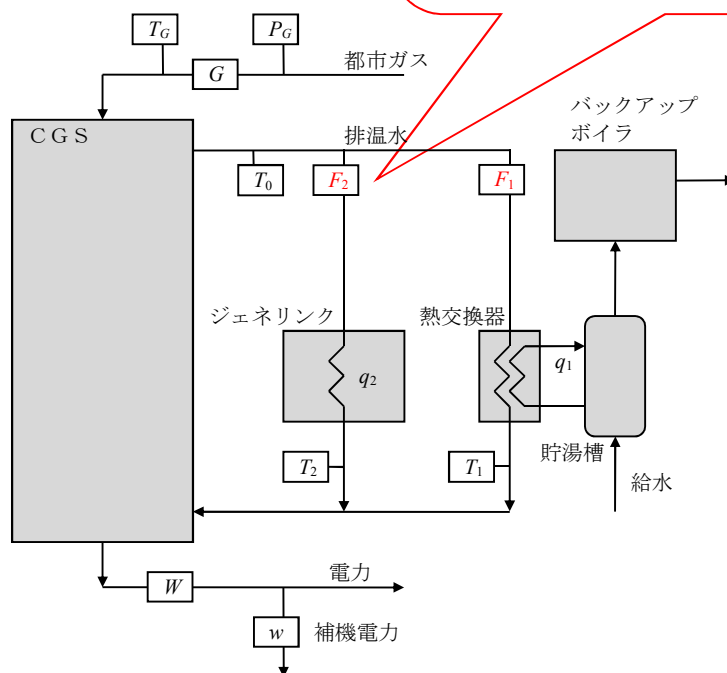
添字は左図参照

⑦の補足

計測器は、ジェネリンク、熱交換器を設置する場合は、CGS から発生する排熱量の内、ジェネリンク、熱交換器等、各々の排熱使用量を測定して下さい。

(原則: ジェネリンク、熱交換器の 1 次側[CGS 側に設置])

事業完了後の翌年度、この部分の数値の報告が必要となります。



システムフロー図

計測装置より取得するデータの記号

F_1	[m ³ /s]	:	排温水の熱交換器側流量
F_2	[m ³ /s]	:	排温水のジェネリク側流量
T_0	[°C]	:	排温水の CGS 出口温度
T_1	[°C]	:	排温水の熱交換器出口温度
T_2	[°C]	:	排温水のジェネリク出口温度
G	[m ³ /s]	:	燃料消費量 (発熱量 45MJ/m ³ N)
T_g	[°C]	:	燃料ガスの温度
P_g	[Pa]	:	燃料ガスの圧力
W	[kW]	:	CGS 発電量
w	[kW]	:	補機電力

その他記号

q_1	[kW]	:	熱交換器での排熱利用量
q_2	[kW]	:	ジェネリンク排熱利用量
Q_1	[kW]	:	バックアップボイラの燃料削減量
Q_2	[kW]	:	ジェネリンクの燃料削減量
Q_0	[kW]	:	燃料消費量
Q	[kW]	:	燃料削減量

ジェネリンクの温水利用時の $COP=0.80$ (機器仕様書より)、温水および冷水の換算係数 $1.36[kJ/kJ]$ を使用する。

熱交換機器の排熱利用量 $q_1 = 4.187[kJ/(kg \cdot K)] \times 1,000[kg/m^3] \times F_1 \times (T_1 - T_0)$

ジェネリンクの排熱利用量 $q_2 = 4.187[kJ/(kg \cdot K)] \times 1,000[kg/m^3] \times F_2 \times (T_2 - T_0)$

排熱によるボイラのガス削減量 $Q_1 = 1.36 \times q_1$

排熱によるジェネリンクの燃料削減量 $Q_2 = 1.36 \times 0.80 \times q_2 = 1.088 \times q_2$

発電による一次エネルギー削減量 $Q_3 = K \times (W - w)$

※ K : 電力平準化時間帯 $9,970 \times 1.3 = 12,960[kJ/kWh]$ 、その他昼間 $9,970[kJ/kWh]$ 、

夜間 $9,280[kJ/kWh]$ 、逆潮流電力 $9,760[kJ/kWh]$ (時間帯に応じて適切な K を使用する。)

燃料消費量 $Q_0 = 45,000 \times G \times 273.15 \div (273.15 + T_g) \times (101,325 + P_g) \div 101,325$

※1 気圧 $= 101,325[Pa]$

燃料削減量 $Q = (Q_1 + Q_2 + Q_3) - Q_0$

⑧自家発電設備等の内部に備えられたセンサーや弁開度等から熱量や流量を求め、遠隔監視等で計測するものにあつては、測定方法が妥当と認められるものであれば、報告データとして認めます。計算根拠資料に、計測値が自家発電設備からの遠隔監視データである旨、記載願います。

※計測方法の詳細を確認する場合がありますので、その際は必要な資料をご用意下さい。

9－3．計算シート作成例

(別紙⑩)

【計算シート】

○注意事項：薄青欄に入力。数値は小数点第1位まで入力する（換算係数は小数点

注意点については、印刷時には表示されません。

複数台の時は纏めた数値を記載すること。

①：補機動力の根拠を計算根拠シートで明確にすること。
例：計測値or仕様値or発電量×●% 他

機器仕様	発電出力		kW		①	注1)
	送電出力（発電出力－補機電力）		kW		②	
	蒸気出力		kW		③	
	温水出力		kW		④	
	燃料消費量		kW		⑤	
年間値	運転時間	合計	h/年	0.0	⑥	注2) 注3)
		昼間（電気需要平準化時間帯以外）	h/年		⑦	
		電気需要平準化時間帯	h/年		⑧	
		夜間（22:00～翌日8:00）	h/年		⑨	
	電力	合計	MWh/年	0.0	⑩	⑭：逆潮流電力がある場合のみ記入すること。
		昼間（電気需要平準化時間帯以外）	MWh/年	0.0	⑪	
		電気需要平準化時間帯	MWh/年	0.0	⑫	
		夜間（22:00～翌日8:00）	MWh/年	0.0	⑬	
	逆潮流電力		MWh/年	0.0	⑭	
	蒸気出力量（③×⑥×0.0036GJ/kWh）		GJ/年	0.0	⑮	⑮～⑲：時間帯に応じた計量が困難な場合、電力の換算係数はすべて9.76とすること。
	温水出力量（④×⑥×0.0036GJ/kWh）		GJ/年	0.0	⑯	
	燃料消費量（HHV）	高位発熱量 ⑤×⑥×0.0036GJ/kWh	GJ/年	0.0	⑰	
		45.0 ⑰×0.0258kL/GJ	kL/年	0.0	⑱	
		GJ/千Nm3 ⑱/(燃料の高位発熱量)GJ/千Nm3	千Nm3/	0.0	⑲	
	CO2排出量		tCO2/年	0.0	⑳	⑳～㉔：時間帯に応じた計量が困難な場合、電力の換算係数はすべて9.76とすること。
	蒸気利用量（出力×利用率）		GJ/年		㉑	
	温水利用量（出力×利用率）		GJ/年		㉒	
負荷	冷水利用量（出力×利用率）		GJ/年		㉓	㉓～㉔ 注4)
	冷房利用する際は計算例①を参照（電気需要平準化時間帯以外）		GJ/MWh	9.97	㉔	⑳～㉔：時間帯に応じた計量が困難な場合、電力の換算係数はすべて9.76とすること。
換算係数	電力	構内使用電力	GJ/MWh	12.96	㉕	
		夜間	GJ/MWh	9.28	㉖	
		逆潮流電力	GJ/MWh	9.76	㉗	
	蒸気		GJ/GJ		㉘	
	温水		GJ/GJ		㉙	
従来方式一次エネルギー消費量	冷水		GJ/GJ		㉚	別紙⑧1.(2)に記載の通り、以下の換算係数を使用しても可。 温水、冷水、産業用以外の蒸気の換算係数 1.36GJ/GJ 産業用蒸気の換算係数 1.02GJ/GJ 使用しない場合、下表に根拠となる設備の仕様値を記載のこと。
			GJ/年	0.0	㉛	
省エネルギー量			kL/年	0.0	㉜	
			GJ/年	0.0	㉝	
省エネルギー率			%	0.0	㉞	
従来方式CO2排出量			tCO2/年	0.0	㉟	
CO2排出削減量			▲tCO2/年	0.0	㊱	
CO2削減率			%	0.0	㊲	
費用対効果			千円/kW	0.0	㊳	
補助対象経費			円		㊴	

注1) 機器仕様は、各設備ごとの合計値を記入する。

注2) 電気需要平準化時間帯：7～9月、12～3月の昼間時間帯（8時から22時）

注3) 機器が複数台有り部分稼働する場合は、全機稼働した場合の発電出力とし、稼働時間を調整する。

例) 送電出力24kWジェネライト×2台/3台が稼働し、見かけ年間稼働時間が900hの場合。

送電出力は24kW×3＝72kW、実稼働時間は900h×2/3＝600hとなる。

注4) 冷水利用量㉓はCGSからジェネリック(もしくは、温水吸収機等)への排熱利用量となる。

(別紙⑩-1)

【計算シート】

注意点については、印刷時には表示されません。

○注意事項：薄青欄に入力。数値は小数点第1位まで入力する（換算係数は小数点第2位まで）

①：補機動力の根拠を計算根拠シートで明確にすること。
例：計測値or仕様値or発電量×●% 他

機器仕様	発電出力	kW	1,000.0	①
	送電出力（発電出力－補機電力）	kW	910.0	②
	蒸気出力	kW	443.0	③
	温水出力	kW	337.0	④
	燃料消費量	kW	2,818.0	⑤
年間値	運 合計	h/年	5,616.0	⑥
	運 運転時間	h/年	1,690.0	⑦
	運 運転時間	h/年	2,444.0	⑧
	運 運転時間	h/年	1,482.0	⑨
	電 合計	MWh/年	5,110.5	⑩
	電 構内使用電力	MWh/年	1,537.9	⑪
	電 構内使用電力	MWh/年	2,224.0	⑫
	電 構内使用電力	MWh/年	1,348.6	⑬
	逆潮流電力	MWh/年	0.0	⑭
	蒸気出力量（③×⑥×0.0036GJ/kWh）	GJ/年	8,956.4	⑮
	温水出力量（④×⑥×0.0036GJ/kWh）	GJ/年	6,813.3	⑯
	燃料消費量（HHV）	GJ/年	56,973.2	⑰
	燃料消費量（HHV）	kL/年	1,469.9	⑱
	燃料消費量（HHV）	千Nm3/	1,266.1	⑲
負 荷	CO2排出量	tCO2/年	2,841.1	⑳
	蒸気利用量（出力×利用率）	GJ/年	7,613.0	㉑
	温水利用量（出力×利用率）	GJ/年	156.0	㉒
	冷水利用量（出力×利用率）	GJ/年	3,099.0	㉓
換 算 係 数	電力	GJ/MWh	9.97	㉔
	電力	GJ/MWh	12.96	㉕
	電力	GJ/MWh	9.28	㉖
	逆潮流電力	GJ/MWh		㉗
	蒸気	GJ/GJ	1.02	㉘
	温水	GJ/GJ	1.36	㉙
	冷水	GJ/GJ	1.36	㉚
	冷水	GJ/年	68,865.2	㉛
	従来方式一次エネルギー消費量	kL/年	1,776.7	㉜
	省エネルギー量	GJ/年	11,892.0	㉝
	省エネルギー量	kL/年	306.8	㉞
	省エネルギー率	%	17.2	㉟
	従来方式CO2排出量	tCO2/年	3,929.8	㊱
	CO2排出削減量	▲tCO2/年	1,088.7	㊲
	CO2削減率	%	27.7	㊳
	費用対効果	千円/kW	200.0	㊴
	補助対象経費	円	200,000,000	㊵

注1)

注2)注3)

⑭：逆潮流電力がある場合のみ記入すること。

㉑ ≤ ㉒
㉒ ≤ ㉓
㉓ ≤ ㉔ 注4)

㉔～㉗：時間帯に応じた計量が困難な場合、電力の換算係数はすべて9.76とすること。

注：ジェネリンク使用時は、燃料ガスを使用して出力した冷水分を除くこと。

注1) 機器仕様は、各設備ごとの合計値を記入する。

注2) 電気需要平準化時間帯：7～9月、12～3月の昼間時間帯（8時から22時）

注3) 機器が複数台の場合や部分稼働を含む場合は、定格の総送電出力（②の値）で運転したとみなした時間を記入する。

例）送電出力24kWジェネライトが3台中2台稼働しており、年間稼働時間が900hの場合。

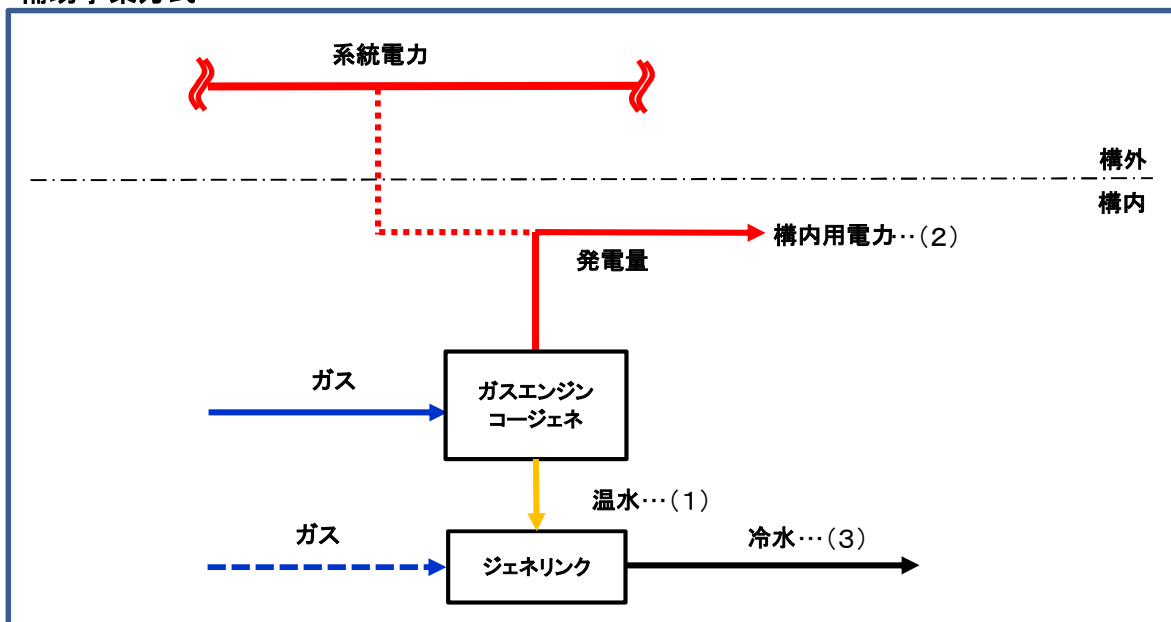
運転時間は900×2/3=600hとなる。

注4) 冷水利用量㉓はCGSからジェネリンク(もしくは、温水吸収機等)への排熱利用量となる。

システムフロー概略図

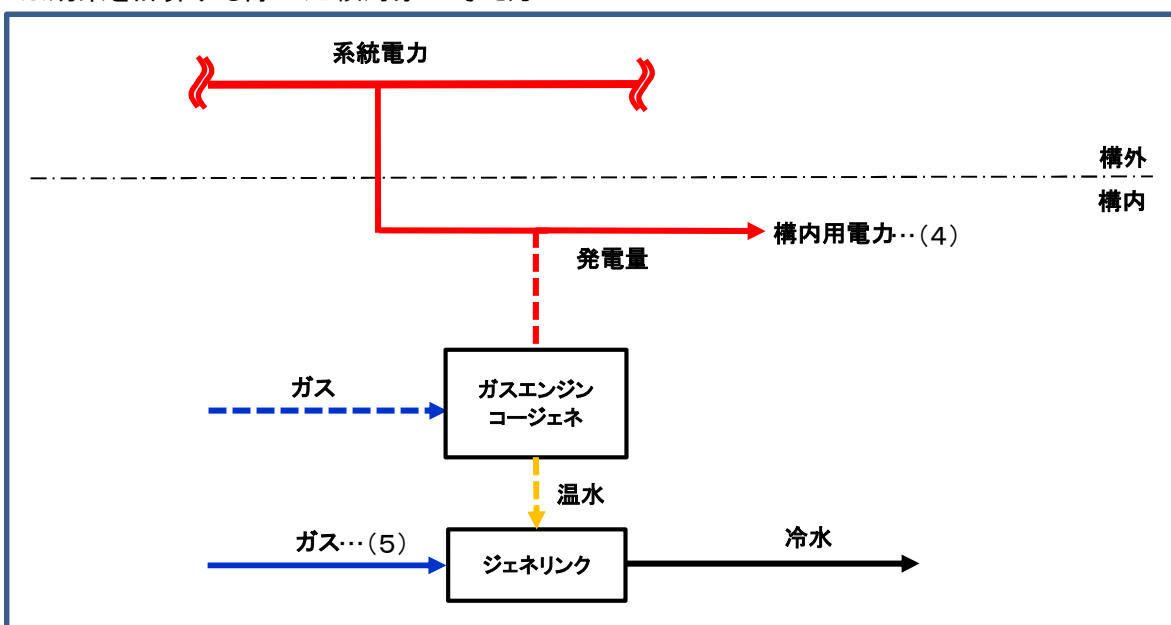
計算例 1 (コージェネ排熱の冷熱利用)

補助事業方式



- (1) ガスエンジンコージェネレーションから発生する温水
- (2) ガスエンジンコージェネレーションから発生する電力
- (3) ジェネリンクから排熱温水によって発生する冷水

従来方式(補助事業方式において、ガスエンジンコージェネレーションが停止した際の運用)
※効果を計算する際の比較対象の考え方



- (4) ガスコージェネレーションが停止した際の、購入電力増加分
- (5) ガスコージェネレーションが停止した際の、ジェネリンク消費ガス増加分

計算例①（コージェネ排熱の冷熱利用）

・省エネルギー量の根拠、計算の前提となる数値、単位及び式等を具体的に示して記入する。
 ・原則として、国際単位系(SI)で記入すること。
 ・電卓で計算過程を追えるようなものにすること。

計算根拠（少数点以下は四捨五入）

省エネルギー計算シートの計算根拠を下記に示す。

＜導入するコージェネレーションの仕様＞

■ガスエンジン

発電電力：1,000kW、補機電力：62.2kW

蒸気発生量：433kW（1,593.3MJ/h÷3.6MJ/kW≒443kW）

温水発生量：337kW（1,213.8MJ/h÷3.6MJ/kW≒337kW）

ガス消費量（LHV）：2,398kW（212.6m³/h×40.6MJ/m³÷3.6MJ/h≒2,398kW）、燃料種：都市ガス13A

■ジェネリック

冷水出力：844kW、（排熱回収時）ガス消費量：452.7kW（HHV）、温水消費量：326.1kW、燃料種：都市ガス13A、COP：1.30

「省エネ計算に使用した設備の仕様値」との整合をとること。
 下記の数値については、全て仕様書にて該当箇所が分かるようにマーカー等で印をつけること。

①～④の値は計算シートに対応。

① 機器仕様より1,000kW

② $(1,000\text{kW}(\text{発電電力}) - 62.2\text{kW}(\text{補機電力}^{※1})) \times 0.97^{※2} = 910\text{kW}$

※1 補機電力は、ガスエンジン補機動力計算根拠を参照。

※2 DSS運転のため発停時のエネルギーロスを鑑み、裕度3%を考慮した。

③ 機器仕様より443kW

④ 機器仕様より337kW

⑤ $2,398\text{kW}(\text{LHV}) \div 0.902^{※3} \times 106\%^{※4} = 2,818.0\text{kW}(\text{HHV})$

※3 低位発熱量40.6MJ/m³÷高位発熱量45MJ/m³=0.902

※4 DSS運転のため発停時のエネルギーロスを鑑み、裕度6%を考慮した。

⑦ 中間期13h/日×26日/月×5ヶ月=1,690h/年^{※5}

⑧ 夏季14h/日×26日/月×3ヶ月+冬季13h/日×26日/月×4ヶ月=2,444h/年^{※5}

⑨ 夏季10h/日×26日/月×3ヶ月+中間期3h/日×26日/月×5ヶ月+冬季3h/日×26日/月×4ヶ月=1,482h/年^{※5}

※5 ⑦～⑨の計算の内訳は表1を参照

⑭ 逆流電力は無しのため、0とする。

⑰ コージェネから発生した蒸気の85%を使用可能と想定。⑮8,956.4GJ/年×0.85=7,613GJ/年

⑳ ボイラー給水予熱11kW^{※6}×3.6MJ/h×5,616h/年^{※7}×0.7^{※8}÷1,000MJ/GJ=156GJ/年

※6 ボイラー給水予熱は、ガスエンジン温水発生量337kW－ジェネリック温水消費量326.1kW=11kWとする。

※7 ガスエンジン運転時間とする。

※8 ボイラー給水量の変動を鑑み、裕度30%を考慮した。

㉑ ジェネリック（熱回収時）のガス焼き冷凍能力：452.7kW×1.30（COP）=588.5kW

ジェネリックの排熱温水による冷凍能力寄与分：844kW－588.5kW=255.5kW

（この時、排熱必要量326.1kW<ガスエンジン温水出力337kW）

$255.5\text{kW} \times 0.75^{※9} \times 5,616\text{h/年}^{※10} \times 80\%^{※11} \times 3.6\text{MJ/kWh} \div 1,000\text{MJ/GJ} = 3.099\text{GJ/年}$

※9 冷水発生と冷水需要のタイムラグを鑑み、裕度25%（冷水利用率75%）を考慮した。

※10 ジェネリックの運転時間は、ガスエンジンの運転時間と同じとする。

※11 稼働日数は想定される最大の日数のため、裕度20%を考慮した。

冷水はプロセス冷却で使用され、前年度の年間冷水需要は2,800GJ/年であるため、発生した冷水は全量利用可能である。

㉒ 蒸気の換算係数は、1.02GJ/GJ。

産業用蒸気は「1.02GJ/GJ」を使用。

㉓ 温水の換算係数は、1.36GJ/GJ。

産業用蒸気以外は「1.36GJ/GJ」を使用。

㉔ 冷水の換算係数は、1.36GJ/GJ。

㉕ 補助対象経費を記入する。

	稼働時間（h/年）		
	昼間	夜間	
夏季	1092	780	総合計
冬季	1352	312	
その他	1,690	390	
合計	4,134	1,482	

表1 コージェネレーション設備稼働時間

(別紙⑩-2)

【計算シート】

○注意事項：薄青欄に入力。 数値は小数点第1位まで入力する（換算係数は小数点第2位まで）

注意点については、印刷時には表示されません。

①:補機動力の根拠を計算根拠シートで明確にすること。
例:計測値or仕様値or発電量×●% 他

機器仕様	発電出力		kW	295.0	①	
	送電出力（発電出力－補機電力）		kW	270.0	②	
	蒸気出力	燃料消費量は高位発熱量を記載すること。燃料裕度や出力裕度を考慮した数値とすること。	kW	1,063.2	③	
	温水出力		kW	0.0	④	
	燃料消費量		4～6月、10～11月の8:00～22:00	kW	1,917.6	⑤
年間値	運転時間	合計	h/年	5,280.0	⑥	
		運転時間	昼間（電気需要平準化時間帯以外）	h/年	1,400.0	⑦
			電気需要平準化時間帯	h/年	1,960.0	⑧
			夜間（22:00～翌日8:00）	h/年	1,920.0	⑨
	電力	合計	7～9月、12～3月の8:00～22:00	MWh/年	1,425.6	⑩
		構内使用電力	昼間（電気需要平準化時間帯以外）	MWh/年	378.0	⑪
			電気需要平準化時間帯	MWh/年	529.2	⑫
			夜間（22:00～翌日8:00）	MWh/年	518.4	⑬
		逆潮流電力		MWh/年	0.0	⑭
	蒸気出力量（③×⑥×0.0036GJ/kWh）		GJ/年	20,209.3	⑮	
	温水出力量（④×⑥×0.0036GJ/kWh）		GJ/年	0.0	⑯	
	燃料消費量（HHV）	高位発熱量	⑤×⑥×0.0036GJ/kWh	GJ/年	36,449.7	⑰
		45.0	⑰×0.0258kL/GJ	kL/年	940.4	⑱
		GJ/千Nm3	⑰/（燃料の高位発熱量）GJ/千Nm3	千Nm3/	810.0	⑲
	CO2排出量		tCO2/年	1,817.6	⑳	
負荷	蒸気利用量（出力×利用率）		GJ/年	20,209.3	㉑	
	温水利用量（出力×利用率）		GJ/年	0.0	㉒	
	冷水利用量（出力×利用率）		GJ/年	0.0	㉓	
換算係数	冷房利用する際は計算例①を参照（電気需要平準化時間帯以外）		GJ/MWh	9.97	㉔	
	電力	構内使用電力	電気需要平準化時間帯	GJ/MWh	12.96	㉕
			夜間	GJ/MWh	9.28	㉖
		逆潮流電力		GJ/MWh	9.76	㉗
	蒸気	別紙⑧1.(2)に記載の通り、以下の換算係数を使用しても可。 温水、冷水、産業用以外の蒸気の換算係数 1.36GJ/GJ 産業用蒸気の換算係数 1.02GJ/GJ 使用しない場合、下表に根拠となる設備の仕様値を記載のこと。		GJ/GJ	1.36	㉘
	温水			GJ/GJ	0.00	㉙
	冷水			GJ/GJ	0.00	㉚
従来方式一次エネルギー消費量		GJ/年	42,923.0	㉛		
		kL/年	1,107.4	㉜		
省エネルギー量		GJ/年	6,473.3	㉝		
		kL/年	167.0	㉞		
省エネルギー率		%	15.0	㉟		
従来方式CO2排出量		tCO2/年	2,297.2	㊱		
CO2排出削減量		▲tCO2/年	479.6	㊲		
CO2削減率		%	20.8	㊳		
費用対効果		千円/kW	305.0	㊴		
補助対象経費		円	90,000,000	㊵		

注1)

注2)注3)

⑭:逆潮流電力がある場合のみ記入すること。

≤⑮

≤⑯

≤⑰ 注4)

㉔～㉞:時間帯に応じた計量が困難な場合、電力の換算係数はすべて9.76とすること。

注1) 機器仕様は、各設備ごとの合計値を記入する。

注2) 電気需要平準化時間帯：7～9月、12～3月の昼間時間帯（8時から22時）

注3) 機器が複数台の場合や部分稼働を含む場合は、定格の総送電出力（②の値）で運転したとみなした時間を記入する。

例) 送電出力24kWジェネライトが3台中2台稼働しており、年間稼働時間が900hの場合。

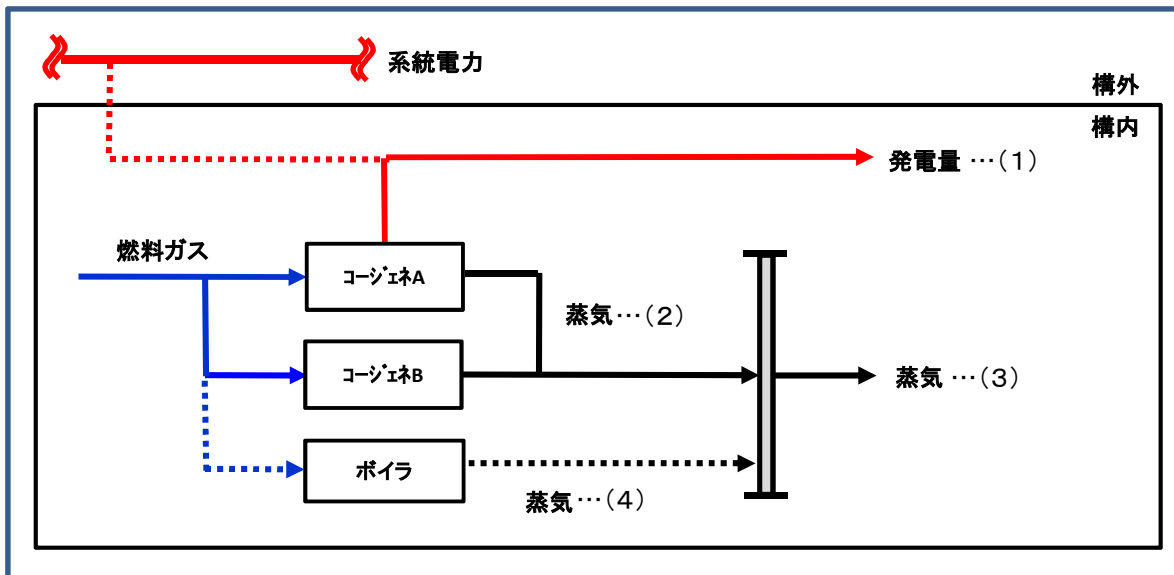
運転時間は900×2/3=600hとなる。

注4) 冷水利用量㉓はCGSからジェネリンク(もしくは、温水吸収機等)への排熱利用量となる。

システムフロー概略図

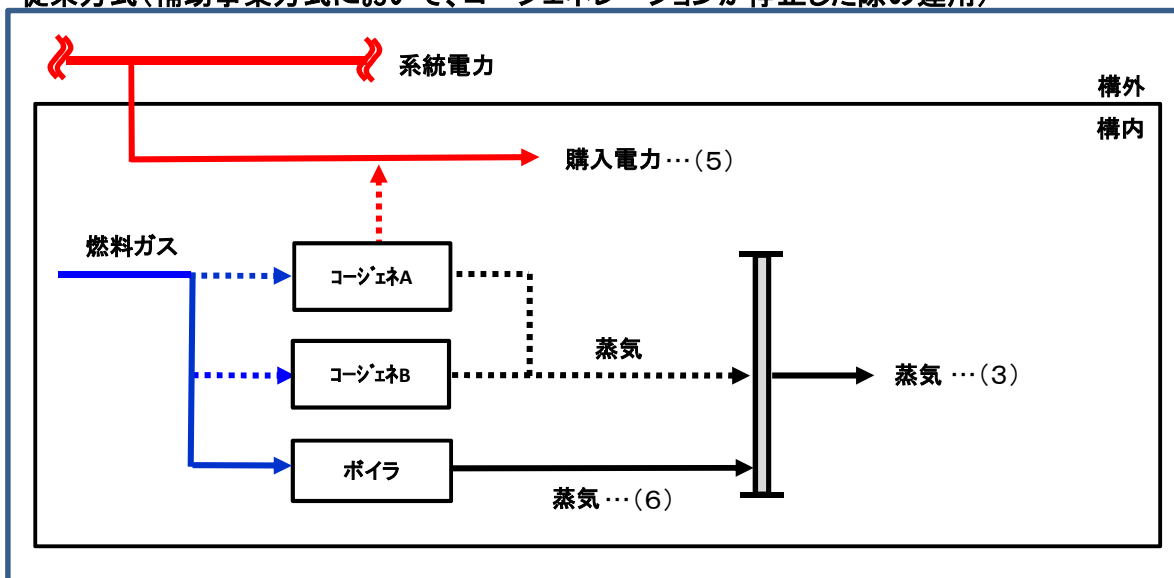
計算例2 (コージェネ排熱の蒸気利用)

補助事業方式



- (1) コージェネレーションから発生する電力
- (2) コージェネレーションから発生する蒸気
- (3) コージェネレーションが発生する蒸気が消費される分
- (4) ボイラからの発生蒸気は考慮しない

従来方式(補助事業方式において、コージェネレーションが停止した際の運用)



- (5) コージェネレーションが停止した際の、購入電力増加分
- (6) コージェネレーションが停止した際の、ボイラ燃料増加分

計算例②（コージェネ排熱の蒸気利用）**計算根拠**（少数点以下は四捨五入）

省エネルギー計算シートの計算根拠を下記に示す。

＜導入するコージェネレーションの仕様＞

発電出力：295.0kW、補機動力：25.0kW（エンクロージャ3.5kW、ガスコンプレッサー18kW、排ガスボイラー3.5kW）

蒸気発生量：1063.2kW（機器仕様書の最終ページ「4.性能データ ケース1」に記載）

温水発生量：ガスタービンのため温水発生せず

燃料消費量：燃料消費量^{※1}146.0m³N/h (HHV) × 低位発熱量^{※1}40.63MJ/m³N ÷ 低位発熱量^{※2}40.6MJ/m³N = 146.1m³N/h (LHV)

※1 メーカー仕様書記載

※2 大阪ガス供給都市ガス低位発熱量

※3 燃料種：都市ガス13A

①～④の値は計算シートに対応。

① 機器仕様より295.0kW

② 発電機出力295.0kW－補機動力25.0＝270.0kW

③ 機器仕様より、1063.2kW

④ ガスタービンのため温水発生せず

⑤ $146.1\text{m}^3\text{N/h} \times \text{裕度}1.05^{\text{※4}} \times \text{燃料発熱量}45.0\text{MJ/m}^3\text{N}^{\text{※5}} \div 3.6\text{kWh/MJ} = 1,917.6\text{kW}$

※4 裕度はメーカー仕様書による

※5 単位発熱量と炭素係数の換算係数による

⑦ 昼間：1,400h/年

⑧ 電気需要平準化時間帯：1,960h/年

⑨ 夜間：1,920h/年

⑪ コージェネから発生した蒸気の100%^{※6}使用可能と想定。

⑬ $1063.2\text{kW} \times 5,280\text{h/年} \times 0.0036\text{GJ/kW} \times \text{裕度}1.0^{\text{※6}} = 20,209.3\text{GJ/年}$

※6 ⑤燃料消費量にて裕度を考慮しているため、蒸気利用量裕度は考慮しない。

⑫ 温水は発生しない

⑬ 冷水は発生しない

⑭ このボイラーは、業務用なので、蒸気原単位は、1.36GJ/GJ

⑯ 補助対象経費を記入する。

産業分野以外は「1.36GJ/GJ」を使用。

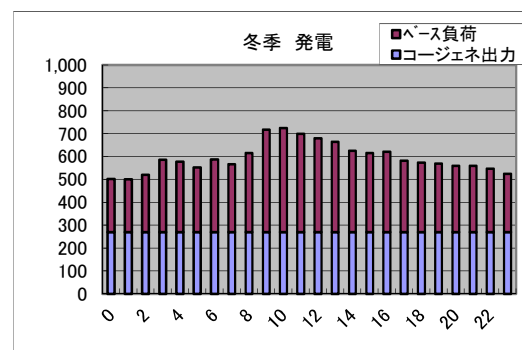
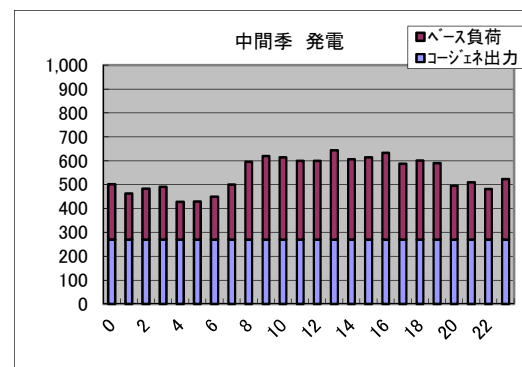
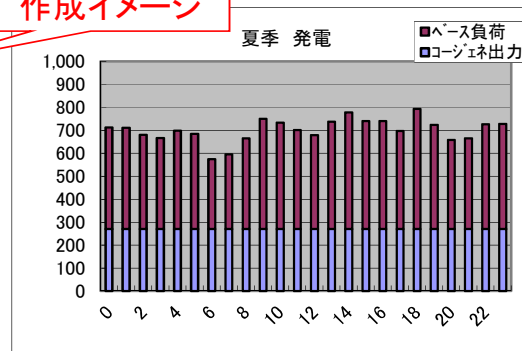
	稼働時間 (h/年)	
	昼間	夜間
夏季	840	480
冬季	1,120	640
中間期	1,400	800
合計	3,360	1,920
		総合計
		5,280

表1 コージェネレーション設備稼働時間

(別紙⑩-3-1) 計算に使用した電力の想定負荷データとコージェネレーション設備の想定稼働データ

時	夏季電力負荷(7~9月)			中間季電力負荷(4~6月, 10~11月)			冬季電力負荷(12~3月)		
	現状	導入後		現状	導入後		現状	導入後	
	電力負荷量	CGS発電量	買電量	電力負荷量	CGS発電量	買電量	電力負荷量	CGS発電量	買電量
	kW	kW	kW	kW	kW	kW	kW	kW	kW
0	712	270	442	501	270	231	501	270	231
1	711	270	441	463	270	193	500	270	230
2	680	270	410	483	270	213	520	270	250
3	667	270	397	491	270	221	585	270	315
4	699	270	429	428	270	158	577	270	307
5	684	270	414	429	270	159	552	270	282
6	573	270	303	449	270	179	587	270	317
7	595	270	325	500	270	230	567	270	297
8	664	270	394	595	270	325	615	270	345
9	749	270	479	620	270	350	717	270	447
10	733	270	463	615	270	345	724	270	454
11	701	270	431	600	270	330	699	270	429
12	679	270	409	600	270	330	680	270	410
13	737	270	467	644	270	374	664	270	394
14	777	270	507	607	270	337	625	270	355
15	740	270	470	615	270	345	615	270	345
16	740	270	470	633	270	363	621	270	351
17	697	270	427	587	270	317	581	270	311
18	793	270	523	601	270	331	573	270	303
19	723	270	453	589	270	319	569	270	299
20	657	270	387	495	270	225	560	270	290
21	664	270	394	509	270	239	560	270	290
22	727	270	457	481	270	211	547	270	277
23	728	270	458	523	270	253	524	270	254
合計	16,831	6,480	10,351	13,057	6,480	6,577	14,264	6,480	7,784

作成イメージ



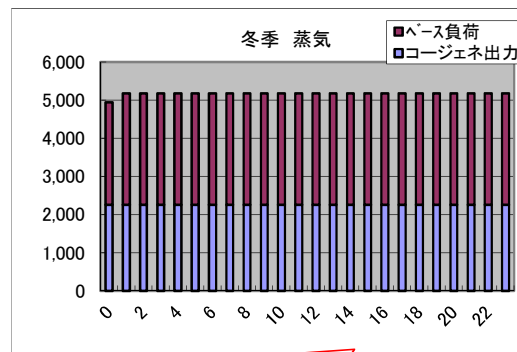
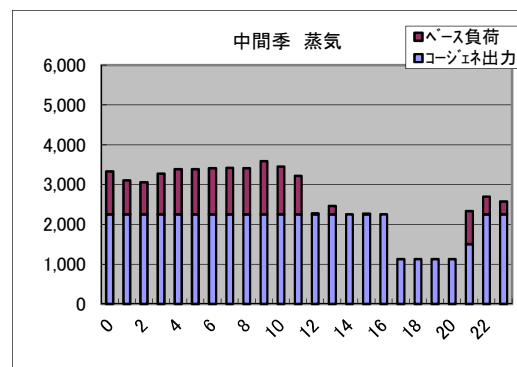
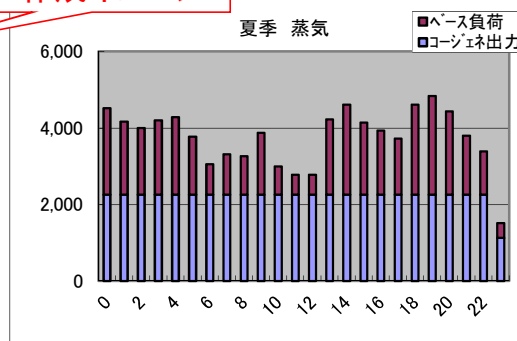
注) 電力負荷に加え、熱負荷のデータも同様に作成し、添付すること。

コージェネで出力した電力が、夏季、冬季、中間期の代表日で想定した負荷において、呑み込むことが出来ること(ベース負荷 $\geq$ コージェネ出力)を確認するためにグラフの作成をお願いしている。

(別紙⑩-3-2) 計算に使用した蒸気の想定負荷データとコージェネレーション設備の想定稼働データ

時	夏季蒸気負荷(7~9月)			中間季蒸気負荷(4~6月, 10~11月)			冬季蒸気負荷(12~3月)		
	現状		導入後	現状		導入後	現状		導入後
	蒸気負荷熱量	CGS発生蒸気量	残蒸気負荷熱量	蒸気負荷熱量	CGS発生蒸気量	残蒸気負荷熱量	蒸気負荷熱量	CGS発生蒸気量	残蒸気負荷熱量
	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ
0	4,514	2,257	2,257	3,329	2,257	1,072	4,943	2,257	2,686
1	4,164	2,257	1,907	3,103	2,257	846	5,180	2,257	2,923
2	3,995	2,257	1,738	3,058	2,257	801	5,180	2,257	2,923
3	4,198	2,257	1,941	3,273	2,257	1,016	5,180	2,257	2,923
4	4,277	2,257	2,020	3,386	2,257	1,129	5,180	2,257	2,923
5	3,769	2,257	1,512	3,386	2,257	1,129	5,180	2,257	2,923
6	3,047	2,257	790	3,408	2,257	1,151	5,180	2,257	2,923
7	3,307	2,257	1,050	3,419	2,257	1,162	5,180	2,257	2,923
8	3,261	2,257	1,004	3,408	2,257	1,151	5,180	2,257	2,923
9	3,871	2,257	1,614	3,589	2,257	1,332	5,180	2,257	2,923
10	2,991	2,257	734	3,453	2,257	1,196	5,180	2,257	2,923
11	2,776	2,257	519	3,216	2,257	959	5,180	2,257	2,923
12	2,776	2,257	519	2,280	2,257	23	5,180	2,257	2,923
13	4,221	2,257	1,964	2,460	2,257	203	5,180	2,257	2,923
14	4,604	2,257	2,347	2,257	2,257	0	5,180	2,257	2,923
15	4,142	2,257	1,885	2,268	2,257	11	5,180	2,257	2,923
16	3,927	2,257	1,670	2,020	2,257	0	5,180	2,257	2,923
17	3,724	2,257	1,467	779	1,129	0	5,180	2,257	2,923
18	4,604	2,257	2,347	1,004	1,129	0	5,180	2,257	2,923
19	4,830	2,257	2,573	914	1,129	0	5,180	2,257	2,923
20	4,435	2,257	2,178	869	1,129	0	5,180	2,257	2,923
21	3,792	2,257	1,535	2,336	1,505	831	5,180	2,257	2,923
22	3,386	2,257	1,129	2,697	2,257	440	5,180	2,257	2,923
23	1,512	1,129	384	2,573	2,257	316	5,180	2,257	2,923
合計	90,122	53,040	37,083	62,485	48,902	14,768	124,078.58	54,168.00	69,910.58

作成イメージ



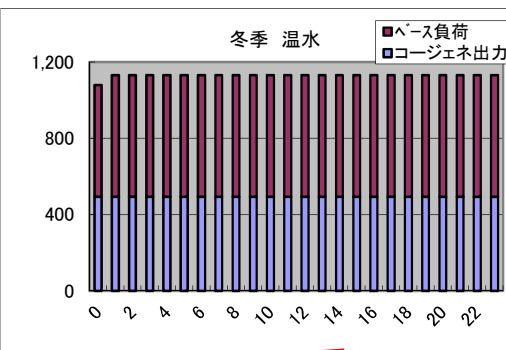
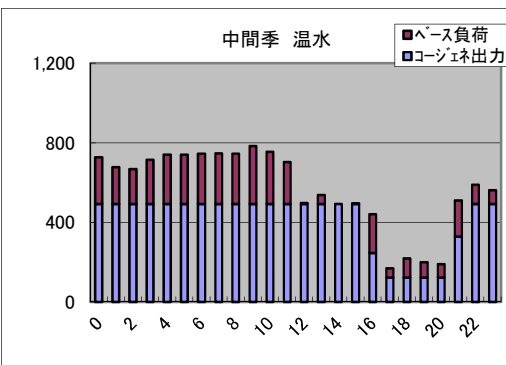
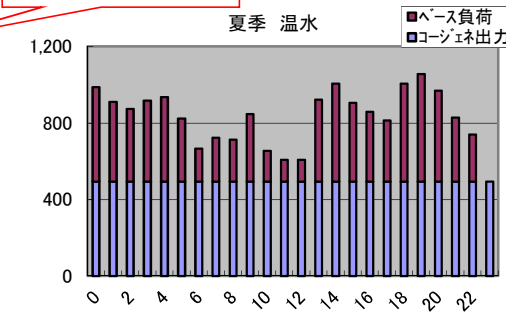
注) 熱負荷に加え、電力負荷のデータも同様に作成し、添付すること。

コージェネで出力した蒸気が、夏季、冬季、中間期の代表日で想定した負荷において、呑み込むことが出来ること(ベース負荷 $\geq$ コージェネ出力)を確認するためにグラフの作成をお願いしている。

(別紙⑩-3-3) 計算に使用した温水の想定負荷データとコージェネレーション設備の想定稼働データ

時	夏季蒸気負荷(7~9月)			中間季蒸気負荷(4~6月, 10~11月)			冬季蒸気負荷(12~3月)		
	現状		導入後	現状		導入後	現状		導入後
	温水負荷熱量	CGS発生温水量	残温水負荷熱量	温水負荷熱量	CGS発生温水量	残温水負荷熱量	温水負荷熱量	CGS発生温水量	残温水負荷熱量
	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ
0	986	493	493	727	493	234	1,080	493	587
1	910	493	417	678	493	185	1,131	493	638
2	873	493	380	668	493	175	1,131	493	638
3	917	493	424	715	493	222	1,131	493	638
4	934	493	441	740	493	247	1,131	493	638
5	823	493	330	740	493	247	1,131	493	638
6	666	493	173	744	493	251	1,131	493	638
7	722	493	229	747	493	254	1,131	493	638
8	712	493	219	744	493	251	1,131	493	638
9	845	493	352	784	493	291	1,131	493	638
10	653	493	160	754	493	261	1,131	493	638
11	606	493	113	703	493	210	1,131	493	638
12	606	493	113	498	493	5	1,131	493	638
13	922	493	429	537	493	44	1,131	493	638
14	1,006	493	513	493	493	0	1,131	493	638
15	905	493	412	495	493	2	1,131	493	638
16	858	493	365	441	247	195	1,131	493	638
17	813	493	320	170	123	47	1,131	493	638
18	1,006	493	513	219	123	96	1,131	493	638
19	1,055	493	562	200	123	76	1,131	493	638
20	969	493	476	190	123	67	1,131	493	638
21	828	493	335	510	329	182	1,131	493	638
22	740	493	247	589	493	96	1,131	493	638
23	330	493	0	562	493	69	1,131	493	638
合計	19,685	11,832	8,016	13,649	9,942	3,707	27,102.68	11,832.00	15,270.68

作成イメージ



注) 熱負荷に加え、電力負荷のデータも同様に作成し、添付すること。

コージェネで出力した温水が、夏季、冬季、中間期の代表日で想定した負荷において、呑み込むことが出来ること(ベース負荷 $\geq$ コージェネ出力)を確認するためにグラフの作成をお願いしている。

9－4．図面の作成例

添付書類Ⅲの「補助事業方式の設備に関する図面」について

下記①～⑥の6種類の図面を添付する。

各図面の枚数は、必要に応じて用意する。

各図面は、色分けや凡例等により申請範囲（以下の区分等）を明示すること。

- ・ 補助対象範囲、及び補助対象外範囲

※補助事業と補助事業外の工事が混在する場合は、補助事業外の範囲区分も明示すること。

- ・ 補助対象範囲内の、新設部、及び既設撤去部

※原則、**新設部を青線**、**既設撤去部を赤**で色分けし、図面内に凡例を記載する。

マーカー等での記載も可。

- ・ 複数の申請者に所有区分が分かれる場合は、所有者ごとの範囲区分

各図面には、補助事業実施場所の施設名称、図面の名称を記載すること。

その他、各図面における注意点は以下の通り。

① 全体図 :

- ・ 敷地内の全ての建屋が記載されており、対象設備の位置を明示すること。
- ・ 敷地内へのガス管の引き込み箇所及びガスメーター位置を明示すること。
- ・ 更新の場合、配管の撤去部が広範囲にわたる場合は明示すること。

② 機器配置図、③ システム図 :

- ・ 対象設備（主な付帯設備を含む）、配管の種別（ガス配管、温水配管等）、専用の計測装置を明記すること。
- ・ 補助対象範囲と補助対象外範囲の境は、バルブ等を記載し、明示すること。
- ・ 更新の場合は、更新前後それぞれの図面を作成し、補助対象範囲を明示すること。

④ 単線結線図 :

- ・ 停電時(災害時)に給電する負荷を明示すること。また、対象要件を満たす負荷であることを明示すること。
- ・ 系統連系に関わる継電器や、連系保護装置の位置を明記すること。
- ・ 発電出力計測のための電力量計の位置を明記すること。

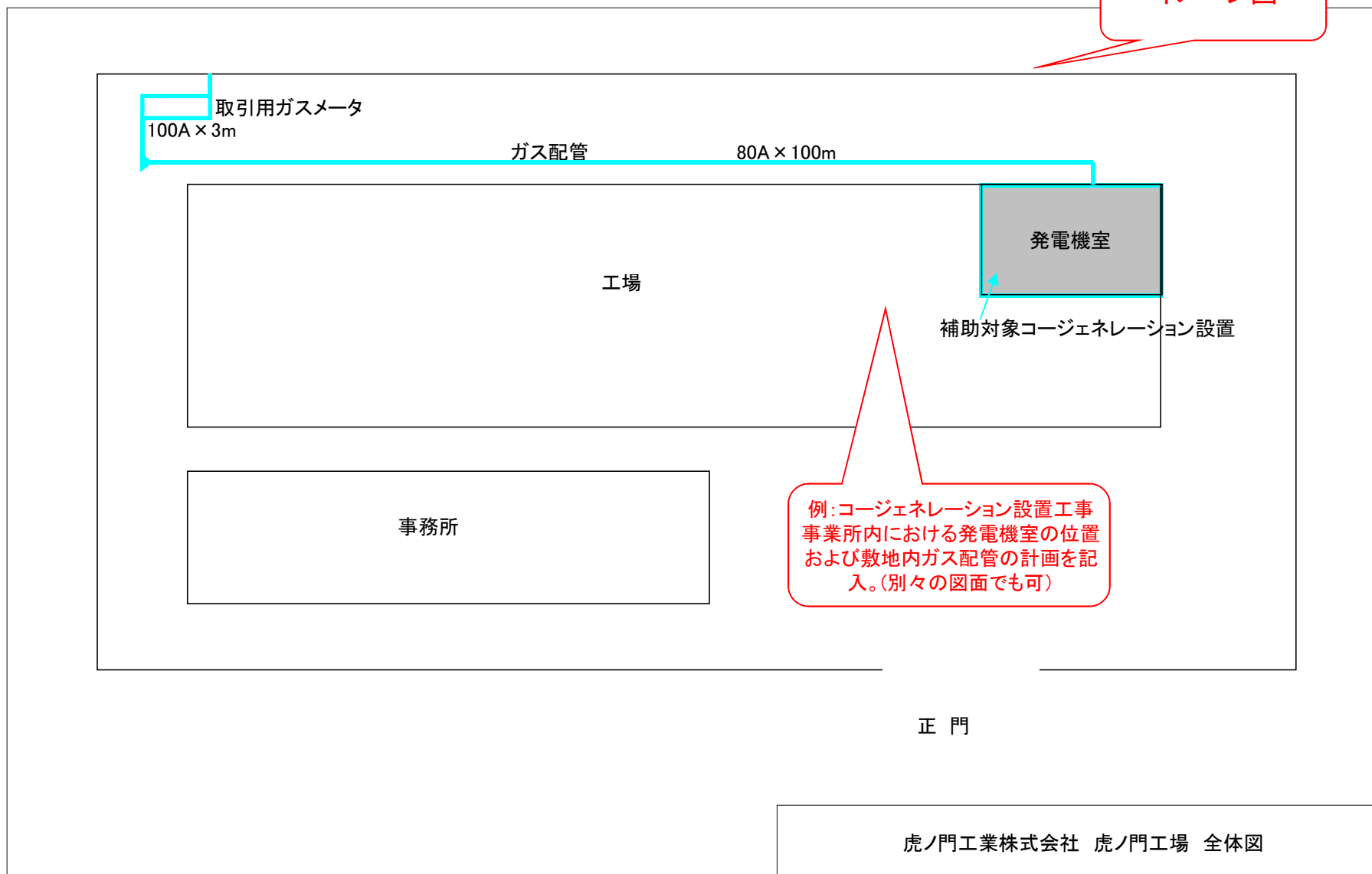
⑤ 敷地内ガス配管平面図、⑥ 敷地内ガス配管のアイソメ図 :

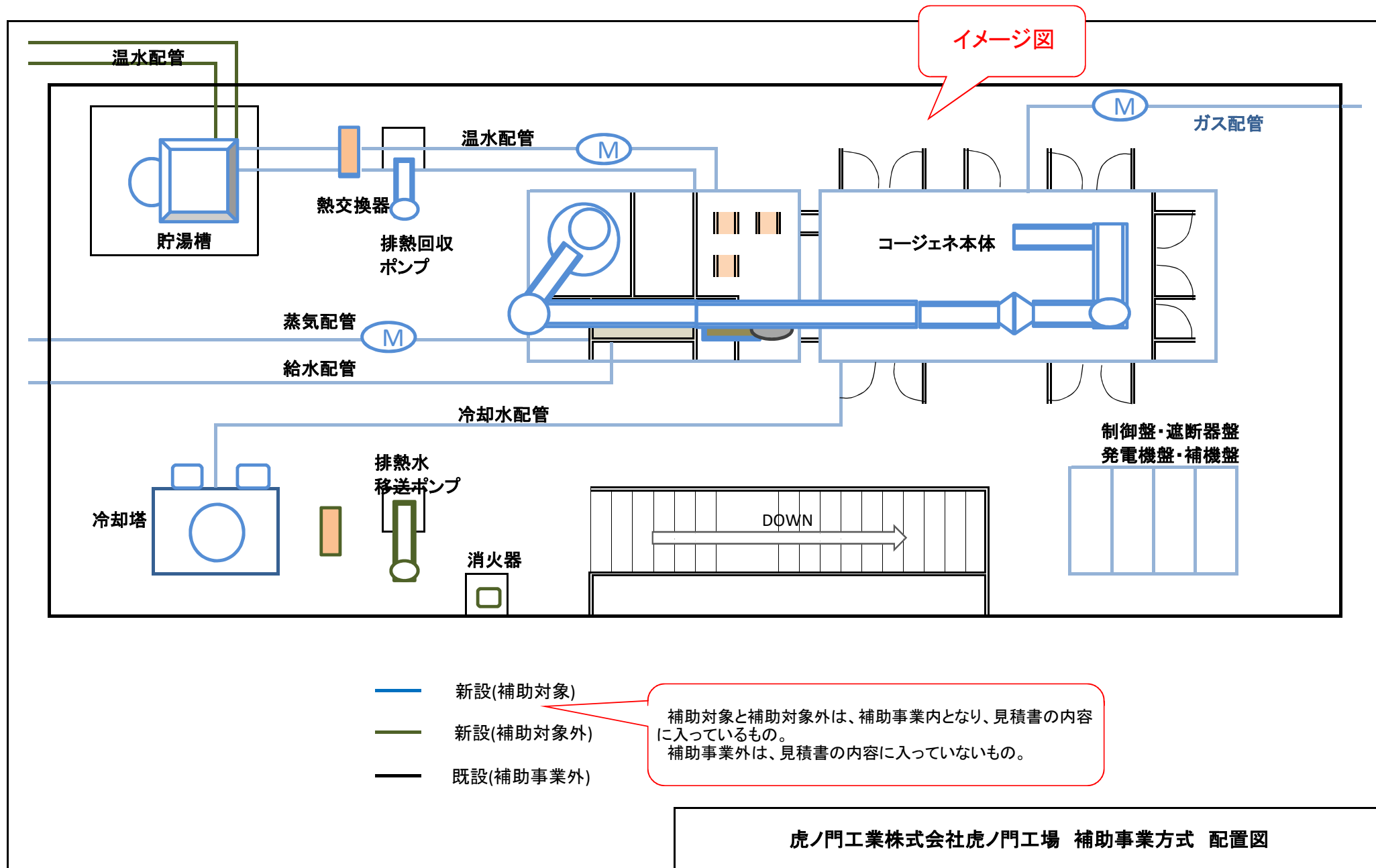
- ・ 口径、延長、分岐箇所、補助事業設備を明記すること。
※補助対象設備と対象外設備がある場合には特に、口径、延長、分岐等を詳細に記入し、専用配管、共用配管、対象外配管を色分け等で明記する。
- ・ ガス供給会社の取引メーター、専用ガス計測装置それぞれの位置を明記すること。

(別紙⑪-2)

「補助事業方式の設備に関する全体図」の例

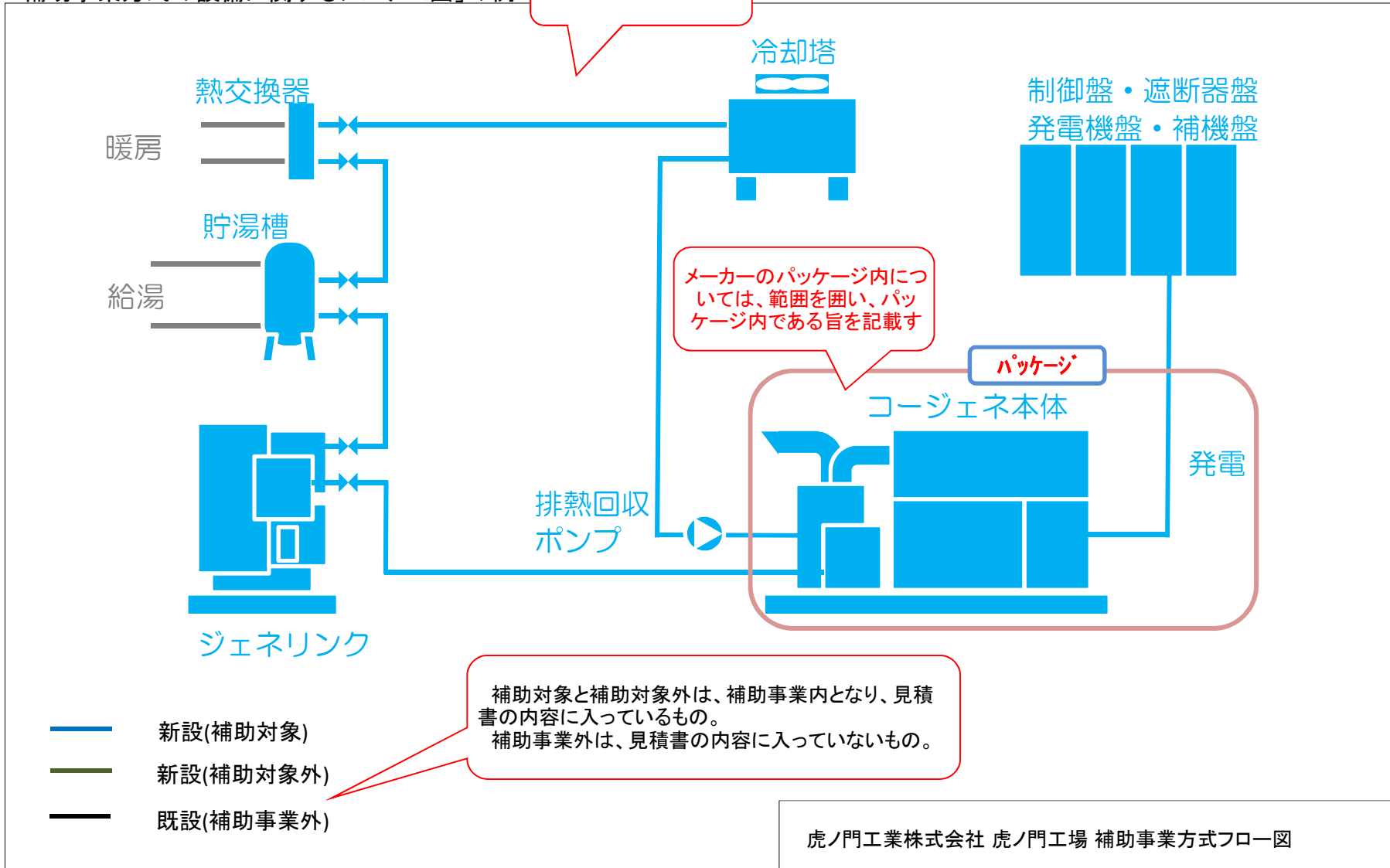
イメージ図





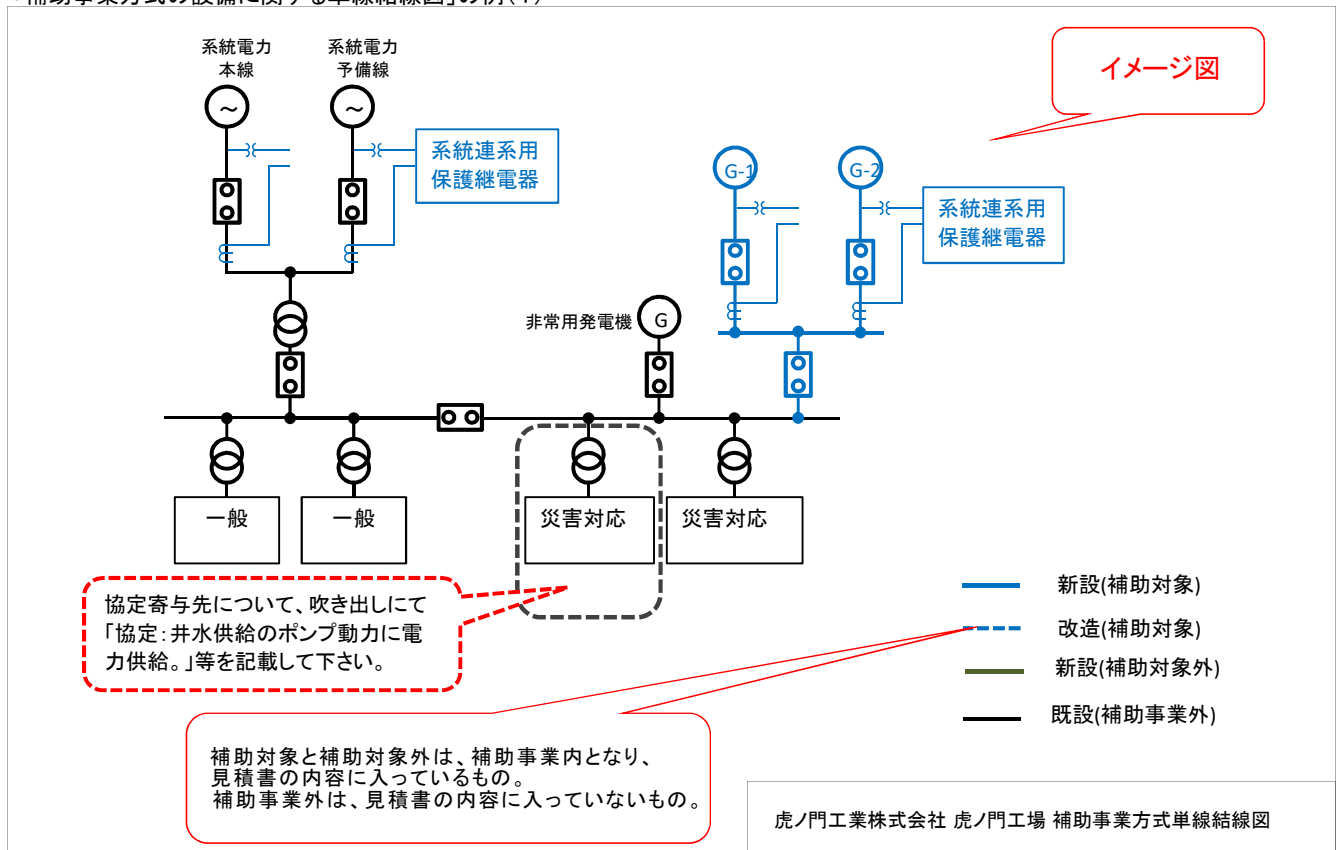
(別紙⑪-4)

「補助事業方式の設備に関するシステム図」の例

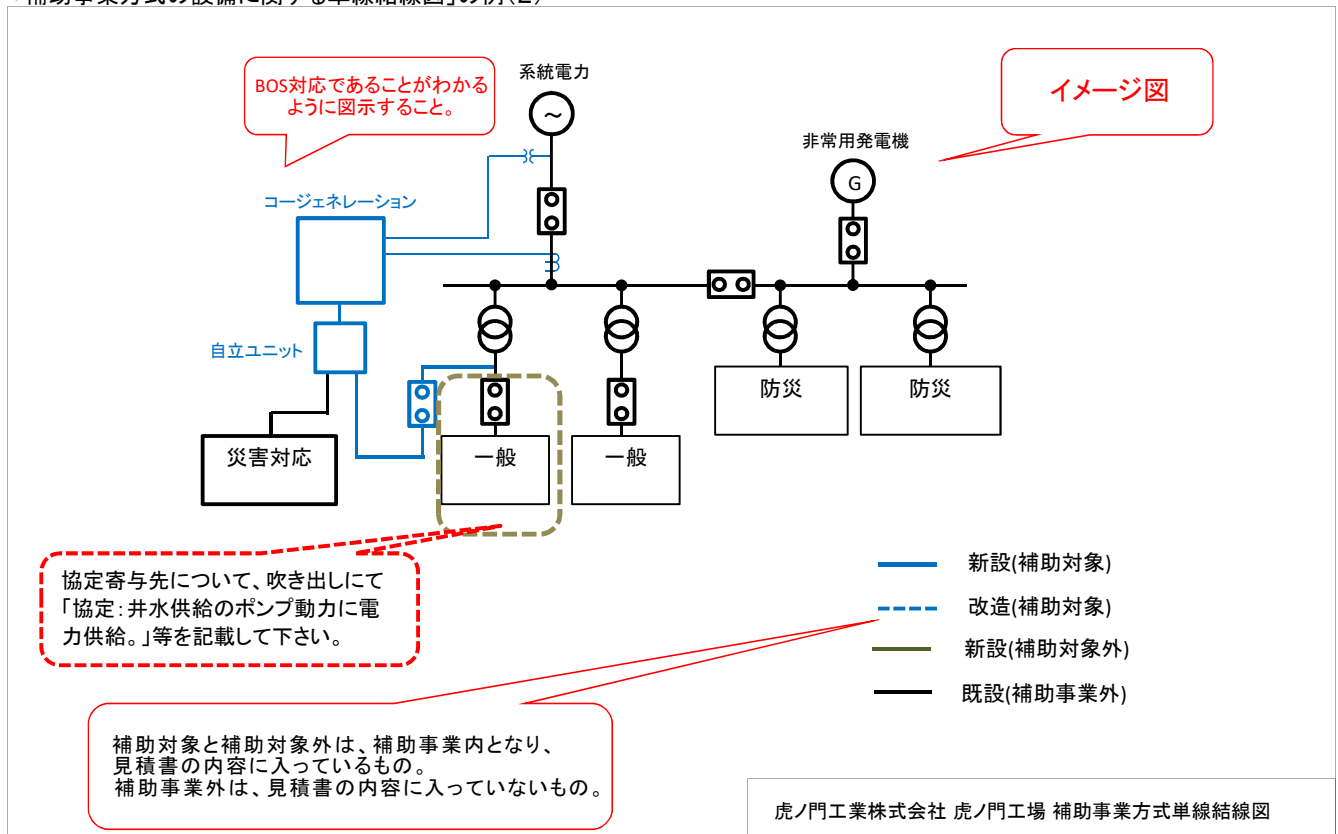


(別紙⑪-5)

「補助事業方式の設備に関する単線結線図」の例(1)

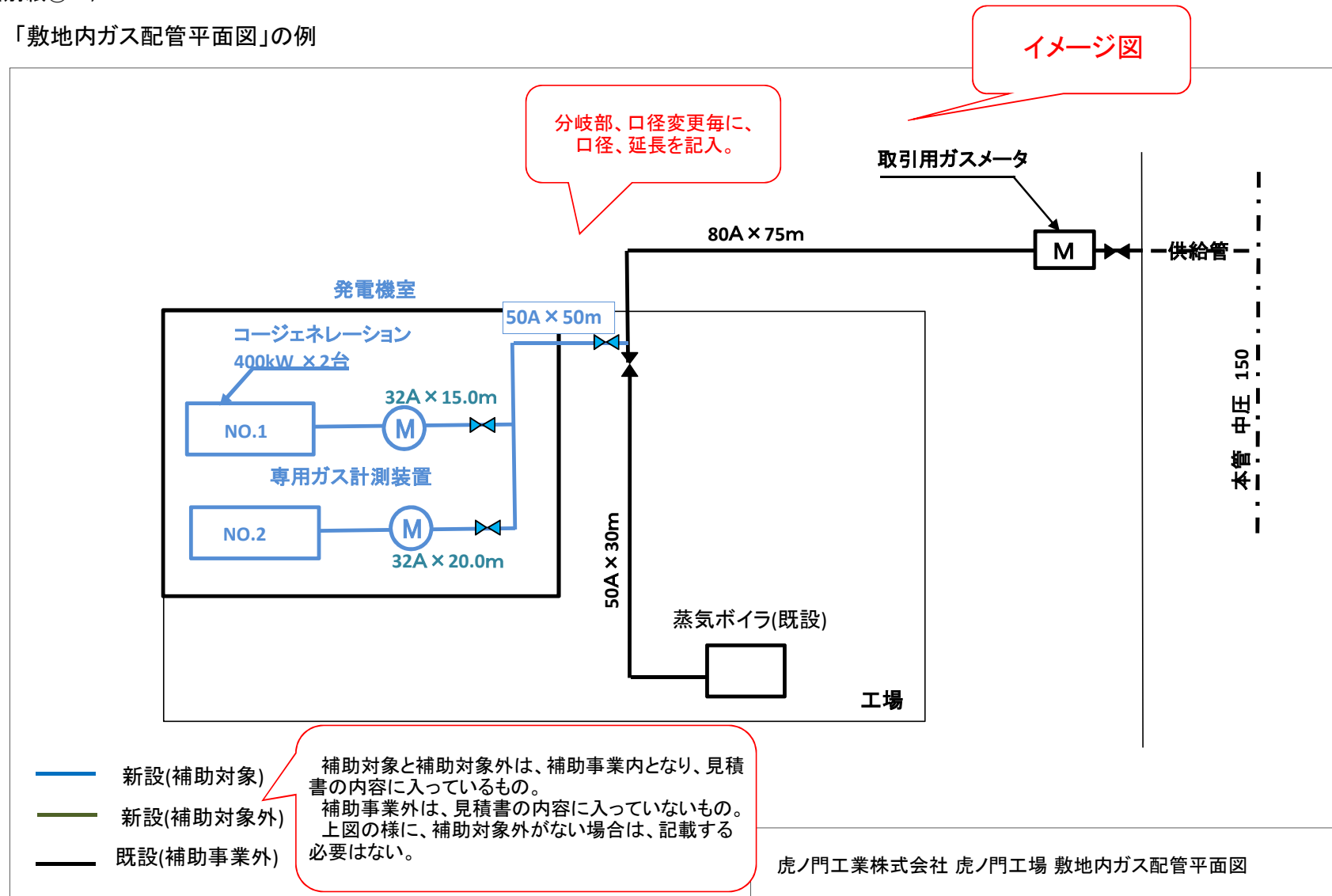


「補助事業方式の設備に関する単線結線図」の例(2)



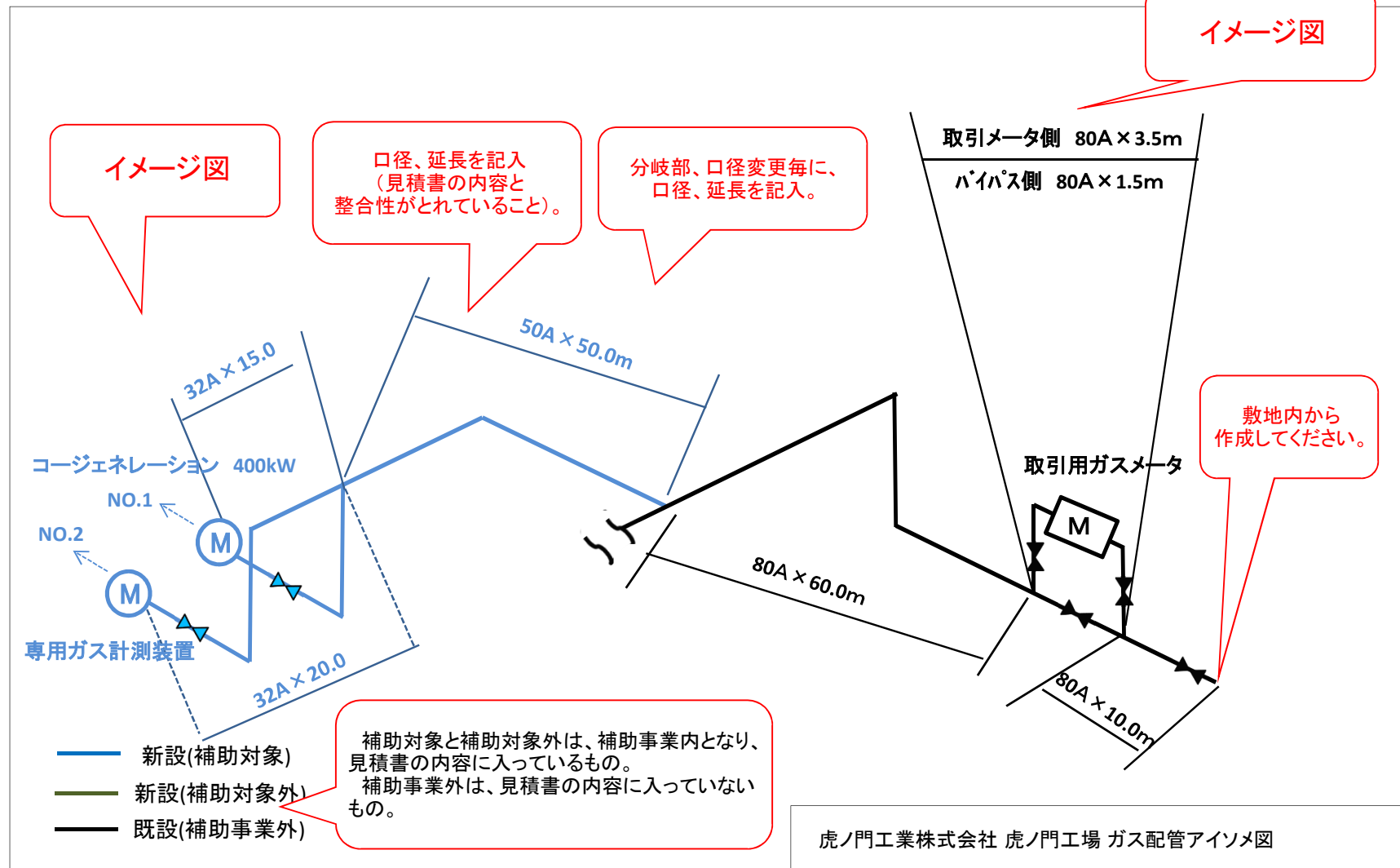
(別紙⑪-6)

「敷地内ガス配管平面図」の例



(別紙⑪-7)

「敷地内ガス配管アイソメ図」の例



9－5．見積関係及び補助対象経費 の考え方

記入例

依頼日：令和〇年〇月〇日

依頼書は、見積件名ごと、見積依頼先ごとに作成すること。

〇〇〇株式会社 御中

見積依頼書

原則として、発注者が
見積依頼すること。以後、見積書、契約書、納品書、受領書、請求書、領収書
にも同一の名称を使用すること。虎ノ門工業株式会社
製造部 施設課
虎ノ門 花子

印

担当者印で可。

見積件名	コージェネレーション設備新設工事		
納入場所	虎ノ門工業株式会社 虎ノ門工場		
工期	令和2年8月11日～令和3年1月29日		
見積書提出期限	令和2年5月27日		
引き合い仕様書	有り	添付資料がある場合、見積依頼 書の写しに添付すること。	無し
添付図面	有り		無し
見積条件			
1	見積書の件名は、見積依頼書の件名を使用すること。（納品書、請求書、領収書も同様）		
2	見積区分は、設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費の区分に分類すること。また、区分毎に補助対象と対象外を明確にすること。		
3	見積範囲・導入設備仕様 別添の引合仕様書及び添付図面を参照のこと。 本書式を用いる場合は、以下どちらかが必要です。 ①本項目に見積範囲や導入設備の仕様を記載 ②引き合い仕様書及び図面の添付 （記入例は②のケース）		
4	工事費の見積は、別紙⑫-2「工事費見積における参考項目」以上に細分化すること。		
5	一式50万円以上の見積項目が含まれている場合は見積項目の内訳を記載すること。 （単体でも50万円以上の機器は除く）		
6	値引きを行う際は、どの見積項目に対して行うか明確にすること。		
7	見積項目ごとに、補助対象経費と対象外の区分を明確にすること。 補助対象経費の合計を明示すること。 ※補助対象範囲について、見積依頼者の確認を受けること。 見積項目の範囲が広く、対象・対象外を判断できない場合、全て補助対象外となります。 補助対象範囲の区分を見積先に依頼するのは可としますが、申請者が責任をもって確認願います。		
8	見積書には、見積有効期限、納期または工期、支払条件の項目を必ず記載すること。		
9	以下の項目を補助対象とした場合、納品時に実績を証明する資料の写しを添付すること。 （実績報告書に写しを添付することが必要なため） ・宿泊費（従業員宿泊規定もしくは領収書の写し、宿泊日、利用者、宿泊地、業務内容を記した資料） ・交通費（領収書の写しと利用日、経路、利用者、金額、業務内容を記した資料）		
10	按分計算にて補助対象範囲を算出した場合、根拠資料を添付すること。		
11	「諸経費」の項目を入れる場合、必ず内訳を記載すること。（例：見積上のどの項目に対し〇%等）		
12	見積書、見積内訳書の電子データ（EXCELファイル）も提出すること。		
13	その他 別紙⑫-2参照		

交付決定後に3社見積を取る際、
 2の見積区分は、概算見積の金額
 が上限となりますので、ご注意ください。

工事費見積における参考項目

大項目	小項目
基礎工事	土工事（屋外基礎の場合）
	鉄筋工事
	コンクリート工事
	鉄骨架台工事
	防水工事（屋上設置の場合）
仮設工事	
搬入、据付工事	
機械設備工事	冷温水配管工事
	冷却水配管工事
	蒸気配管工事
	給水配管工事
	排水配管工事
	燃料配管工事
	排煙工事
電気設備工事	受変電設備工事
	配線工事
計測・表示装置 取付工事 ※計測機器は、新規調	制御盤工事
	計測器取付工事
	表示装置取付工事
	制御配線工事
試運転調整費	

※補助対象と補助対象外がある項目については、区分がわかるように項目を細分化すること。

能力按分、ガス管按分の考え方

①	本補助事業で専用使用する部分を対象とし、補助事業外設備との共通部分がある場合には、原則、定格流量比による按分相当額を対象
②	本補助事業で使用する専用配管に加え、補助事業外設備との共通部分がある場合には、原則、断面積比による按分相当額を対象

※計測機器の機器費は、新規設備機器にて計上する事。

（補助対象設備専用のガス流量計を含む）

※計測機器の取付費は、新規設備設置工事にて計上する事。

補助対象と補助対象外は、補助事業内となり、見積書の内容に入っているもの。

補助事業外は、見積書の内容に入っていないもの。

※試運転報告時には、補助対象機器のガス流量(インレット)

補助対象機器の発生蒸気熱量、温水熱量(アウトレット)が、納品仕様以上の数値であることを計測している事。

以下の項目は補助対象外とすること（別紙⑫-3参照）

- ・ 事前調査費、見積費用（現場測量費も補助対象外）
- ・ 建屋ならびに建屋に付属する設備（部品倉庫、電気室、制御室等）
※発電機パッケージは、建築申請する場合、建屋とみなし補助対象外
- ・ 土地造成、整地、地盤改良工事に準じる基礎工事
- ・ 移設、撤去工事（ただし補助対象設備設置のために必要な工事は対象）
- ・ 植栽及び外構工事
- ・ 容易に移動または他用途に転用できるもの（消火器、柵、屋外照明等）
- ・ 補助事業外の設備と共有するもの（配管、配線及びそれらの架台等）
- ・ 消耗品（当該事業のみで使用されることが確認できないもの）
- ・ 通信運搬費（書類等）、ユーティリティ費（電気、ガス、水道、燃料等）
- ・ 仮設事務所、部材置場の建設費もしくは使用料
- ・ 振込手数料

(別紙⑫-3)

■間違いやすい補助対象・補助対象外の項目一覧

分類	項目
補助対象となるもの	●実施設計費（システム設計、機器設備設計）、現場監督費、現場警備費、現場清掃費、現場復旧費（従前と同レベルに限ります）、足場構築費、（設備の）輸送費、工事を実施するための官公庁手続費、設備の輸送・搬入等に対する保険料、感震器、工具レンタル料、設計図書等の印刷費、補助事業者との会議費、 ●様々な資料提出が求められる項目（産廃処理費・宿泊費・交通費） ・産業廃棄物処理費（マニフェスト写しの提出が必要） ・宿泊費（従業員宿泊規定もしくは領収書とその明細の写し、宿泊の利用日、利用者、宿泊地、業務内容を記した資料の添付が必要） ・交通費（領収書の写しと利用日、経路、利用者、金額、業務内容を記した資料の添付が必要） ・消耗品(補助対象に関する内容であることを見積書内等に明記すること。)
補助対象外となるもの	・基本設計費、見積費用（見積のための調査費含む） ・建屋（部品倉庫、電気室、制御室等）ならびに建屋に付属する設備（建屋の給排気設備、消火設備、照明、空調、防音） ※発電機パッケージは、建築申請する場合、建屋とみなし補助対象外 ・排水ピット、排水溝、配管ピット（建屋の一部扱いのため） ・仮設事務所・部材置場の建設費もしくは使用料、仮設電源、仮設電話 ・補助事業外の設備と共有するもの（配管、配線及びそれらの架台等） ・容易に移動または他用途に転用できるもの（消火器、屋外照明、カラーコーン等） ・柵、フェンス、小屋、雨風よけ等 ・杭打ち、土壌改良、整地、地盤改良工事に準じる基礎工事 ・植栽及び外構工事 ・ユーティリティ費（電気、ガス、水道、通信）、試運転燃料費 ・機器等の保管費用 ・通信運搬費（書類等） ・消耗品(補助対象に関する内容であることを見積書内等に明記しないもの。) ・振込手数料
補助対象外となるもの (間接費)	・出精値引 ・諸経費、雑費、一般管理費等、補助対象か否かが不明確な項目は対象外 （ただし、大項目として前記のものを記載し、小項目として単価50万円未満で補助対象となることが明確な明細の記載があれば補助対象） ＜明細がない場合に補助対象外になる項目例＞ 雑～（例：雑費、雑工事費）、一般～（例：一般管理費） 副～、～等、その他、その他～、約__m、約__個、～一式

御見積書

宛先
件名
引渡場所
納期
見積有効期限
支払い条件

見積作成の際は、例示した構成で記入すること。もしくは、本内容の同等レベル以上であること。

見積金額

(上記金額に消費税は含みません。)

番号	品名	数量	単位	単価	金額
1	設計費				
1-1	補助対象				
	(1)○○○				
	(2)△△△				
1-2	補助対象外				
	(1)●●●				
	(2)▲▲▲				
	合計				
	(内補助対象 小計)				
2	既存設備撤去費				
2-1	補助対象				
	(1)○○○				
	(2)△△△				
	補助対象外				
2-1-2	(1)●●●				
	(2)▲▲▲				
	合計				
	(内補助対象 小計)				
3	新規設備機器費				
3-1	補助対象				
	(1)○○○				
	(2)△△△				
3-2	補助対象外				
	(1)●●●				
	(2)▲▲▲				
	合計				
	(内補助対象 小計)				
4	新規設備設置工事費				
4-1	補助対象				
	(1)○○○				
	(2)△△△				
4-2	補助対象外				
	(1)●●●				
	(2)▲▲▲				
	合計				
	(内補助対象 小計)				
5	敷地内ガス管敷設費				
5-1	補助対象				
	(1)○○○				
	(2)△△△ 【按分相当額】				
5-2	補助対象外				
	(1)●●●				
	(2)▲▲▲ 【按分相当額】				
	合計				
	(内補助対象 小計)				
	合計 ①				
	(内補助対象 合計)				
	合計 ①				
	消費税				

※計測機器の機器費は、新規設備機器にて計上する事。
計測機器とは、翌年度に燃料使用量データ報告時に使用する計測器(流量計、温度計等)をさします。
(補助対象設備専用のガス流量計を含む)

※新規設備機器費の諸経費には、法定福利費を含めない

※計測機器の取付費は、新規設備設置工事にて計上する事。

※試運転報告時には、補助対象機器のガス流量(インプット)
補助対象機器の発生蒸気熱量、温水熱量(アウトプット)が、
納品仕様以上の数値であることを計測している事。

※ガス供給会社の取引メータの取付費は、
敷地内ガス管敷設費にて計上する事。

敷地内ガス管の補助対象経費算定方法（ホームページ掲載の計算システム参照）

敷地内ガス配管敷設工事で、対象設備と対象外設備（将来増設用分岐バルブ設置含む）に接続する工事を行う場合は、**断面積比按分**にて補助対象経費を決定する。

1. まず、専用配管と共用配管について個別に見積を行うか、一括見積の中で専用配管、共用配管、および対象外配管についての区分費用を明確にすることが可能な場合、以下の方法で按分します。

【配管例での敷地内ガス管の補助対象経費算出】

【配管例】						
区間	適用	管種	口径 (A)	延長 (m)	【計算例1】 区間見積	【計算例2】 一括見積
①	専用	G	50A	4.0m	100,000円	
②	専用	G	80A	5.0m	200,000円	
③	対象外	G	50A	4.0m	100,000円	
④	共用	G	80A	5.0m	200,000円	
⑤	専用	G	50A	4.0m	100,000円	
⑥	共用	G	80A	10.0m	400,000円	
⑦	共用連続	G	100A	18.0m	900,000円	
合計					2,000,000円	2,000,000円

表1 口径と断面積(G)

口径	断面積 (cm ²)
6A	0.332
8A	0.664
10A	1.27
15A	2.03
20A	3.66
25A	5.98
32A	10.0
40A	13.6
50A	22.0
65A	36.2
80A	51.1
90A	68.2
100A	87.0
125A	134.0
150A	189.0
175A	255.0
200A	329.0
225A	413.0
250A	507.0
300A	729.0
350A	906.0
400A	1200.0
450A	1530.0
500A	1900.0

(JIS配管用炭素鋼管G3452
1997による計算値)

表2 口径と断面積(P E)

口径	断面積 (cm ²)
25	5.8
30	9.2
50	19.0
75	42.0
100	73.9
150	166.0
200	285.0
300	605.0

(JIS K 6774 1998による計算
値)

尚、
表1、2に記載のない実
使用のガス管の断面積
を用いても可。
その場合は、根拠資
料等の添付必須。

--- 【計算例1】 ---

各区間対象断面積の算出

対象断面積：共用配管の断面積のうち、対象設備に供される仮想断面積。対象外配管は0cm²。

区間① 対象断面積 = 22.0cm²(断面積)

区間② 対象断面積 = 51.1cm²(断面積)

区間③ 対象断面積 = 0cm²

区間④ 対象断面積 = 区間④の断面積×(区間②の対象断面積+区間③の対象断面積)÷(区間②の断面積+区間③の断面積)
= 51.1×(51.1+0)÷(51.1+22.0)
= 35.7211 cm²(小数点第5位以下四捨五入)

区間⑤ 対象断面積 = 22.0cm²(断面積)

区間⑥ 対象断面積 = 区間⑥の断面積×(区間④の対象断面積+区間⑤の対象断面積)÷(区間④の断面積+区間⑤の断面積)
= 51.1×(35.7211+22.0)÷(51.1+22.0)
= 40.3495 cm²(小数点第5位以下四捨五入)

区間⑦ 対象断面積 = 区間⑦の断面積×区間⑥と同様の按分(共用連続)

= 87.0×(35.7211+22.0)÷(51.1+22.0)
= 68.6968 cm²(小数点第5位以下四捨五入)

補助対象経費 = ①見積金額 + ②見積金額 + ④見積金額 × $\frac{\text{④の対象断面積}}{\text{④の断面積}}$ + ⑤見積金額

+ ⑥見積金額 × $\frac{\text{⑥の対象断面積}}{\text{⑥の断面積}}$ + ⑦見積金額 × $\frac{\text{⑦の対象断面積}}{\text{⑦の断面積}}$

= 100,000円 + 200,000円 + 200,000円 × $\frac{35.7211\text{cm}^2}{51.1\text{cm}^2}$ + 100,000円

+ 400,000円 × $\frac{40.3495\text{cm}^2}{51.1\text{cm}^2}$ + 900,000円 × $\frac{68.6968\text{cm}^2}{87.0\text{cm}^2}$

= 1,566,312 円(小数点以下切り捨て)

(別紙⑬-2)

2. 次に、専用配管、共用配管、および対象外配管と分割して見積が不可能な場合は、一括の見積金額を配管口径、配管延長、および配管断面積より按分します。

【按分手順】

- A. 配管区間の専用・共用・対象外の配管区分を明確にする
B. アイソメ図、あるいは配管模式図に区間毎の口径、および延長を記載
C. 配管区間毎の口径×延長を算出
D. 区間割合の算出

$$\text{区間割合} = \frac{\text{区間 (口径} \times \text{延長)}}{\text{全区間 (口径} \times \text{延長) の合計}} \times 100$$

- E. 【按分前】区間割当費用の算出

$$\text{【按分前】区間割当費用} = \text{敷地内ガス管敷設費} \times \text{区間割合}$$

- F. 区間配管口径の断面積の確認（前項表1、2参照）

- G. 対象断面積の算出

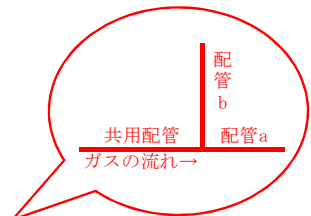
$$\cdot \text{専用配管対象断面積} = \text{断面積}$$

$$\cdot \text{共用配管対象断面積} = \text{共用配管実断面積} \times \frac{\text{分岐後aの対象断面積} + \text{分岐後bの対象断面積}}{\text{分岐後aの断面積} + \text{分岐後bの断面積}}$$

$$\cdot \text{対象外配管対象断面積} = 0\text{cm}^2$$

- H. 【按分後】区間割当費用の算出

$$\text{【按分後】区間割当費用} = \text{【按分前】区間割当費用} \times \frac{\text{対象断面積}}{\text{断面積}}$$



補助対象経費は、H. 【按分後】区間割当費用合計の小数点以下を切り捨てし決定

【配管例での敷地内ガス管の補助対象経費算出】

【計算例2】

配管例の断面積按分計算を按分手順 A～Hに基づき、表にまとめると以下の通りとなります。

敷地内ガス管敷設費

2,000,000 円

区間	A	B			C	D	E	F	G	H
	適用	管種	口径 (A)	延長 (m)	口径×延長	区間割合	【按分前】 区間割当費用 (円)	断面積 (cm ²)	対象断面積 (cm ²)	【按分後】 区間割当費用 (円)
①	専用	G	50	4.0	200.0	5.0000%	100,000.0	22.0	22.0000	100,000.0
②	専用	G	80	5.0	400.0	10.0000%	200,000.0	51.1	51.1000	200,000.0
③	対象外	G	50	4.0	200.0	5.0000%	100,000.0	22.0	0.0000	0.0
④	共用	G	80	5.0	400.0	10.0000%	200,000.0	51.1	35.7211	139,808.6
⑤	専用	G	50	4.0	200.0	5.0000%	100,000.0	22.0	22.0000	100,000.0
⑥	共用	G	80	10.0	800.0	20.0000%	400,000.0	51.1	40.3495	315,847.4
⑦	共用連続	G	100	18.0	1,800.0	45.0000%	900,000.0	87.0	68.6968	710,656.6
⑧										
⑨										
⑩										
合計					4,000.0	100.0000%	2,000,000.0			1,566,312.6

- G. 各区間対象断面積の算出

$$\text{区間① 対象断面積} = 22.0\text{cm}^2 (\text{断面積})$$

$$\text{区間② 対象断面積} = 51.1\text{cm}^2 (\text{断面積})$$

$$\text{区間③ 対象断面積} = 0\text{cm}^2$$

$$\begin{aligned} \text{区間④ 対象断面積} &= \text{区間④の断面積} \times (\text{区間②の対象断面積} + \text{区間③の対象断面積}) \div (\text{区間②の断面積} + \text{区間③の断面積}) \\ &= 51.1 \times (51.1 + 0) \div (51.1 + 22.0) \\ &= 35.7211\text{cm}^2 (\text{小数点第5位以下四捨五入}) \end{aligned}$$

$$\text{区間⑤ 対象断面積} = 22.0\text{cm}^2 (\text{断面積})$$

$$\begin{aligned} \text{区間⑥ 対象断面積} &= \text{区間⑥の断面積} \times (\text{区間④の対象断面積} + \text{区間⑤の対象断面積}) \div (\text{区間④の断面積} + \text{区間⑤の断面積}) \\ &= 51.1 \times (35.7211 + 22.0) \div (51.1 + 22.0) \\ &= 40.3495\text{cm}^2 (\text{小数点第5位以下四捨五入}) \end{aligned}$$

$$\text{区間⑦ 対象断面積} = \text{区間⑦の断面積} \times \text{区間⑥と同様の按分 (共用連続)}$$

$$= 87.0 \times (35.7211 + 22.0) \div (51.1 + 22.0)$$

$$= 68.6968\text{cm}^2 (\text{小数点第5位以下四捨五入})$$

敷地内ガス管敷設費補助対象経費

1,566,312 円

(小数点以下切り捨て)

9－6．申請内容証明関係

(別紙⑭)

役員名簿

申請時時点の役員名簿を提出すること。

[illegible]

記入上の注意

(注意 1)

役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記入する。（上記記入例参照）。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記入すること。

(注意 2)

地方自治体は、作成不要。

(注意 3)

共同申請の場合は、各社の役員名簿を作成する。

中小企業者『みなし大企業を除く』の申請確認書

記入例

法人名 虎ノ門ガス株式会社
 部署名 総務部
 連絡先(電話番号) 03-1234-5678
 担当窓口 氏名 新橋 次郎

新橋

弊社は、以下のごとく中小企業基本法に定める中小企業者(みなし大企業を除く)に該当します。

1. 中小企業者の基準に該当するかの確認

業 種※1	食料品製造業
業種分類※1	製造業その他
資本金(円)	200,000,000
常時使用する従業員数(人)※2	310

実施計画書と同じ業種を選択すること。

資本金と常時使用する従業員数を入力すること。

※1業種、業種分類は、日本標準産業分類に基づく。複数の業種がある場合は直近の決算書において「売上高」が大きい方とする。

※2常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員 臨時の従業員は含まれない。

中小企業者の基準

業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
製造業その他	3億円以下	300人以下

※資本金規模又は従業員規模のどちらかに該当することが必要

「該当する」or「該当しない」を選択すること。

2. 「みなし大企業」に該当しないかの確認

発行株式数の総数又は出資価額の1/2以上を同一の大企業が所有している	該当しない
発行株式数の総数又は出資価額の2/3以上を複数の大企業が所有している	該当しない
大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の1/2以上を占めている	該当しない

※大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって事業を営む者
 但し、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社又は投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合に該当する者は大企業として扱わない

3. 中小企業(みなし大企業を除く)かどうかの判定[自動判定]

該当する

添付資料ア. ...
 添付資料イ. ...
 添付資料ウ. ...
 添付資料エ. ...

提出する添付資料名を記載すること。説明会資料P. 17参照
 必要に応じて該当部分にマーキングすること。

(別紙⑯)

法務省ホームページより

登記事項証明書
登記簿謄抄本
概要記録事項証明書

交付申請書

・「法人にあっては、履歴事項全部証明書又は登記簿謄本の写し」を取得する場合は、「①全部事項証明書(謄本)」の**履歴事項証明書**(閉鎖されていない登記事項の証明)にレ印をつけ、各法務局で交付申請して下さい。

登記事項証明書 登記簿謄抄本 交付申請書 概要記録事項証明書		
※ 太枠の中に書いてください。		
(地方)法務局 支局・出張所 平成 年 月 日 申請		
窓口に來られた人 (申請人)	住所 フリガナ 氏名	収入印紙欄
商号・名称 (会社等の名前)		収入印紙
本店・主たる事務所 (会社等の住所)		
会社法人等番号		収入印紙
※ 必要なものの□にレ印をつけてください。		
請 求 事 項	請求通数	
①全部事項証明書(謄本) → ☒ 履歴事項証明書 (閉鎖されていない登記事項の証明) ※現在効力がある登記事項に加えて、当該証明書の交付の請求があった日の3年前の日の属する年の1月1日から請求があった日までの間に抹消された事項等を記載したものです。 ☐ 現在事項証明書 (現在効力がある登記事項の証明) ☐ 閉鎖事項証明書 (閉鎖された登記事項の証明) ※当該証明書の交付の請求があった日の3年前の属する年の1月1日よりも前に抹消された事項等を記載したものです。		収入印紙は割印 (登記印)

※：履歴事項全部証明書は法務局等で取得したそのものを添付すること

※：履歴事項全部証明書とする事。

それ以外の現在事項証明書、閉鎖事項全部証明書では、代わりにならない。

9－7． 中圧ガス供給証明関係

(別紙⑰-1)

記入例(中圧供給)

本書のコピーを提出

令和 2年 4月 1日

●●株式会社 御中

申請者(設備使用者)

ガス導管事業者
または
ガス小売事業者

(会社名) ▲▲ガス株式会社
(部署) ◆◆事業部長 ◇◇
(住所) ××

印

所属長印

供給証明書(検討結果)

供給方式	中圧供給 ・ 供給継続性の高い低圧供給 ・ 低圧供給かつ移動式ガス発生設備を保有	
供給状況	既存(供給中)	新規(供給見込み)
供給先名称	●●株式会社	
供給先住所	〇〇	
供給圧力	0.25MPa(中圧B)	
ガス工事期間 ※新規のみ	2020年 11月 15日 ~ 2020年 12月 15日(見込み)	
供給開始時期 ※新規のみ	2020年 12月 15日(見込み)	
検討結果等	上記供給先へ中圧Bにて供給可。	
必要な添付書類		
	既存	新規
中圧供給	■ 中圧ガス導管図(敷地内への引込み箇所をマーキング) ■ 中圧ガスメータの写真(本体、銘板) ■ 中圧ガスメータの型式が中圧仕様を証明できる資料 ■ 中圧ガス管アイソメ図	■ 中圧ガス導管図(敷地内への引込み予定箇所をマーキング)
供給継続性の高い 低圧供給	■ 低圧ガス導管図(敷地内への引込み箇所をマーキング) ■ 低圧ガスメータの写真(本体、銘板) ■ 低圧ガス管アイソメ図 ■ ガス会社の保安基準の抜粋(当該物件のブロック名、ブロック番号、供給停止判断基準(70カイン以上)の運用が明記された箇所、表等の抜粋)	■ 低圧ガス導管図(敷地内への引込み予定箇所をマーキング) ■ ガス会社の保安基準の抜粋(当該物件のブロック名、ブロック番号、供給停止判断基準(70カイン以上)の運用が明記された箇所、表等の抜粋)
低圧供給かつ 移動式ガス発生 設備を保有	■ 低圧ガス導管図(敷地内への引込み箇所をマーキング) ■ 低圧ガスメータの写真(本体、銘板) ■ 低圧ガス管アイソメ図 ■ ガス導管事業者との運用に関する覚書	■ 低圧ガス導管図(敷地内への引込み予定箇所をマーキング) ■ ガス導管事業者との運用に関する覚書

該当する区分の資料を添付すること。

(別紙⑰-2)

記入例(供給継続性の高い低圧供給)

本書のコピーを提出

令和 2年 4月 1日

●●株式会社 御中

申請者(設備使用者)

ガス導管事業者
または
ガス小売事業者

(会社名)

▲▲ガス株式会社

(部署)

◆◆事業部長 ◇◇

(住所)

××

印

所属長印

供給証明書(検討結果)

供給方式	中圧供給 ・ 供給継続性の高い低圧供給 低圧供給かつ移動式ガス発生設備を保有	
供給状況	既存(供給中)	新規(供給見込み)
供給先名称	●●株式会社	
供給先住所	〇〇	
供給圧力	1.0kPa～2.5kPa	
ガス工事期間 ※新規のみ	年 月 日 ～ 年 月 日(見込み)	
供給開始時期 ※新規のみ	年 月 日(見込み)	
検討結果等	上記供給先へ低圧にて供給中。 ブロック名:★★ ブロック番号:B-2 供給停止判断基準:70カイン以上 以上、記載箇所等は添付資料参照。 【供給継続性の高い低圧供給】 で申請の場合は、 ・ブロック名 ・ブロック番号 ・供給停止判断基準 を必ず記載すること。	
必要な添付書類		
	既存	新規
中圧供給	■中圧ガス導管図(敷地内への引込み箇所をマーキング) ■中圧ガスメータの写真(本体、銘板) ■中圧ガスメータの型式が中圧仕様を証明できる資料 ■中圧ガス管アイソメ図	■中圧ガス導管図(敷地内への引込み予定箇所をマーキング)
供給継続性の高い 低圧供給	■低圧ガス導管図(敷地内への引込み箇所をマーキング) ■低圧ガスメータの写真(本体、銘板) ■低圧ガス管アイソメ図 ■ガス会社の保安基準の抜粋(当該物件のブロック名、ブロック番号、供給停止判断基準(70カイン以上)の運用が明記された箇所、表等の抜粋)	■低圧ガス導管図(敷地内への引込み予定箇所をマーキング) ■ガス会社の保安基準の抜粋(当該物件のブロック名、ブロック番号、供給停止判断基準(70カイン以上)の運用が明記された箇所、表等の抜粋)
低圧供給かつ 移動式ガス発生 設備を保有	■低圧ガス導管図(敷地内への引込み箇所をマーキング) ■低圧ガスメータの写真(本体、銘板) ■低圧ガス管アイソメ図 ■ガス導管事業者との運用に関する覚書	■低圧ガス導管図(敷地内への引込み予定箇所をマーキング) ■ガス導管事業者との運用に関する覚書

・不使用管を再開して使用する場合は、新規(供給見込み)を選択

・別系統で供給中であっても、本申請で新規引き込みをする場合は、新規(供給見込み)を選択

該当する区分の資料を添付すること。

9－8. その他

(別紙⑱)

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

令和〇年〇月〇日

発注先選定理由書

申請者	〇〇〇株式会社△△△部 □□ □□ 印
見積件名	〇〇工事
発注予定先	□□社
提出理由	
選定理由	
注)本理由書を使用する場合は、事前に都市ガス振興センターへ必ず問合せください。 センター内の審査で合理的理由として認められない場合、補助金額の確定作業において、該当部分を補助の対象から除外する場合があります。 合理的理由として原則認められない例 ・導入したい設備の代理店なので ・メーカーに直接見積を取るのが最も安価 ・構内業者だから ・施工の信頼性が高いから ・対応が早いから	

9－9．申請書提出時の確認 及びまとめ方

交付申請時提出書類チェックリスト (1/2)

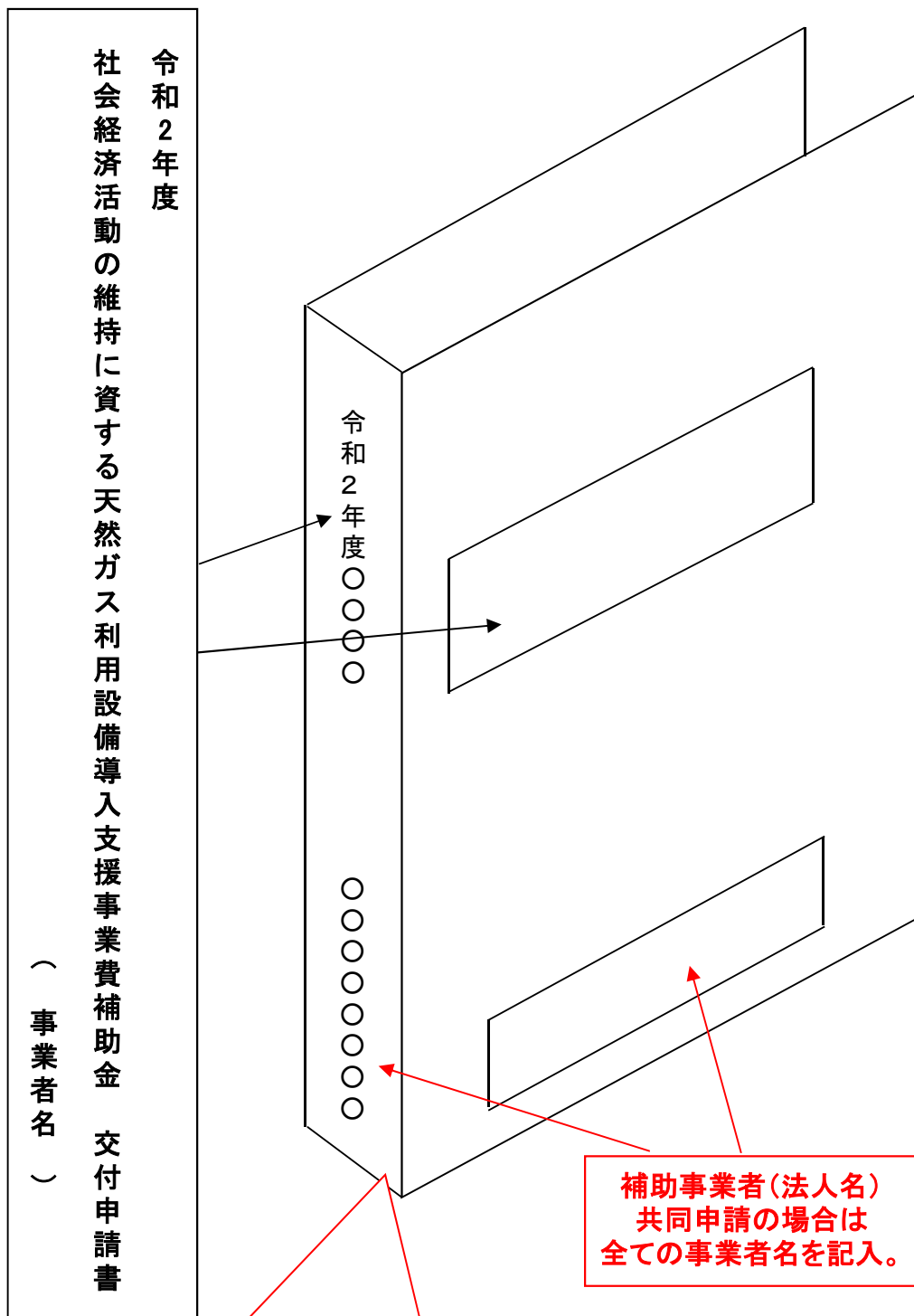
項 目		確認
1. 交付申請書		
1-1	「申請日」は、公募期間内(4月20日～5月29日)となっているか	
1-2	共同申請の場合、申請者・担当者は全申請者分 記載されているか、押印されているか	
2. 実施計画書		
2-1	実施場所住所、最寄駅、施設名称、施設の所有者は正しく記載されているか	
2-2	実施計画書に補助事業の具体的な内容は正しく記載されているか	
2-3	請負会社等への支払いは”金融機関からの振込”として計画しているか	
2-4	共同申請の場合、社名、役割等が記載されているか	
2-5	補助対象設備を設置する建物が「新築」かについて、該当する方にマークされているか	
2-6	設備詳細に計算シートによる計算結果が記載され、申請要件に該当することを判定できるか	
2-7	CO2排出削減量、CO2削減率、費用対効果の計算は正しいか	
2-8	災害時の強靱性について、正しくチェックされ、それぞれチェックした項目根拠となる資料が添付されているか	
2-9	「補助事業の開始予定日」は請負会社等との契約予定日となっており、「発注計画書」の記載と合致しているか	
2-10	「補助事業の完了予定日」は請負会社等への支払い完了予定日(令和3年2月26日以前)となっているか	
2-11	都市ガス供給事業者、都市ガス導管事業者が適切に記載されているか	
2-12	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額は見積書と整合性がとれ、正しく算出されているか	
2-13	各経費の欄に金額がない場合は、空欄とせず0と記載されているか	
2-14	中小企業者の基準に該当するかの確認ができるよう「業種」「資本金」「従業員」が記入されているか	
2-15	資金調達計画の補助金と補助金交付申請額が一致しており、補助事業に要する経費と合計額が一致しているか	
2-16	国からの他の補助金と重複(予定含む)場合はチェック及び補助金名が記載されているか	
2-17	地図、申請金額整理表、補助事業に要する経費と補助対象経費の差額が分かる資料を添付しているか	
2-18	共同申請の場合、別紙③-2(申請者別経費等内訳)、④(申請者別資金計画)、役割分担体制表は添付されているか	
3. 発注計画書		
3-1	「補助事業の開始予定日」から「完了予定日」までのスケジュールが明記されているか	
3-2	「補助事業の開始及び完了予定日」は「交付申請書」の記載と合致しているか	
3-3	「補助事業の開始予定日」(請負会社等との契約予定日)が交付決定予定日以降であるか	
3-4	「補助事業の完了予定日」(請負会社等への支払い完了予定日)は令和3年2月26日以前であるか	
4. 計算シート		
4-1	計算シートが添付されているか、入力している内容・数値は正しく記載されているか	
4-2	「コージェネレーション設備の想定稼働データ」に相当するデータが計算シートに添付されているか	
4-3	メーカ、型式、定格能力等を明記した仕様書等の写しがあるか	
5. 補助事業方式の設備に関する図面		
5-1	全体図・配置図・システム図・単線結線図が添付され、色分け等により補助対象部分が明記されているか	
5-2	敷地内ガス配管の平面図・アイソメ図が添付されているか	
5-3	敷地内ガス配管の平面図に口径、延長、分岐等が明記されているか	
5-4	対象設備に取り付けるCO2排出削減量を算出するために必要な専用の計測装置が明示されているか	
6. 見積依頼書、見積書の写し		
6-1	見積依頼書の写しは添付されているか、機器仕様および工事内容は十分に表現されているか	
6-2	見積依頼書に記載した内容は、メーカ指定や数量指定をしていないか	
6-3	見積書に請負会社等の押印および日付があるか	
6-4	見積書の件名は、見積依頼書と同じになっているか	
6-5	見積書の宛名が申請者の法人名と同一であるか	
6-6	指定された経費区分に分かれているか	
6-7	経費区分毎の補助対象経費、補助対象経費合計が記載されているか、補助対象を明確にしているか	
7. 会社・事業所のパンフレット、役員名簿		
7-1	会社・事業所のパンフレット、役員名簿がそろっているか。役員名簿は規定の書式か。	
7-2	法人にあっては、履歴事項全部証明書又は登記簿謄本等の写し、及び前年度の財務諸表がそろっているか	
7-3	地方自治体等及び非営利民間団体にあっては、それらを証明する書類がそろっているか	
8. 防災計画指定等の施設であることを証明できる書類		
8-1	防災計画指定等の施設であることが分かる証明書類や契約書の写しが添付されているか	
9. 中圧ガス導管等でガス供給を受けていることを示す書類		
9-1	既存設備のガス導管図面(引込が分かるもの)、ガスメーター及び銘板の写真等が添付されているか	
9-2	都市ガス会社の押印付供給証明書(検討結果)の写しおよび添付資料が添付されているか	

交付申請時提出書類チェックリスト（２／２）

10. 該当する場合に添付が必要な書類		
10-1	[補助率2/3以内での申請をおこなう場合] 中小企業基本法に定める中小企業者(みなし大企業を除く)であるかを証明できる資料、中小企業者『みなし大企業を除く』の申請確認書	
10-2	[リース、エネルギーサービス、賃貸借等による申請] 内容に関する契約書(案可)の写し、料金計算書等	
10-3	[支払委託契約による申請] 支払委託契約書(案可)の写し	
10-4	[競争入札によらずに発注先選定する場合] 発注先選定理由書(認められた場合のみ)	
10-5	必要な追加書類	
11. 交付申請時提出書類チェックリスト(本チェックリスト)		
※該当しない項目にも横棒「-」を記入し、空欄を作らないこと		チェック者 印

(別紙⑳)

◇ 交付申請書ファイリング例



- * A4、2穴のパイプ式ファイル(左右両開きのドッチファイル)が好ましい。
- * 追加資料添付を考えて少し幅に余裕が有るファイルを選定。
- * 原則、クリアポケット・クリアファイルは使用しない。

(別紙②-1)

◇ 交付申請書ファイリング

交付申請書・添付資料リスト

No.	項 目 事 項	原本/ 写し	確認
1	交付申請書（様式第1）	原本	
2	実施計画書（様式第2（別紙②-1））	原本	
4	「申請金額整理表」（別紙③-1）	原本	
5	補助事業に要する経費と補助対象経費に差異がある場合にその差額が分かる資料 （対象外費用の内訳、能力按分、ガス管按分などの資料）	原本	
6	補助事業実施場所の地図（最寄駅含む）を添付	写し	

共同申請の場合

7	役割分担を示す体制表（A4 1 枚、フォーマット自由）	原本	
8	「補助事業に要する経費等の申請者別内訳について」（別紙③-2）	原本	
9	「申請者別の資金調達計画について」（別紙④）	原本	

添付No	項 目 事 項		
I	発注計画書	原本	
II	計算シート、「コージェネレーション設備の想定稼働データ」、メーカー・型式・定格 能力等を明記した仕様書等	写し	
III	補助事業方式の設備に関する図面	原本	
IV	見積依頼書、見積書の写し	写し	
V	会社情報 ①会社・事業所のパンフレット、役員名簿 ②履歴事項全部証明書の写し及び前年度の財務諸表 ③地方自治体等及び非営利民間団体にあっては、それらを証明する書類	原本	
VI	防災計画指定等の施設であることを証明できる書類の写し	写し	
VII	中圧ガス導管等でガス供給を受けていることを示す書類 ・供給証明書（検討結果） ・添付書類（P.103～104別紙17-①,17-②参照）	写し	

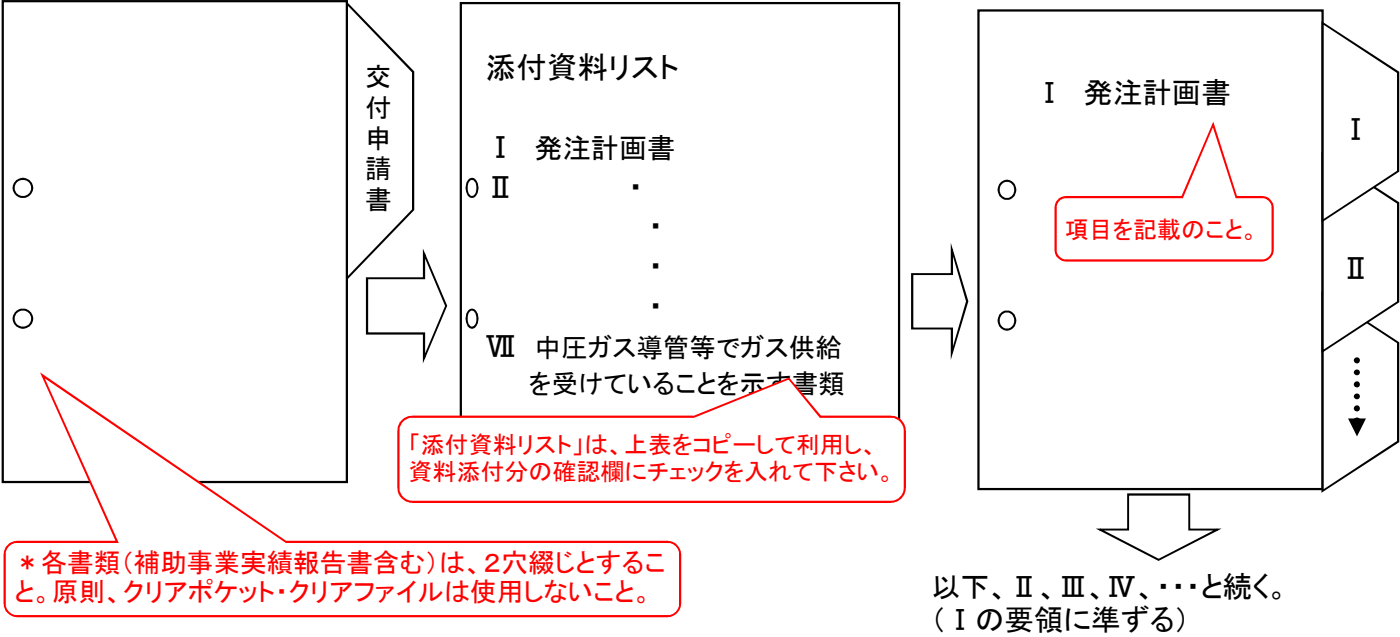
※以下は該当する場合に添付

1	会社法上の会社が補助率2/3以内での申請をおこなう場合、中小企業者（みなし大企業 を除く）であるかを証明できる資料	写し	
2	リース・エネルギーサービス等・賃貸借に関する契約書（案可）の写しと料金計算書等	原本	
3	支払委託契約書（案可）の写し	写し	
4	発注先選定理由書	原本	
5	必要な追加書類	原本	
VIII	交付申請時提出書類チェックリスト	原本	

※1 履歴事項全部証明書は法務局等で取得したそのものを添付すること

※ 添付書類の詳細については「公募説明会資料」のP.16～P.19を参照

※ 必要に応じて中仕切りを挿入して整理すること



社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備
導入支援事業費補助金

交付規程

令和2年4月

社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金 交付規程

(通則)

第1条 社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付要綱（20190226財資第7号。以下「要綱」という。）の定めるところによるほか、この交付規程に定めるところによる。

(目的)

第2条 この交付規程は、経済産業大臣（以下「大臣」という。）が定めた要綱第2条の交付の目的を達成するため、一般社団法人 都市ガス振興センター（以下「センター」という。）が行う補助金を交付する事業の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(交付対象要件)

第3条 センターは、災害時の電力供給停止時にも対応可能な停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステムを導入する、社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費のうち、補助金交付の対象としてセンターが認める経費に対し予算の範囲内で補助金を交付する事業を行う。ただし、別紙の暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当するものが行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 前項に定める補助事業については、次の要件に適合すること。

- (1) 中圧導管等でガス供給を受けること。
- (2) 家庭用需要を除く全業種を対象とすること。
- (3) 設備を導入して天然ガスを主原料とするガスを使用すること。
- (4) 別表1に示す政府想定地震対象エリア及び政令指定都市等の大都市等に設置されること。
- (5) 系統電力の停電時に、発電を開始又は継続できる設備であること。
- (6) 導入後の対象設備に運転状況を確認するために必要な専用の計測装置を取り付けること。
- (7) 以下のいずれかの施設に設置されること。
 - (ア) 災害時に避難所として活用される国や地方公共団体の防災計画指定の施設、国や地方公共団体と協定を締結している（見込みも含む）帰宅困難者受入施設

(イ) 災害時に機能を維持する必要性のある施設

救急指定病院・地域医療支援病院など国や地方公共団体が認定又は指定する医療施設（ただし、災害拠点病院、救命救急センター及び周産期母子医療センターを除く。）、福祉避難所、地方公共団体等の施設

(ウ) 国や地方公共団体と震災時の物資提供の協定や災害時の協定を締結している（見込みも含む）工場・事業場

(エ) その他第6条に定める審査委員会が認めた施設

（補助金交付の対象）

第4条 センターは、補助事業に要する経費のうち、補助金交付の対象としてセンターが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において当該補助事業を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）に対し、当該補助対象経費の一部に充てるため補助金を交付する。ただし、消費税及び地方消費税は補助の対象外とする。

2 前項に定める補助対象経費の区分は、別表2のとおりとする。

（補助率、補助金の上限額）

第5条 センターが補助事業者に対して交付する補助金の補助率、補助金の上限額は別表3のとおりとする。

（審査委員会）

第6条 センターは、学識経験者を含む関係分野の専門家で構成される審査委員会を設置する。

2 審査委員会は、補助事業の採択等について審査のうえ決定する。

（補助事業者の募集及び申請方法）

第7条 センターは、別に定める募集期間中に補助事業者を募集する。

2 前項の募集期間中に補助金申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、次の手続きを行うものとする。

(1) 申請者は、補助金交付申請書（様式第1）、実施計画書（様式第2）及び当該補助事業が補助金交付の要件に適合することを証する以下の書類を添付してセンターに提出する。

(ア) 全体配置図（対象設備の位置が明示されているもの）

(イ) 対象設備の配置図及びシステムフロー図、配管図

(ウ) 対象設備の機器仕様

(エ) 対象設備のCO₂削減量の算出根拠となる書類

- (オ) 見積書の写し
- (カ) 事業実施スケジュール
- (キ) 申請者の会社概要及び役員名簿
- (ク) 法人にあつては、履歴事項全部証明書又は登記簿謄本の写し（発行日が申請日から3ヵ月以内のもの）
- (ケ) 地方公共団体等及び非営利民間団体にあつては、それらを証明する書類
- (コ) 中小企業基本法に定める中小企業者（「みなし大企業」を除く）又は会社法上の会社以外の法人であることを証明できる書類
- （[別表3]2.（1）補助率2／3で申請しようとする場合）
- (サ) 防災計画指定等の施設であることを証明できる書類
- (シ) 中圧ガス導管等でガス供給を受けている、又は補助事業完了までに供給開始する見込みであることを示す書類
- (ス) その他、センターが提出を求める書類
- (2) リース、エネルギーサービス、賃貸借等において、対象設備の所有者及び使用者が異なる場合は、共同申請とすること。
- (3) 申込みは、センターに送付、又は持参することにより行い、送付の場合は消印日を受付日とし、持参の場合は持参日を受付日とする。

（交付の決定等）

第8条 センターは、前条第2項の補助金交付申請書を受付けたときは、当該申請書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に交付決定通知書（様式第3）を送付するものとする。この場合において、センターは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき必要な条件を付することができるものとする。

2 前項において、第6条の規定による審査委員会が行う費用対効果と災害時の強靱性に対する審査に基づき、交付先の決定を行う。また、繰り上げによる追加交付決定及び追加公募を実施できるものとする。なお、その際の補助率は初回公募時と同率とする。

3 センターは、補助金の交付が適当でないと認めるときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請の取下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、交付申請取下げ届出

書（様式第4）をセンターに提出しなければならない。

（計画変更等の承認等）

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更等承認申請書（様式第5）をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の範囲内で変更をする場合を除く。

（2）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

（ア）補助目的の変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助事業の目的達成に資するものと考えられる場合

（イ）補助事業の目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

（3）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 センターは、前項に基づく計画変更等承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、計画変更等承認結果通知書（様式第6）を補助事業者に送付するものとする。

3 センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができるものとする。

（契約等）

第11条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をするときは、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運用上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、若しくは随意契約によることができる。

2 補助事業者は、前項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

3 補助事業者は、第1項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

4 センターは、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者はセンターから求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

5 前4項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは

共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第12条 補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をセンターの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 センターが第17条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がセンターに対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、センターは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がセンターに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) センターは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

(3) センターは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、センターが行う弁済の効力は、センターが支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(遅延等の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに遅延等報告書（様式

第7) をセンターに提出し、その指示に従わなければならない。

(実施状況の報告)

第14条 補助事業者は、センターが特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の実施状況について、指示する期日までに実施状況報告書(様式第8) をセンターに提出しなければならない。

(補助事業の承継)

第15条 センターは、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、承継承認申請書(様式第9) をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができるものとする。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属するセンターの会計年度の2月28日のいずれか早い日までに、次の手続きにより補助事業の実績報告を行う。

(1) 補助事業者は、実績報告書(様式第10) をセンターに提出しなければならない。

(2) 報告は、センターに送付、又は持参することにより行い、送付の場合は消印日を受付日とし、持参の場合は持参日を受付日とする。

2 補助事業者は、やむを得ない理由で補助事業がセンターの会計年度内に終了しなかったときは、翌会計年度の4月10日までに補助事業年度末実績報告書(様式第11) をセンターに提出しなければならない。

3 第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17条 センターは、前条第1項の補助事業実績報告書を受理し、当該報告に係わる書類の審査及び必要に応じて実施する現地調査等により、その報告に係る補助事業の内容が、補助金の交付の決定内容(第10条第2項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容) 及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し、速やかに補助事業者に対して支払確定通知書(様式第12) により通知するものとする。

2 前項の補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額

に補助率を乗じて得た額と、第8条第1項の交付決定通知における対象経費の区分ごとの補助金交付予定額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

（補助金の支払）

第18条 センターは、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の精算払いを受けようとするときは、精算払請求書（様式第13）をセンターに提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第19条 センターは、第10条第1項第3号の規定による申請があった場合又は次の各号に該当すると認められる場合には、第8条第1項の規定による補助金交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

（1）補助事業者が法令、本交付規程に基づくセンターの処分又は指示に違反した場合

（2）補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（3）補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

（4）前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（5）補助事業者及びその親会社、子会社、関連会社、役員並びに従業員が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業又は団体、総会屋、その他のセンター若しくは補助事業者が適用を受ける法令等に定める反社会的勢力等であることが判明した場合

（6）補助事業者の重大な財務状況の悪化、支配権の移転等の事情により、補助事業の遂行に支障が生じた場合

2 センターは、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

3 センターは、前項に基づき補助金の返還を請求するときは、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

4 センターは、前項の返還を請求するときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収す

るものとする。

- 5 センターは、補助事業者が第2項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、返還報告書（様式第14）により報告させるものとする。
- 6 第2項の規定に基づく補助金の返還の期限については、当該請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、補助事業者は、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

（加算金の扱い）

第20条 センターは、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

（取得財産等の管理等）

- 第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について取得財産等管理台帳（様式第15）を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、取得財産等明細表（様式第15）を第16条第1項に定める実績報告書に添付して提出するものとする。
 - 3 センターは、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部をセンターに納付させることができるものとする。

（取得財産等の処分の制限等）

- 第22条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、機械、器具、備品及びその他の財産とする。ただし、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円未満のものであって、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要がないと認められるものは、この限りでない。
- 2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第16）をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
 - 4 前項の規定に基づく納付の期限については、当該請求のなされた日から20日以内

とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、補助事業者は、その未納に係る期間に応じて年利 5.0 パーセントの割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

- 5 第 2 項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより補助事業者が得た収入については、前条第 3 項の規定は適用しない。

（補助金の経理）

第 23 条 補助事業者は、補助金の経理について、補助金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

（センターによる調査）

第 24 条 センターは、補助金等に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助事業者等に対して調査等を行うことができる。

- 2 補助事業者は、センターが必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

- 3 第 1 項に規定する調査等は第 18 条に定める補助金の支払いの終了後であってもこれを適用できるものとする。

（個人情報に関する事項）

第 25 条 センターは、申請者等より取得した個人情報を適正に管理するとともに、その使用目的は補助事業に関する業務に限るものとする。

（裁判管轄）

第 26 条 本件に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第 27 条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他必要な事項）

第 28 条 この交付規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は経済産業省に協議の上、センターが別に定める。

附則

1. この交付規程は、大臣の承認を受けた日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

[別表 1]

政府想定地震対象エリア及び政令指定都市等の大都市等

(1) 政府想定地震

- ① 南海トラフ地震
- ② 首都直下地震
- ③ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震
- ④ 中部圏・近畿圏直下地震

(2) 熊本地震・北海道胆振東部地震の被害地域

(3) 政令指定都市・特別区、中核市、特例市、県庁所在地、中枢中核都市

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
1	北海道	北海道	札幌市	大都市・地震エリア	○
2	北海道	北海道	函館市	大都市・地震エリア	○
3	北海道	北海道	小樽市	地震エリア	○
4	北海道	北海道	旭川市	大都市・地震エリア	×
5	北海道	北海道	室蘭市	地震エリア	○
6	北海道	北海道	釧路市	地震エリア	×
7	北海道	北海道	帯広市	地震エリア	×
8	北海道	北海道	北見市	地震エリア	×
9	北海道	北海道	岩見沢市	地震エリア	×
10	北海道	北海道	苫小牧市	地震エリア	○
11	北海道	北海道	江別市	地震エリア	×
12	北海道	北海道	千歳市	地震エリア	○
13	北海道	北海道	登別市	地震エリア	×
14	北海道	北海道	恵庭市	地震エリア	×
15	北海道	北海道	北広島市	地震エリア	×
16	北海道	北海道	石狩市	地震エリア	○
17	北海道	北海道	北斗市	地震エリア	×
18	北海道	北海道	長万部町	地震エリア	×
19	北海道	北海道	東神楽町	地震エリア	×
20	北海道	北海道	釧路町	地震エリア	×
21	東北	青森県	青森市	大都市	×
22	東北	青森県	八戸市	大都市・地震エリア	×
23	東北	岩手県	盛岡市	大都市	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
24	東北	岩手県	一関市	地震エリア	×
25	東北	岩手県	釜石市	地震エリア	×
26	東北	宮城県	仙台市	大都市・地震エリア	○
27	東北	宮城県	石巻市	地震エリア	×
28	東北	宮城県	塩竈市	地震エリア	×
29	東北	宮城県	気仙沼市	地震エリア	×
30	東北	宮城県	名取市	地震エリア	×
31	東北	宮城県	多賀城市	地震エリア	×
32	東北	宮城県	大崎市	地震エリア	×
33	東北	宮城県	富谷市	地震エリア	×
34	東北	宮城県	七ヶ浜町	地震エリア	×
35	東北	宮城県	利府町	地震エリア	×
36	東北	宮城県	大和町	地震エリア	○
37	東北	宮城県	大衡村	地震エリア	×
38	東北	秋田県	秋田市	大都市	○
39	東北	山形県	山形市	大都市	×
40	東北	福島県	福島市	大都市	×
41	東北	福島県	郡山市	大都市	×
42	東北	福島県	いわき市	大都市・地震エリア	○
43	東北	福島県	南相馬市	地震エリア	×
44	関東	茨城県	水戸市	大都市・地震エリア	×
45	関東	茨城県	日立市	地震エリア	○
46	関東	茨城県	土浦市	地震エリア	×
47	関東	茨城県	石岡市	地震エリア	×
48	関東	茨城県	龍ヶ崎市	地震エリア	○
49	関東	茨城県	常総市	地震エリア	×
50	関東	茨城県	笠間市	地震エリア	×
51	関東	茨城県	取手市	地震エリア	×
52	関東	茨城県	牛久市	地震エリア	×
53	関東	茨城県	つくば市	大都市・地震エリア	○
54	関東	茨城県	守谷市	地震エリア	×
55	関東	茨城県	稲敷市	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
56	関東	茨城県	かすみがうら市	地震エリア	×
57	関東	茨城県	つくばみらい市	地震エリア	×
58	関東	茨城県	小美玉市	地震エリア	×
59	関東	茨城県	茨城町	地震エリア	×
60	関東	茨城県	美浦村	地震エリア	×
61	関東	茨城県	阿見町	地震エリア	○
62	関東	茨城県	五霞町	地震エリア	○
63	関東	茨城県	利根町	地震エリア	×
64	関東	栃木県	宇都宮市	大都市	○
65	関東	栃木県	足利市	地震エリア	○
66	関東	栃木県	栃木市	地震エリア	×
67	関東	栃木県	佐野市	地震エリア	×
68	関東	栃木県	小山市	地震エリア	×
69	関東	栃木県	真岡市	地震エリア	○
70	関東	栃木県	下野市	地震エリア	×
71	関東	群馬県	前橋市	大都市・地震エリア	○
72	関東	群馬県	高崎市	大都市・地震エリア	○
73	関東	群馬県	伊勢崎市	大都市・地震エリア	×
74	関東	群馬県	太田市	大都市・地震エリア	○
75	関東	群馬県	館林市	地震エリア	○
76	関東	群馬県	藤岡市	地震エリア	○
77	関東	群馬県	下仁田町	地震エリア	×
78	関東	群馬県	明和町	地震エリア	×
79	関東	群馬県	千代田町	地震エリア	×
80	関東	群馬県	大泉町	地震エリア	○
81	関東	群馬県	邑楽町	地震エリア	×
82	関東	埼玉県	さいたま市	大都市・地震エリア	○
83	関東	埼玉県	川越市	大都市・地震エリア	○
84	関東	埼玉県	熊谷市	大都市・地震エリア	○
85	関東	埼玉県	川口市	大都市・地震エリア	○
86	関東	埼玉県	行田市	地震エリア	×
87	関東	埼玉県	秩父市	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
88	関東	埼玉県	所沢市	大都市・地震エリア	×
89	関東	埼玉県	飯能市	地震エリア	×
90	関東	埼玉県	加須市	地震エリア	○
91	関東	埼玉県	本庄市	地震エリア	×
92	関東	埼玉県	東松山市	地震エリア	×
93	関東	埼玉県	春日部市	大都市・地震エリア	○
94	関東	埼玉県	狭山市	地震エリア	○
95	関東	埼玉県	羽生市	地震エリア	×
96	関東	埼玉県	鴻巣市	地震エリア	×
97	関東	埼玉県	深谷市	地震エリア	○
98	関東	埼玉県	上尾市	地震エリア	×
99	関東	埼玉県	草加市	大都市・地震エリア	○
100	関東	埼玉県	越谷市	大都市・地震エリア	×
101	関東	埼玉県	蕨市	地震エリア	×
102	関東	埼玉県	戸田市	地震エリア	○
103	関東	埼玉県	入間市	地震エリア	×
104	関東	埼玉県	朝霞市	地震エリア	○
105	関東	埼玉県	志木市	地震エリア	×
106	関東	埼玉県	和光市	地震エリア	○
107	関東	埼玉県	新座市	地震エリア	×
108	関東	埼玉県	桶川市	地震エリア	×
109	関東	埼玉県	久喜市	地震エリア	○
110	関東	埼玉県	北本市	地震エリア	×
111	関東	埼玉県	八潮市	地震エリア	○
112	関東	埼玉県	富士見市	地震エリア	×
113	関東	埼玉県	三郷市	地震エリア	○
114	関東	埼玉県	蓮田市	地震エリア	×
115	関東	埼玉県	坂戸市	地震エリア	○
116	関東	埼玉県	幸手市	地震エリア	×
117	関東	埼玉県	鶴ヶ島市	地震エリア	×
118	関東	埼玉県	日高市	地震エリア	○
119	関東	埼玉県	吉川市	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
120	関東	埼玉県	ふじみ野市	地震エリア	○
121	関東	埼玉県	白岡市	地震エリア	×
122	関東	埼玉県	伊奈町	地震エリア	×
123	関東	埼玉県	三芳町	地震エリア	○
124	関東	埼玉県	毛呂山町	地震エリア	○
125	関東	埼玉県	滑川町	地震エリア	×
126	関東	埼玉県	小川町	地震エリア	×
127	関東	埼玉県	川島町	地震エリア	×
128	関東	埼玉県	吉見町	地震エリア	×
129	関東	埼玉県	鳩山町	地震エリア	×
130	関東	埼玉県	美里町	地震エリア	×
131	関東	埼玉県	上里町	地震エリア	×
132	関東	埼玉県	宮代町	地震エリア	×
133	関東	埼玉県	杉戸町	地震エリア	×
134	関東	埼玉県	松伏町	地震エリア	×
135	関東	千葉県	千葉市	大都市・地震エリア	○
136	関東	千葉県	銚子市	地震エリア	×
137	関東	千葉県	市川市	地震エリア	○
138	関東	千葉県	船橋市	大都市・地震エリア	×
139	関東	千葉県	館山市	地震エリア	×
140	関東	千葉県	木更津市	地震エリア	○
141	関東	千葉県	松戸市	地震エリア	○
142	関東	千葉県	野田市	地震エリア	×
143	関東	千葉県	茂原市	地震エリア	×
144	関東	千葉県	成田市	地震エリア	○
145	関東	千葉県	佐倉市	地震エリア	○
146	関東	千葉県	東金市	地震エリア	×
147	関東	千葉県	旭市	地震エリア	×
148	関東	千葉県	習志野市	地震エリア	×
149	関東	千葉県	柏市	大都市・地震エリア	○
150	関東	千葉県	市原市	地震エリア	○
151	関東	千葉県	流山市	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
152	関東	千葉県	八千代市	地震エリア	○
153	関東	千葉県	我孫子市	地震エリア	×
154	関東	千葉県	鎌ヶ谷市	地震エリア	○
155	関東	千葉県	君津市	地震エリア	×
156	関東	千葉県	富津市	地震エリア	×
157	関東	千葉県	浦安市	地震エリア	○
158	関東	千葉県	四街道市	地震エリア	×
159	関東	千葉県	袖ヶ浦市	地震エリア	×
160	関東	千葉県	八街市	地震エリア	×
161	関東	千葉県	印西市	地震エリア	○
162	関東	千葉県	白井市	地震エリア	×
163	関東	千葉県	富里市	地震エリア	×
164	関東	千葉県	山武市	地震エリア	×
165	関東	千葉県	大網白里市	地震エリア	×
166	関東	千葉県	酒々井町	地震エリア	×
167	関東	千葉県	栄町	地震エリア	×
168	関東	千葉県	多古町	地震エリア	×
169	関東	千葉県	九十九里町	地震エリア	×
170	関東	千葉県	芝山町	地震エリア	×
171	関東	千葉県	一宮町	地震エリア	×
172	関東	千葉県	睦沢町	地震エリア	○
173	関東	千葉県	長生村	地震エリア	×
174	関東	千葉県	白子町	地震エリア	×
175	関東	千葉県	長南町	地震エリア	×
176	関東	千葉県	大多喜町	地震エリア	×
177	関東	東京都	千代田区	地震エリア	○
178	関東	東京都	中央区	地震エリア	○
179	関東	東京都	港区	地震エリア	○
180	関東	東京都	新宿区	地震エリア	○
181	関東	東京都	文京区	地震エリア	○
182	関東	東京都	台東区	地震エリア	○
183	関東	東京都	墨田区	地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
184	関東	東京都	江東区	地震エリア	○
185	関東	東京都	品川区	地震エリア	○
186	関東	東京都	目黒区	地震エリア	○
187	関東	東京都	大田区	地震エリア	○
188	関東	東京都	世田谷区	地震エリア	○
189	関東	東京都	渋谷区	地震エリア	○
190	関東	東京都	中野区	地震エリア	○
191	関東	東京都	杉並区	地震エリア	○
192	関東	東京都	豊島区	地震エリア	○
193	関東	東京都	北区	地震エリア	×
194	関東	東京都	荒川区	地震エリア	×
195	関東	東京都	板橋区	地震エリア	○
196	関東	東京都	練馬区	地震エリア	○
197	関東	東京都	足立区	地震エリア	○
198	関東	東京都	葛飾区	地震エリア	○
199	関東	東京都	江戸川区	地震エリア	○
200	関東	東京都	八王子市	大都市・地震エリア	○
201	関東	東京都	立川市	地震エリア	○
202	関東	東京都	武蔵野市	地震エリア	○
203	関東	東京都	三鷹市	地震エリア	○
204	関東	東京都	青梅市	地震エリア	×
205	関東	東京都	府中市	地震エリア	○
206	関東	東京都	昭島市	地震エリア	×
207	関東	東京都	調布市	地震エリア	○
208	関東	東京都	町田市	地震エリア	○
209	関東	東京都	小金井市	地震エリア	×
210	関東	東京都	小平市	地震エリア	○
211	関東	東京都	日野市	地震エリア	○
212	関東	東京都	東村山市	地震エリア	○
213	関東	東京都	国分寺市	地震エリア	×
214	関東	東京都	国立市	地震エリア	×
215	関東	東京都	福生市	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
216	関東	東京都	狛江市	地震エリア	×
217	関東	東京都	東大和市	地震エリア	○
218	関東	東京都	清瀬市	地震エリア	○
219	関東	東京都	東久留米市	地震エリア	○
220	関東	東京都	武蔵村山市	地震エリア	×
221	関東	東京都	多摩市	地震エリア	○
222	関東	東京都	稲城市	地震エリア	○
223	関東	東京都	羽村市	地震エリア	×
224	関東	東京都	あきる野市	地震エリア	×
225	関東	東京都	西東京市	地震エリア	○
226	関東	東京都	瑞穂町	地震エリア	×
227	関東	東京都	日の出町	地震エリア	×
228	関東	神奈川県	横浜市	大都市・地震エリア	○
229	関東	神奈川県	川崎市	大都市・地震エリア	○
230	関東	神奈川県	相模原市	大都市・地震エリア	○
231	関東	神奈川県	横須賀市	大都市・地震エリア	○
232	関東	神奈川県	平塚市	大都市・地震エリア	○
233	関東	神奈川県	鎌倉市	地震エリア	○
234	関東	神奈川県	藤沢市	地震エリア	○
235	関東	神奈川県	小田原市	大都市・地震エリア	○
236	関東	神奈川県	茅ヶ崎市	大都市・地震エリア	○
237	関東	神奈川県	逗子市	地震エリア	×
238	関東	神奈川県	三浦市	地震エリア	×
239	関東	神奈川県	秦野市	地震エリア	×
240	関東	神奈川県	厚木市	大都市・地震エリア	○
241	関東	神奈川県	大和市	大都市・地震エリア	○
242	関東	神奈川県	伊勢原市	地震エリア	○
243	関東	神奈川県	海老名市	地震エリア	○
244	関東	神奈川県	座間市	地震エリア	×
245	関東	神奈川県	南足柄市	地震エリア	○
246	関東	神奈川県	綾瀬市	地震エリア	×
247	関東	神奈川県	葉山町	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
248	関東	神奈川県	寒川町	地震エリア	×
249	関東	神奈川県	大磯町	地震エリア	×
250	関東	神奈川県	二宮町	地震エリア	×
251	関東	神奈川県	中井町	地震エリア	×
252	関東	神奈川県	大井町	地震エリア	○
253	関東	神奈川県	開成町	地震エリア	○
254	関東	神奈川県	箱根町	地震エリア	×
255	関東	神奈川県	湯河原町	地震エリア	×
256	関東	神奈川県	愛川町	地震エリア	×
257	関東	新潟県	新潟市	大都市	○
258	関東	新潟県	長岡市	大都市	○
259	関東	新潟県	上越市	大都市	○
260	東海／北陸	富山県	富山市	大都市	×
261	東海／北陸	富山県	高岡市	大都市	×
262	東海／北陸	富山県	射水市	大都市	○
263	東海／北陸	石川県	金沢市	大都市	○
264	近畿	福井県	福井市	大都市	×
265	関東	山梨県	甲府市	大都市・地震エリア	×
266	関東	山梨県	富士吉田市	地震エリア	×
267	関東	山梨県	甲斐市	地震エリア	×
268	関東	山梨県	中央市	地震エリア	×
269	関東	山梨県	昭和町	地震エリア	○
270	関東	山梨県	忍野村	地震エリア	○
271	関東	山梨県	山中湖村	地震エリア	×
272	関東	山梨県	富士河口湖町	地震エリア	×
273	関東	長野県	長野市	大都市	○
274	関東	長野県	松本市	大都市	○
275	関東	長野県	岡谷市	地震エリア	×
276	関東	長野県	飯田市	地震エリア	×
277	関東	長野県	諏訪市	地震エリア	○
278	関東	長野県	茅野市	地震エリア	×
279	関東	長野県	下諏訪町	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
280	東海／北陸	岐阜県	岐阜市	大都市・地震エリア	○
281	東海／北陸	岐阜県	大垣市	地震エリア	×
282	東海／北陸	岐阜県	多治見市	地震エリア	×
283	東海／北陸	岐阜県	羽島市	地震エリア	×
284	東海／北陸	岐阜県	美濃加茂市	地震エリア	×
285	東海／北陸	岐阜県	土岐市	地震エリア	×
286	東海／北陸	岐阜県	各務原市	地震エリア	○
287	東海／北陸	岐阜県	可児市	地震エリア	○
288	東海／北陸	岐阜県	山県市	地震エリア	×
289	東海／北陸	岐阜県	瑞穂市	地震エリア	×
290	東海／北陸	岐阜県	本巣市	地震エリア	×
291	東海／北陸	岐阜県	岐南町	地震エリア	×
292	東海／北陸	岐阜県	笠松町	地震エリア	○
293	東海／北陸	岐阜県	安八町	地震エリア	×
294	東海／北陸	岐阜県	大野町	地震エリア	×
295	東海／北陸	岐阜県	北方町	地震エリア	×
296	東海／北陸	岐阜県	御嵩町	地震エリア	×
297	東海／北陸	静岡県	静岡市	大都市・地震エリア	○
298	東海／北陸	静岡県	浜松市	大都市・地震エリア	○
299	東海／北陸	静岡県	沼津市	大都市・地震エリア	×
300	東海／北陸	静岡県	熱海市	地震エリア	×
301	東海／北陸	静岡県	三島市	地震エリア	×
302	東海／北陸	静岡県	富士宮市	地震エリア	○
303	東海／北陸	静岡県	伊東市	地震エリア	×
304	東海／北陸	静岡県	島田市	地震エリア	×
305	東海／北陸	静岡県	富士市	大都市・地震エリア	○
306	東海／北陸	静岡県	磐田市	地震エリア	○
307	東海／北陸	静岡県	焼津市	地震エリア	○
308	東海／北陸	静岡県	掛川市	地震エリア	×
309	東海／北陸	静岡県	藤枝市	地震エリア	×
310	東海／北陸	静岡県	御殿場市	地震エリア	×
311	東海／北陸	静岡県	袋井市	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
312	東海／北陸	静岡県	下田市	地震エリア	×
313	東海／北陸	静岡県	裾野市	地震エリア	×
314	東海／北陸	静岡県	湖西市	地震エリア	○
315	東海／北陸	静岡県	函南町	地震エリア	×
316	東海／北陸	静岡県	清水町	地震エリア	×
317	東海／北陸	静岡県	長泉町	地震エリア	○
318	東海／北陸	愛知県	名古屋市	大都市・地震エリア	○
319	東海／北陸	愛知県	豊橋市	大都市・地震エリア	○
320	東海／北陸	愛知県	岡崎市	大都市・地震エリア	×
321	東海／北陸	愛知県	一宮市	大都市・地震エリア	○
322	東海／北陸	愛知県	瀬戸市	地震エリア	×
323	東海／北陸	愛知県	半田市	地震エリア	○
324	東海／北陸	愛知県	春日井市	大都市・地震エリア	×
325	東海／北陸	愛知県	豊川市	地震エリア	×
326	東海／北陸	愛知県	津島市	地震エリア	×
327	東海／北陸	愛知県	碧南市	地震エリア	×
328	東海／北陸	愛知県	刈谷市	地震エリア	○
329	東海／北陸	愛知県	豊田市	大都市・地震エリア	○
330	東海／北陸	愛知県	安城市	地震エリア	○
331	東海／北陸	愛知県	西尾市	地震エリア	○
332	東海／北陸	愛知県	蒲郡市	地震エリア	×
333	東海／北陸	愛知県	犬山市	地震エリア	×
334	東海／北陸	愛知県	常滑市	地震エリア	○
335	東海／北陸	愛知県	江南市	地震エリア	×
336	東海／北陸	愛知県	小牧市	地震エリア	×
337	東海／北陸	愛知県	稲沢市	地震エリア	○
338	東海／北陸	愛知県	東海市	地震エリア	○
339	東海／北陸	愛知県	大府市	地震エリア	×
340	東海／北陸	愛知県	知多市	地震エリア	×
341	東海／北陸	愛知県	知立市	地震エリア	×
342	東海／北陸	愛知県	尾張旭市	地震エリア	×
343	東海／北陸	愛知県	高浜市	地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
344	東海／北陸	愛知県	岩倉市	地震エリア	×
345	東海／北陸	愛知県	豊明市	地震エリア	×
346	東海／北陸	愛知県	日進市	地震エリア	×
347	東海／北陸	愛知県	田原市	地震エリア	×
348	東海／北陸	愛知県	愛西市	地震エリア	×
349	東海／北陸	愛知県	清須市	地震エリア	×
350	東海／北陸	愛知県	北名古屋市	地震エリア	×
351	東海／北陸	愛知県	弥富市	地震エリア	×
352	東海／北陸	愛知県	みよし市	地震エリア	○
353	東海／北陸	愛知県	あま市	地震エリア	×
354	東海／北陸	愛知県	長久手市	地震エリア	○
355	東海／北陸	愛知県	東郷町	地震エリア	×
356	東海／北陸	愛知県	豊山町	地震エリア	×
357	東海／北陸	愛知県	大口町	地震エリア	○
358	東海／北陸	愛知県	扶桑町	地震エリア	×
359	東海／北陸	愛知県	大治町	地震エリア	×
360	東海／北陸	愛知県	蟹江町	地震エリア	×
361	東海／北陸	愛知県	飛島村	地震エリア	×
362	東海／北陸	愛知県	阿久比町	地震エリア	×
363	東海／北陸	愛知県	東浦町	地震エリア	×
364	東海／北陸	愛知県	武豊町	地震エリア	○
365	東海／北陸	愛知県	幸田町	地震エリア	○
366	東海／北陸	三重県	津市	大都市・地震エリア	○
367	東海／北陸	三重県	四日市市	大都市・地震エリア	×
368	東海／北陸	三重県	伊勢市	地震エリア	○
369	東海／北陸	三重県	松阪市	地震エリア	×
370	東海／北陸	三重県	桑名市	地震エリア	○
371	東海／北陸	三重県	鈴鹿市	地震エリア	×
372	東海／北陸	三重県	名張市	地震エリア	○
373	東海／北陸	三重県	亀山市	地震エリア	×
374	東海／北陸	三重県	いなべ市	地震エリア	○
375	東海／北陸	三重県	伊賀市	地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
376	東海／北陸	三重県	木曽岬町	地震エリア	×
377	東海／北陸	三重県	東員町	地震エリア	○
378	東海／北陸	三重県	朝日町	地震エリア	×
379	東海／北陸	三重県	川越町	地震エリア	×
380	近畿	滋賀県	大津市	大都市・地震エリア	○
381	近畿	滋賀県	彦根市	地震エリア	×
382	近畿	滋賀県	長浜市	地震エリア	○
383	近畿	滋賀県	近江八幡市	地震エリア	○
384	近畿	滋賀県	草津市	地震エリア	○
385	近畿	滋賀県	守山市	地震エリア	○
386	近畿	滋賀県	栗東市	地震エリア	○
387	近畿	滋賀県	甲賀市	地震エリア	○
388	近畿	滋賀県	野洲市	地震エリア	○
389	近畿	滋賀県	湖南市	地震エリア	○
390	近畿	滋賀県	東近江市	地震エリア	○
391	近畿	滋賀県	米原市	地震エリア	×
392	近畿	滋賀県	日野町	地震エリア	○
393	近畿	滋賀県	竜王町	地震エリア	×
394	近畿	滋賀県	愛荘町	地震エリア	×
395	近畿	滋賀県	甲良町	地震エリア	×
396	近畿	滋賀県	多賀町	地震エリア	○
397	近畿	京都府	京都市	大都市・地震エリア	○
398	近畿	京都府	宇治市	地震エリア	○
399	近畿	京都府	亀岡市	地震エリア	×
400	近畿	京都府	城陽市	地震エリア	○
401	近畿	京都府	向日市	地震エリア	×
402	近畿	京都府	長岡京市	地震エリア	×
403	近畿	京都府	八幡市	地震エリア	○
404	近畿	京都府	京田辺市	地震エリア	○
405	近畿	京都府	木津川市	地震エリア	○
406	近畿	京都府	大山崎町	地震エリア	○
407	近畿	京都府	久御山町	地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
408	近畿	京都府	井手町	地震エリア	×
409	近畿	京都府	精華町	地震エリア	○
410	近畿	大阪府	大阪市	大都市・地震エリア	○
411	近畿	大阪府	堺市	大都市・地震エリア	○
412	近畿	大阪府	岸和田市	大都市・地震エリア	○
413	近畿	大阪府	豊中市	大都市・地震エリア	×
414	近畿	大阪府	池田市	地震エリア	×
415	近畿	大阪府	吹田市	大都市・地震エリア	○
416	近畿	大阪府	泉大津市	地震エリア	×
417	近畿	大阪府	高槻市	大都市・地震エリア	○
418	近畿	大阪府	貝塚市	地震エリア	○
419	近畿	大阪府	守口市	地震エリア	○
420	近畿	大阪府	枚方市	大都市・地震エリア	○
421	近畿	大阪府	茨木市	大都市・地震エリア	○
422	近畿	大阪府	八尾市	大都市・地震エリア	○
423	近畿	大阪府	泉佐野市	地震エリア	○
424	近畿	大阪府	富田林市	地震エリア	○
425	近畿	大阪府	寝屋川市	大都市・地震エリア	×
426	近畿	大阪府	河内長野市	地震エリア	○
427	近畿	大阪府	松原市	地震エリア	○
428	近畿	大阪府	大東市	地震エリア	○
429	近畿	大阪府	和泉市	地震エリア	○
430	近畿	大阪府	箕面市	地震エリア	×
431	近畿	大阪府	柏原市	地震エリア	○
432	近畿	大阪府	羽曳野市	地震エリア	○
433	近畿	大阪府	門真市	地震エリア	○
434	近畿	大阪府	摂津市	地震エリア	○
435	近畿	大阪府	高石市	地震エリア	○
436	近畿	大阪府	藤井寺市	地震エリア	×
437	近畿	大阪府	東大阪市	大都市・地震エリア	○
438	近畿	大阪府	泉南市	地震エリア	○
439	近畿	大阪府	四條畷市	地震エリア	○

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
440	近畿	大阪府	交野市	地震エリア	○
441	近畿	大阪府	大阪狭山市	地震エリア	○
442	近畿	大阪府	阪南市	地震エリア	×
443	近畿	大阪府	島本町	地震エリア	×
444	近畿	大阪府	豊能町	地震エリア	×
445	近畿	大阪府	能勢町	地震エリア	×
446	近畿	大阪府	忠岡町	地震エリア	○
447	近畿	大阪府	熊取町	地震エリア	○
448	近畿	大阪府	田尻町	地震エリア	○
449	近畿	大阪府	岬町	地震エリア	×
450	近畿	大阪府	太子町	地震エリア	×
451	近畿	大阪府	河南町	地震エリア	×
452	近畿	兵庫県	神戸市	大都市・地震エリア	○
453	近畿	兵庫県	姫路市	大都市・地震エリア	○
454	近畿	兵庫県	尼崎市	大都市・地震エリア	○
455	近畿	兵庫県	明石市	大都市・地震エリア	○
456	近畿	兵庫県	西宮市	大都市・地震エリア	○
457	近畿	兵庫県	洲本市	地震エリア	×
458	近畿	兵庫県	芦屋市	地震エリア	×
459	近畿	兵庫県	伊丹市	地震エリア	○
460	近畿	兵庫県	加古川市	大都市・地震エリア	○
461	近畿	兵庫県	宝塚市	大都市・地震エリア	×
462	近畿	兵庫県	三木市	地震エリア	○
463	近畿	兵庫県	高砂市	地震エリア	○
464	近畿	兵庫県	川西市	地震エリア	○
465	近畿	兵庫県	三田市	地震エリア	○
466	近畿	兵庫県	加西市	地震エリア	×
467	近畿	兵庫県	篠山市	地震エリア	×
468	近畿	兵庫県	加東市	地震エリア	×
469	近畿	兵庫県	たつの市	地震エリア	×
470	近畿	兵庫県	猪名川町	地震エリア	×
471	近畿	兵庫県	稲美町	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
472	近畿	兵庫県	播磨町	地震エリア	○
473	近畿	兵庫県	太子町	地震エリア	×
474	近畿	奈良県	奈良市	大都市・地震エリア	○
475	近畿	奈良県	大和高田市	地震エリア	○
476	近畿	奈良県	大和郡山市	地震エリア	×
477	近畿	奈良県	天理市	地震エリア	○
478	近畿	奈良県	橿原市	地震エリア	×
479	近畿	奈良県	桜井市	地震エリア	×
480	近畿	奈良県	五條市	地震エリア	×
481	近畿	奈良県	御所市	地震エリア	×
482	近畿	奈良県	生駒市	地震エリア	○
483	近畿	奈良県	香芝市	地震エリア	×
484	近畿	奈良県	葛城市	地震エリア	○
485	近畿	奈良県	平群町	地震エリア	×
486	近畿	奈良県	三郷町	地震エリア	○
487	近畿	奈良県	斑鳩町	地震エリア	×
488	近畿	奈良県	安堵町	地震エリア	×
489	近畿	奈良県	川西町	地震エリア	×
490	近畿	奈良県	明日香村	地震エリア	×
491	近畿	奈良県	上牧町	地震エリア	×
492	近畿	奈良県	王寺町	地震エリア	○
493	近畿	奈良県	広陵町	地震エリア	×
494	近畿	奈良県	河合町	地震エリア	×
495	近畿	和歌山県	和歌山市	大都市・地震エリア	○
496	近畿	和歌山県	海南市	地震エリア	×
497	近畿	和歌山県	新宮市	地震エリア	×
498	近畿	和歌山県	岩出市	地震エリア	○
499	中国／四国	鳥取県	鳥取市	大都市	×
500	中国／四国	島根県	松江市	大都市	○
501	中国／四国	岡山県	岡山市	大都市・地震エリア	○
502	中国／四国	岡山県	倉敷市	大都市・地震エリア	○
503	中国／四国	岡山県	玉野市	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
504	中国／四国	岡山県	総社市	地震エリア	×
505	中国／四国	岡山県	赤磐市	地震エリア	×
506	中国／四国	岡山県	早島町	地震エリア	×
507	中国／四国	岡山県	里庄町	地震エリア	×
508	中国／四国	広島県	広島市	大都市・地震エリア	○
509	中国／四国	広島県	呉市	大都市・地震エリア	×
510	中国／四国	広島県	三原市	地震エリア	×
511	中国／四国	広島県	尾道市	地震エリア	×
512	中国／四国	広島県	福山市	大都市・地震エリア	×
513	中国／四国	広島県	東広島市	地震エリア	×
514	中国／四国	広島県	廿日市市	地震エリア	×
515	中国／四国	広島県	府中町	地震エリア	×
516	中国／四国	広島県	海田町	地震エリア	×
517	中国／四国	広島県	熊野町	地震エリア	×
518	中国／四国	広島県	坂町	地震エリア	×
519	中国／四国	山口県	下関市	大都市・地震エリア	○
520	中国／四国	山口県	宇部市	大都市・地震エリア	×
521	中国／四国	山口県	山口市	大都市・地震エリア	×
522	中国／四国	山口県	防府市	地震エリア	○
523	中国／四国	山口県	下松市	地震エリア	×
524	中国／四国	山口県	光市	地震エリア	○
525	中国／四国	山口県	周南市	地震エリア	×
526	中国／四国	山口県	山陽小野田市	地震エリア	○
527	中国／四国	徳島県	徳島市	大都市・地震エリア	×
528	中国／四国	香川県	高松市	大都市・地震エリア	×
529	中国／四国	香川県	丸亀市	地震エリア	○
530	中国／四国	香川県	坂出市	地震エリア	○
531	中国／四国	香川県	善通寺市	地震エリア	×
532	中国／四国	香川県	宇多津町	地震エリア	×
533	中国／四国	香川県	琴平町	地震エリア	×
534	中国／四国	香川県	多度津町	地震エリア	×
535	中国／四国	愛媛県	松山市	大都市・地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
536	中国／四国	愛媛県	今治市	地震エリア	×
537	中国／四国	愛媛県	宇和島市	地震エリア	×
538	中国／四国	愛媛県	松前町	地震エリア	×
539	中国／四国	高知県	高知市	大都市・地震エリア	×
540	九州／沖縄	福岡県	北九州市	大都市・地震エリア	○
541	九州／沖縄	福岡県	福岡市	大都市	○
542	九州／沖縄	福岡県	久留米市	大都市	×
543	九州／沖縄	福岡県	苅田町	地震エリア	×
544	九州／沖縄	佐賀県	佐賀市	大都市	×
545	九州／沖縄	長崎県	長崎市	大都市	○
546	九州／沖縄	長崎県	佐世保市	大都市	×
547	九州／沖縄	熊本県	熊本市	大都市・地震エリア	○
548	九州／沖縄	熊本県	八代市	地震エリア	×
549	九州／沖縄	熊本県	荒尾市	地震エリア	×
550	九州／沖縄	熊本県	山鹿市	地震エリア	×
551	九州／沖縄	熊本県	天草市	地震エリア	×
552	九州／沖縄	熊本県	合志市	地震エリア	×
553	九州／沖縄	熊本県	大津町	地震エリア	×
554	九州／沖縄	熊本県	菊陽町	地震エリア	○
555	九州／沖縄	熊本県	御船町	地震エリア	×
556	九州／沖縄	熊本県	嘉島町	地震エリア	×
557	九州／沖縄	熊本県	益城町	地震エリア	×
558	九州／沖縄	大分県	大分市	大都市・地震エリア	○
559	九州／沖縄	大分県	別府市	地震エリア	×
560	九州／沖縄	大分県	中津市	地震エリア	×
561	九州／沖縄	大分県	由布市	地震エリア	×
562	九州／沖縄	宮崎県	宮崎市	大都市・地震エリア	×
563	九州／沖縄	宮崎県	都城市	地震エリア	×
564	九州／沖縄	宮崎県	延岡市	地震エリア	×
565	九州／沖縄	宮崎県	三股町	地震エリア	×
566	九州／沖縄	鹿児島県	鹿児島市	大都市・地震エリア	○
567	九州／沖縄	鹿児島県	阿久根市	地震エリア	×

No.	地域	都道府県	市区町村	指定区分	停電対応型 コージェネ 導入状況
568	九州／沖縄	鹿児島県	薩摩川内市	地震エリア	×
569	九州／沖縄	鹿児島県	霧島市	地震エリア	×
570	九州／沖縄	鹿児島県	奄美市	地震エリア	×
571	九州／沖縄	鹿児島県	姶良市	地震エリア	×
572	九州／沖縄	沖縄県	那覇市	大都市	×
573	九州／沖縄	沖縄県	豊見城市	地震エリア	×

〔別表 2〕

第 4 条第 2 項に定める経費の区分は次のとおりとする。（ただし、本支管工事費、工事負担金及び L N G 用高圧製造所並びに高圧貯蔵所設置費は除く。）

区 分	内 容
設計費	補助事業の実施に必要な〔別表 2－1〕に記載の設備の導入の設計に要する経費。
既存設備撤去費	補助事業の実施に必要な解体、運搬等に要する経費。 ただし、更新のための既存設備撤去に要する経費は除く。
新規設備機器費 (含む計測装置)	補助事業の実施に必要な〔別表 2－1〕に記載の導入機器の購入等に要する経費。
新規設備設置工事費	補助事業の実施に必要な〔別表 2－1〕に記載の導入設備の設置に要する経費。
敷地内ガス管敷設費	補助事業の実施に必要な〔別表 2－1〕に記載の敷地内ガス管の敷設に要する経費。

〔別表 2－1〕

1. 設計費、既存設備撤去費（更新時は対象外）、新規設備機器費（含む計測装置）、新規設備設置工事費の補助対象範囲

（1）以下の設備に対する経費を対象とする。

- ① 停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステム（ガスエンジンコージェネ、ガスタービンコージェネ、燃料電池等）

機器本体に加え、排熱回収に資する装置・機器、その他必要と判断される設備

- ② 熱交換器、煙道、煙突、安全装置、省エネを目的とした計測装置、ガスブースタ又はガスコンプレッサ、脱硝装置、基礎工事

（設備建屋及び建屋に付随する設備等は対象外とする。）

（2）蒸気・温水配管については、対象設備間をつなぐものは対象とし、対象設備と対象外設備をつなぐものは対象外とする。

（配管に付随するポンプ等もこれに準ずるものとする。）

（3）当該経費は、本補助事業で専用に使用する部分とし、補助事業外設備との共用部分がある場合には、既存設備撤去費を除き、原則定格流量比による按分相当額を対象とする。

2. 敷地内ガス管敷設費の補助対象範囲

（1）ガス配管、ガバナ、ストレーナ、緊急遮断弁、ガス漏れ警報器等必要と判断される設備に対する経費を対象とする。

（2）本補助事業で使用する専用配管に加え、補助事業外設備との共用配管がある場合には、原則断面積比による按分相当額を対象とする。

〔別表 3〕

第 5 条に定める補助金の補助率及び補助金の上限額は次のとおりとする。

算 定 方 法
1. 補助対象経費の区分ごとに、以下 2. の補助率を乗じた額の合計額とし、以下 3. の額を限度とする。 2. 補助率 (1) 中小企業者（みなし大企業を除く）、会社法上の会社以外の法人 補助率 2／3 以内 (2) 上記以外 補助率 1／2 以内 3. 1 補助事業当たりの上限額 上記 2. (1) の事業者：3. 4 億円／1 補助事業 上記 2. (2) の事業者：2. 5 5 億円／1 補助事業

(様式第1)

受 理 番 号 (センターで記入)					

番 号			
申請日(記入日)			
令 和			
	年	月	日

令和 年度社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
交付申請書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第7条第2項の規定に
基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 申請者

法人名				印
代表者名				
役 職				
住 所	郵便 番号	-		

※ 申請者が複数の場合は、全ての申請者について記入のうえ押印すること。
記入順序は所有者、使用者、その他の順とし、複数の申請者が補助対象設備を所有する予定の場合は
補助金交付申請金額が多い申請者を先に記入すること。

(様式第2)

令和 年度社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
実施計画書

1. 補助事業の実施計画

(1) 実施場所

住 所	()
最寄り駅	
施設の名称	
施設の所有者	

※地図を添付し、施設の位置を明記すること。

(2) 補助事業の概要

従来方式と補助事業方式の燃料消費設備の種類と能力	
従来方式	
補助事業方式	
付帯設備の補助対象範囲	
撤 去	
更 新	
新 設	
設備の用途	
支払い方法	
設備使用者の計画	金融機関振込 ・ リース ・ 賃貸 ・ エネルギーサービス(含むESCO) ・ 支払い委託(金融機関名称：)
共同申請情報	
その他特記事項	
補助対象設備を設置する 建物が「新築」	該当する ・ 該当しない

※ 共同申請にかかる相互の契約や役割分担が分かる資料を添付すること。

2. 補助事業の具体的な内容

(1) 設備詳細

＜a. 導入予定の自家発電設備＞

設備名称	燃料消費量 (Nm ³ /h)	単位発熱量 (GJ/千Nm ³) (低位基準)	燃料消費量 (MJ/h)	定格発電出力 (kW)	発電効率 (LHV %)	総合効率 (LHV %)	台数	導入 状況
	①	②	①×②=③	④	⑤=④÷③×3.6			
合計								

※ 効率は低位発熱量基準定格運転時のもので、小数点第2位を四捨五入した値を記載すること。

※ 「燃料消費量」及び「定格発電出力」は設備の定格値を記載すること。

※ 全ての申請設備群ごとに全数記入すること。記入枠は必要な数をコピーすること。

(2) 審査に係る事項

a. 設置場所

都道府県	市区町村	BOSCGS 設置済	更新・ 新設

b. 省CO₂性と費用対効果

評価項目	導入効果	
CO ₂ 排出削減量		▲t - CO ₂ /年
CO ₂ 削減率		%
費用対効果		千円/kW

※ 費用対効果は（補助対象経費／発電機出力(kW)）を記入すること。

c. 災害時の強靱性

* 該当する項目にチェック（括弧に○を記入）すること。

評価項目	チェック	内容			
災害時の強靱性	()	①	①中圧ガス導管等でガス供給を受けていること		
	()	②	社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第3条第2項（7）（ア）～（ウ）のいずれかの施設であること		

※ 実績報告時にチェックした内容を満たしていない場合、補助金が交付されません。

※ 社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第3条第2項（7）（ア）～（ウ）のいずれかの施設

（ア）災害時に避難所として活用される国や地方自治体の防災計画指定の施設、
国や地方自治体と協定を締結している（見込みも含む）帰宅困難者受入施設

（イ）災害時に機能維持する必要性のある施設（救急指定病院・地域医療支援病院
など国や地方公共団体が認定または指定する医療施設、ただし災害拠点病院・
救命救急センター・周産期母子医療センターを除く。福祉避難所、地方自治体
等の施設）

（ウ）国や地方自治体と震災時の物資提供の協定や災害時の協定を締結している
（見込みも含む）工場・事業場

※ 災害時に寄与できる設備は上記（ア）～（ウ）の施設において災害時に補助対象設備が
電力の供給または提供物資の生産等に資することをいう。

--	--

(3) 事業実施工程表

- ・別紙「発注計画書」の通り。
- ・補助事業の開始及び完了予定日

当年度	開始予定日	令和		年		月		日
	完了予定日	令和		年		月		日
事業全体	開始予定日	令和		年		月		日
	完了予定日	令和		年		月		日

3. 補助事業担当窓口

(1) 申請者

法人名				印
部署名				
(フリガナ)				
実施責任者名				
役 職				
住 所	()			
電話番号	— —	FAX番号	— —	
E-mailアドレス				

※申請者が複数の場合、全ての申請者の担当者連絡先について記入のうえ押印すること。

(2) 補助事業後の都市ガス供給事業者

法人名				
部署名				
(フリガナ)				
担当者名				
役 職				
住 所	()			
電話番号	— —	FAX番号	— —	
E-mailアドレス				

(3) 補助事業後の都市ガス導管事業者

法人名				
部署名				
(フリガナ)				
担当者名				
役 職				
住 所	()			
電話番号	— —	FAX番号	— —	
E-mailアドレス				

4. 補助対象経費の算出根拠
別紙「申請金額整理表」の通り。

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設 計 費	円	円		円
II. 既存設備撤去費	円	円		円
III. 新規設備機器費	円	円		円
IV. 新規設備設置工事費	円	円		円
V. 敷地内ガス管敷設費	円	円		円
合 計	円	円		円

- ※「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味します。
なお、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。
- ※「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。
- ※「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額（1円未満は切捨て）をいいます。
- ※ 申請者が複数の場合、合計金額を記入してください。

5. 補助事業者の概要

法人名					
代表者名					
役 職					
住 所	()				
電話番号	— —		FAX番号	— —	
業 種					
資本金※	円		従業員数※	人	
決算情報※	前年度	売上高	円	経常利益	円
補助対象設備 に対する申請 者の役割	☐ 所有者 ☐ 使用者 ☐ エネルギーサービス事業者（補助対象設備を使用し電力や熱を販売する） ☐ その他 ()				

※各項目について直近決算年度末の数値を補助事業者の単体ベースで記入すること。

6. 資金調達計画（補助事業に要する経費）

調 達 先	補 助 金	自己資金	借 入 金	合 計
調達金額	円	円	円	円

※複数年度事業の場合、事業全体の金額を記入すること。

※金額に消費税等は含まないこと。

※申請者が複数の場合、合計金額を記入し、申請者ごとの計画が分かる書類を添付すること。

7. 確認事項

※該当する項目にチェック（括弧に○を記入）すること。

☐	他の補助金との重複または併願（予定含む） 該当する場合、補助金名称：
☐	自社製品の調達等

※補助対象経費に、国からの補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の対象経費を含む事業ではないこと（法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められているものを除く）。

令和 年 月 日

申請者

法人名
代表者名一般社団法人
都市ガス振興センター
会長令和 年度社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
交付決定通知書

令和 年 月 日付け 番をもって申請のあった、令和 年度
社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金については、社会経済活動の
維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第8条第1項の規定に基づき、下記の
とおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金交付の対象となる事業及び内容は交付申請書のとおりとします。

2. 補助金交付予定額

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金交付予定額	円

※ 金額に消費税等は含みません。

※ 申請者が複数の場合は、合計額を記載しています。

3. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付予定額並びに区分ごとの配分

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付予定額
I. 設 計 費	円	円		円
II. 既存設備撤去費	円	円		円
III. 新規設備機器費	円	円		円
IV. 新規設備設置工事費	円	円		円
V. 敷地内ガス管敷設費	円	円		円
合 計	円	円		円

※ 金額に消費税等は含みません。

※ 申請者が複数の場合は、合計額を記載しています。

4. 交付の条件

当該案件の補助金交付番号は、

です。

(注) 補助金交付予定額は申請書の内容に基づき審査した結果による補助金の交付限度額です。
実際の交付額は「実績報告書」に基づき確定しますので予めご了承ください。

(様式第4)

補助金交付番号						←交付決定通知書に 記載の補助金交付番号	届出日(記入日)					
							令和		年		月	

令和 年度社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
交付申請取下げ届出書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助金の申請取下げについて、社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費
補助金交付規程第9条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 申請者

法 人 名				印
代表者名				
役 職				
住 所	郵便 番号	-		

※ 申請者が複数の場合は、全ての申請者について記入のうえ押印すること。

2. 補助金申請取下げ理由

--

(様式第5)

補助金交付番号					

←交付決定通知書に
記載の補助金交付番号

申請日(記入日)			
令和			
	年	月	日

令和 年度社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
計画変更等承認申請書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業の計画変更等について、社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 補助事業者

法人名				印
代表者名				
役職				
住所	郵便番号	-		

※ 補助事業者が複数の場合は、全ての事業者について記入のうえ押印すること。

2. 計画変更等の内容

--

3. 計画変更等を必要とする理由

4. 計画変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金額
I. 設 計 費	円	円		円
II. 既存設備撤去費	円	円		円
III. 新規設備機器費	円	円		円
IV. 新規設備設置工事費	円	円		円
V. 敷地内ガス管敷設費	円	円		円
合 計	円	円		円

- ※ 計画変更により補助事業に要する経費等が交付決定の内容と異なる場合のみ記入すること。
 ※ 補助事業者が複数の場合、合計金額を記入し、事業者ごとの内訳が分かる書類を添付すること。
 ※ 見積書の写しを添付すること。（上記金額根拠が明確に分かるように別途注釈をつけること。）
 ※ 補助金交付予定額を上回らないこと。

（注） 交付決定時に条件が付されている場合は、計画変更後もその条件を遵守すること。

(様式第 6)

補助事業者
法人名
代表者名

令和 年 月 日

一般社団法人
都市ガス振興センター
会長

令和 年度社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
計画変更等承認結果通知書

補助金交付番号

上記補助事業の計画変更等については、社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第 10 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 審査結果

	承認		条件付き承認		不承認
--	----	--	--------	--	-----

2. 承認の条件

3. 不承認の理由

(様式第7)

補助金交付番号				

←交付決定通知書に
記載の補助金交付番号

報告日(記入日)			
令和			
	年	月	日

令和 年度社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
遅延等報告書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業の遅延等について、社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者

法人名				印
代表者名				
役職				
住所	郵便番号	-		

※ 補助事業者が複数の場合は、全ての事業者について記入のうえ押印すること。

2. 遅延等に係る金額

	円
--	---

※ 金額に消費税等は含まないこと。

※ 補助事業者が複数の場合は、合計金額を記入し、事業者ごとの内訳が分かる書類を添付すること。

3. 遅延等の理由及び採った措置

--

4. 補助事業の遂行及び完了予定日

補助事業の遂行			
①契約締結	令和	年	月 日
②納品	令和	年	月 日
③検収	令和	年	月 日
④請求	令和	年	月 日
完了予定日	令和	年	月 日

(様式第8)

補助金交付番号					

←交付決定通知書に記載の補助金交付番号

報告日(記入日)		
令和	年	月 日

令和 年度社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
実施状況報告書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業の実施状況について、社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者

法人名				印
代表者名				
役職				
住所	郵便番号	-		

※ 補助事業者が複数の場合は、全ての事業者について記入のうえ押印すること。

2. 補助事業の実施状況の内容

--

(様式第9)

補助金交付番号					←交付決定通知書に 記載の補助金交付番号	申請日(記入日)			
						令和	年	月	日

令和 年度社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
承継承認申請書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業の承継について、社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第15条の規定に基づき、補助金に係る補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 承継を受ける事業者名

法人名				印
代表者名				
役職				
住所	郵便番号	-		

2. 交付を決定した補助事業者名

--

3. 承継理由

--

4. 交付決定通知書に掲げられた補助金の額

	円
--	---

5. 既に交付を受けている補助金の額

	円
--	---

(様式第 10)

補助金交付番号					←交付決定通知書に 記載の補助金交付番号	報告日(記入日)			
						令和			

令和 年度社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
実績報告書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業が完了しましたので、社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者

法人名				印
代表者名				
役職				
住所	郵便番号	-		

※ 補助事業者が複数の場合は、全ての事業者について記入のうえ押印すること。

2. 実施した補助事業の内容

1. 補助事業設備の用途	
2. 補助事業設備の仕様確認表	
3. 請負会社選定のための見積額比較表	
4. 請負会社選定理由	
5. 契約先と契約金額	

3. 補助事業に要した経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

区 分	補助事業に要した経費	補助対象経費	補助率	補助金額
I. 設 計 費	円	円		円
II. 既存設備撤去費	円	円		円
III. 新規設備機器費	円	円		円
IV. 新規設備設置工事費	円	円		円
V. 敷地内ガス管敷設費	円	円		円
合 計	円	円		円

※ 補助事業者が複数の場合、合計金額を記入し、事業者ごとの内訳が分かる書類を添付すること。

※ 見積書、支払い証明書の写しを添付すること。
(上記金額根拠が明確に分かるように別途注釈をつけること。)

4. 補助事業開始日及び完了日

開始日	令和	年	月	日	完了日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---	-----	----	---	---	---

(注) 実績報告の際には本様式の外、別に定める資料を添付して報告すること。

(様式第 1 1)

補助金交付番号				

← 交付決定通知書に
記載の補助金交付番号

報告日(記入日)			
令和	年	月	日

令和 年度社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
年度末実績報告書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業の年度末実績について、社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者

法人名			印	
代表者名				
役 職				
住 所	郵便番号	-		

※ 補助事業者が複数の場合は、全ての事業者について記入のうえ押印すること。

2. 交付予定額と翌年度への繰越額

	交付予定額		交付予定額のうち翌年度への繰越額	
区 分	補助対象経費	交付予定額	補助対象経費	交付予定額
I. 設 計 費	円	円	円	円
II. 既存設備撤去費	円	円	円	円
III. 新規設備機器費	円	円	円	円
IV. 新規設備設置工事費	円	円	円	円
V. 敷地内ガス管敷設費	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円

※ 金額に消費税等は含まないこと。

※ 補助事業者が複数の場合、合計金額を記入し、事業者ごとの内訳が分かる書類を添付すること。

3. 補助事業開始日及び完了予定日

開始日	令和	年	月	日	完了予定日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---	-------	----	---	---	---

(様式第 1 2)

補助事業者

法人名

代表者名

令和 年 月 日

一般社団法人
都市ガス振興センター
会長

令和 年度社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
支払確定通知書

補助金交付番号

上記補助金の交付について、社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
交付規程第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 補助事業に要した経費、補助対象経費及び補助金交付確定額並びに区分ごとの配分

区 分	補助事業に要した経費	補助対象経費	補助率	補助金交付確定額
I. 設 計 費	円	円		円
II. 既存設備撤去費	円	円		円
III. 新規設備機器費	円	円		円
IV. 新規設備設置工事費	円	円		円
V. 敷地内ガス管敷設費	円	円		円
合 計	円	円		円

※ 補助事業者が複数の場合は、合計金額及び事業者ごとの内訳を記載しています。

2. 補助金精算払額

円

※ 金額に消費税等は含みません。

※ 補助事業者が複数の場合は、合計金額及び事業者ごとの内訳を記載しています。

(様式第 13)

補助金交付番号				

←交付決定通知書に
記載の補助金交付番号

請求日(記入日)				
令和				
	年	月	日	

令和 年度社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
精算払請求書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助金に係る補助金の精算払を受けたいので、社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第18条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業者

法人名				印
代表者名				
役職				
住所	郵便番号	-		

2. 精算払請求金額

円

※ 金額に消費税等は含まないこと。

※ 補助事業者が複数の場合は、合計金額を記入し、事業者ごとの内訳が分かる書類を添付すること。

3. 補助金の振込先

金融機関名	コード		フリガナ		コード	
			支店名			
口座番号	コード		預金種別	1. 普通 2. 当座 9. 別段		
口座名義 (カナ)						
(漢字)						

(様式第 1 4)

補助金交付番号				

←交付決定通知書に
記載の補助金交付番号

報告日(記入日)			
令和	年	月	日

令和 年度社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
返還報告書(取消しに係るもの)

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業について、社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
交付規程第 1 9 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者

法人名				印
代表者名				
役職				
住所	郵便 番号	-		

※ 補助事業者が複数の場合は、全ての補助事業者について記入のうえ押印すること。

2. 既に交付を受けている補助金の額

円

3. 返還を請求された金額及び年月日

令和 年 月 日
円

4. 返還した金額及び年月日

	年 月 日	
(1)	返 還 金	円
(2)	加 算 金	円
(3)	延 滞 金	円

5. 加算金及び延滞金の算出根拠

--

6. 未返還金額

(1)	返 還 金	円
(2)	加 算 金	円
(3)	延 滞 金	円

(様式第 15)

補助金交付番号	← 交付決定通知書に 記載の補助金交付番号

取得財產等管理台帳 [取得財產等明細表]

[令和 年度]

財産名	規 格	数 量	単 価	金 額	取得年月日	処分 制限 期間	保管場所	備考
		合計金額(円) :						

(注)

1. 対象となる取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が交付規程第22条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 所有者が複数の場合は、備考欄に財産名ごとの所有者を記入すること。
3. 取得時の按分等により、財産取得価格の一部が補助対象でない場合、備考欄に内訳を記入すること。
4. 数量は同一規格等であれば一括して記入して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記入すること。
5. 取得年月日は検収年月日を記入すること。
6. 既存設備撤去費は、本管理台帳に計上しない。
7. 処分制限期間は、本交付規程第22条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第 16)

補助金交付番号				

←交付決定通知書に
記載の補助金交付番号

申請日(記入日)			
令和			
	年	月	日

令和 年度社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
財産処分承認申請書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業の財産処分について、社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第22条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 補助事業者

法人名				印
代表者名				
役職				
住所	郵便番号	-		

※ 補助事業者が複数の場合は、全ての補助事業者について記入のうえ押印すること。

2. 財産名(仕様)、数量

--

3. 処分の方法

1. 転用	2. 譲渡	3. 交換	4. 貸付け	5. 担保に供する処分
6. 取壊し	7. 廃棄	8. その他(	)	

4. 処分の予定時期

令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
----	---	---	---	---	----	---	---	---

5. 処分の理由

--

6. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び流用の目的)

--

7. 処分の条件(当該処分により収益がある場合は、その予定額を必ず記載すること)

--